

# 政 経 研 究

第五十四卷 第三号 2017年12月

論 説

日本企業における中高年社員に対する  
退職管理の実態と課題

..... 谷田部 光 一

テレビにおける「八月ジャーナリズム」の歴史的展開  
——ドキュメンタリー番組の編成の変遷を中心に——

..... 米 倉 律

論 説

連結上の未実現利益に関する一考察

..... 小 阪 敬 志

政党システムの制度化と政党競合の構造

..... 荒 井 祐 介

政経研究 第五十四卷第一号 目次

論 説

M・ニードムの政治原理に関する一研究 …… 倉 島 隆  
——利益理論を中心に——

研究ノート

RAS法による投入係数の修正と …… 武 縄 卓 雄  
生産技術構造の分析

論 説

ALIBABAの光と影、躍進と諸問題 …… 築 場 保 行  
——高成長、偽造品売買、賄賂、粉飾と政治・投資家リスク——  
日本の Democratic Capital と …… 坂 井 吉 良  
所得との相互関係に関する研究 …… 坂 本 直 樹

政経研究 第五十四卷第二号 目次

論 説

小笠原返還における核持ち込み問題 …… 信 夫 隆 司

女性活躍推進法と人材マネジメント …… 谷 田 部 光 一

アダム・スミスの商業社会における消費の意義 …… 山 口 正 春

連結精算表の作成手続に関する一考察 …… 小 阪 敬 志

アジア太平洋地域における戦時情報局(OWI)  
プロバガンダ・ラジオ …… 小 林 聡 明  
——朝鮮語放送の実態解明に向けた基礎的分析——

# 日本企業における中高年社員に対する 退職管理の実態と課題

谷田部 光 一

## 一 はじめに

本稿では、日本企業における中高年社員を対象とする退職管理について考察する。

人材フローマネジメントは、入口としての人材の採用管理、プロセスとしての配置・異動管理、出口としての退職管理で構成され、人材マネジメントにおける雇用管理の領域で中核的な役割を担っている。人材フローマネジメントのうち退職管理には、定年制度を軸に、解雇、自己都合退職、早期退職、転籍、雇用延長など、様々な態様と雇用プロセスに応じた多様な種類の制度・施策が存在する。既に筆者は別稿で定年制度を中心に継続雇用（勤務延長・再雇

用)制度も併せて論じているが、本稿ではそれ以外の退職管理に係る制度・施策について検討する。

しかも、従業員全般ではなく、中高年社員層を対象にした制度・施策に焦点を当てる。定年制度と関連する退職管理の実態と課題を明らかにするのが本稿の目的だからである。論じるにあたっては、企業主体による退職マネジメントの視点だけではなく、従業員によるキャリア選択の視点も取り入れることが特徴である。

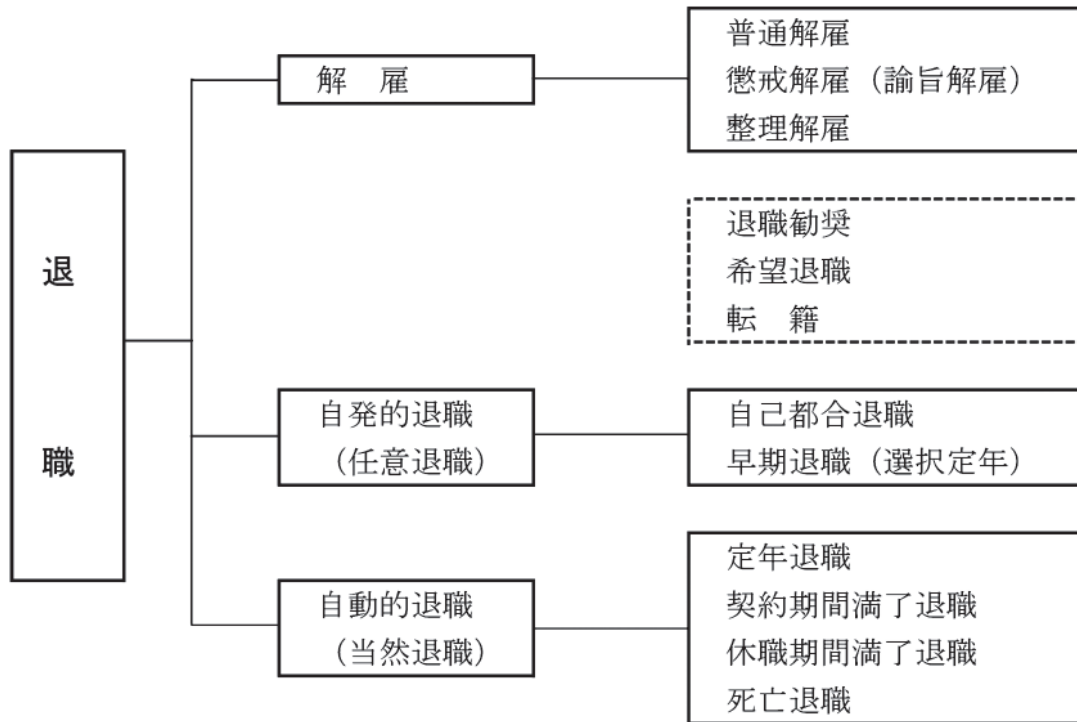
本稿の大まかな構成は次のとおりである。まず、従業員全体を対象にした一般的な退職の態様・種類について概観したうえで、中高年社員を対象とする退職管理の実態についてやや詳しく考察する。これらの実態を受け、企業による雇用調整としての退職管理とキャリア支援、それに対する従業員のセカンドキャリア選択との相互関係を論じ、さらに中高年齢層の就業継続とその課題について検討する。最後は、むすびにかえて中高年社員の複線型セカンドキャリアシステムについて提案する。

なお、本稿で対象とする「中高年社員」の年齢は、おおむね四五歳前後から六〇歳代までの層を想定している。また、本稿で論じるのは民間企業における退職管理である。

## 二 従業員の退職の種類、多様な退職管理

中高年社員に限らず、民間企業における従業員全体を対象とした退職の態様・種類を整理したのが図表1である。企業が主体の「解雇」、従業員による「自発的退職」、制度的な「自動的退職」に大きく分類できる。しかも、企業による解雇なのか、それとも従業員による自発的退職なのか、境界線が曖昧な退職の態様も存在する。以下それぞれの

図表1 退職の態様・種類



区分について概要をみていくことにする。

(1) (企業による) 解雇

企業による解雇にも種類がある。「普通解雇」は、労働能力の不足、勤務成績不良、規律性の欠如などを理由とする解雇である。「懲戒解雇」は懲戒処分の中でも重い措置で、企業に対する重大な非違行為、経営秩序に対する著しい混乱・妨害行為、企業の名譽を毀損する反社会的行為などがあつた場合にに行われるもので、退職金を支給しない例が多い。「諭旨解雇」は懲戒解雇を情状に応じて軽減した処分である。退職を勧告して普通解雇か自己都合退職(諭旨退職)扱いとし、退職金は一部あるいは自己都合退職分を支給するが、勧告に従わない場合は懲戒解雇になる。

「整理解雇」は企業業績が悪化したときに、一定の基準で対象者を選定して解雇(人員整理)する措置である。解雇にあつて具体的な従業員を指名するので「指名解雇」という場合もある。整理解雇の有効性の判断に関しては、①経営上の高度の必要性、②解雇回避の努力、③対象者選定の合理性、

④労働者・労働組合に対する説明・協議、—いわゆる整理解雇の四要件（あるいは四要素）が必要だとする判例法理が形成されている。

日本企業の場合、経営不振に陥っても解雇は最後の手段であつて、なるべく実施しないといわれてきた。<sup>②</sup> 整理解雇は年齢が高く勤続の長い中高年社員を対象とすることが多いので、経営状況が回復して再度労働力が必要になつても、解雇した労働者に匹敵するような自社の業務に習熟した労働者を短期間で確保することは難しい。また、整理解雇の対象とならずに残つた従業員は、若年層も含めて働くモラルが低下して、モチベーションが上がらず、結果的に企業業績に好影響は与えないからである。

しかし実際には、長期継続雇用慣行（いわゆる「終身雇用」）が定着した高度経済成長期以降から今日まで、不況期や企業経営の悪化時には、後述する「希望退職」も含めて「整理解雇」は繰り返し実施されてきた。<sup>③</sup>

## (2) 自発的退職（任意退職）

従業員の自発的退職（任意退職）の典型は「自己都合退職」である。転職のため、家業を継ぐため、自営業を始めするため、起業するため、大学院や専門学校へ入学するため、完全引退など、自己都合退職に至る理由は様々である。ただ、自己都合といひながら、家族の介護・看病のため、配偶者の転勤のためなど、家族都合で不本意ながら退職するケースもある。

企業の恒常的な制度として導入された「早期退職優遇制度」や「選択定年制度」などの選択型退職システムを利用して、従業員が真に自らの意思により定年前に早期退職する場合も、自発的退職に含められる。なお、早期退職優遇制度と選択定年制度の内容に関しては、中高年社員に対する退職管理について検討する際に説明する。

### (3) 自動的退職（当然退職）

解雇や自己都合退職など以外にも、企業の就業規則等で制度として規定されている自動的な退職の仕組みがある。図表1では自動的退職（当然退職）と分類しており、「定年退職」がその典型である。労働契約期間満了や退職期間満了による退職、死亡による退職もこれに含めることができる。

### (4) 退職のグレイゾーン

前述したように、企業による解雇なのか、従業員の意思による退職なのか境目の曖昧な退職措置も存在する。図表1で、解雇による退職群と自発的退職群の間に、破線で囲った項目群である。「退職勧奨」は希望退職を集団的に募集するときに会社側から働きかけることも多いが、それ以外でも会社が判断する成績や能力不良者等を対象に、個別のいわゆる「肩たたき」が行われ、それに応じた従業員が自己都合退職するケースがある。

「希望退職」は、業績悪化時における「整理解雇」の前段として、年齢、勤続、その他会社が設定する応募条件を提示して、期限と目標人数を定めて退職希望者を募集する仕組みである。希望退職の要件・条件の多くは、希望退職者が少ない場合に最終手段として実施される整理解雇の要件・条件になる。希望退職の募集にあたっては退職金等の上積みがあるのだが、整理解雇に移行すると不利になる。しかし、従業員の意思だけに依存しては、会社として退職して欲しい従業員が応募せず、残って欲しい従業員が応募する可能性<sup>4</sup>がある。それで、退職して欲しい従業員に対しては個別に「肩たたき」（退職勧奨）を行い、残って欲しい従業員には「逆肩たたき」（慰留）が行われることが多い。こうして希望退職に反応すると、官庁統計上は自発的退職にカウントされるが、自発的でない応募者も実際にはかなりの人数で存在するのである。

なお、希望退職実施による企業のデメリットは、「整理解雇」で指摘したこととほぼ同じである。それでも整理解雇を回避する手段として、あるいは経営合理化策の一環として、今日では希望退職が以前よりも比較的緩やかに多用される傾向がある。企業が希望退職の実施にあたって「早期退職を実施する」と、あえて後述する「早期退職優遇制度」と混同するような表現を用いることもある。

「転籍」は、現在の企業を退職して転籍先企業と新たに労働契約を結ぶ仕組みである。労働者が主体的に意思決定する転職とは異なり、転籍元企業と転籍先企業が労働者の移籍に何らかの形で関与する。したがって、グループ企業や取引先企業間で転籍が実施されることが多い。ただ、労働契約の当事者が変わることになるので、労働者の個別的な同意がないと法的には実施できない。つまり、労働者が転籍に応じるということは、現在の会社を自分の意思で退職することになる（自発的退職）。しかし、転籍にいたるまでの従業員の意思決定プロセスは単純な自発的退職とは異なる。それも含めて、転籍に関しては中高年社員の退職管理のところで詳しく論じることになる。

以上のように、解雇と自発的退職の間には、グレーゾーンとしての「自発的とはいえない自発的退職」あるいは半自発的退職ともいえる形態が存在するのである。

### 三 中高年社員に対する退職管理の実態

#### 1 中高年社員に対する退職管理システムの概要

図表2が、中高年社員を対象とした退職管理システムについて、関連する制度・施策をグループごとにまとめたも



のである。従業員全般の退職について整理した前掲図表1と共通する制度・施策もあるが、「解雇」と一般的な自発的退職である「自己都合退職」は検討の対象外にしている。また、①「定年退職・雇用延長」を除けば、主として定年前の退職に係わるものである。

定年制度と雇用延長（継続雇用）制度に関しては、「一 はじめに」でも触れたとおり既に詳しく論じている。<sup>5)</sup>しかし、継続雇用制度に関しては、定年到達者の雇用延長の観点からのみ検討している。実際には、継続雇用制度（勤務延長制度や再雇用制度）が適用され、定年を超えて雇用が延長されても、定められた年齢に到達すれば退職することになる。ただ、勤務延長後退職や再雇用後退職に

関しては今回の検討対象としない。

図表2 中高年社員の退職管理システム

|   |   |
|---|---|
| ① | 定年退職<br>雇用延長（継続雇用）<br>勤務延長後退職、再雇用後退職                              |
| ② | 出 向<br>転籍予定出向<br>出向後転籍<br>出向後定年、出向後定年時転籍<br>転 籍<br>定年前転籍<br>定年時転籍 |
| ③ | 早期退職優遇制度<br>選択定年制度  |
| ④ | セカンドキャリア支援制度（狭義）<br>転職支援制度<br>転身（進）・独立支援制度                        |

②「出向・転籍」のうち転籍は、定年前に退職して別企業に移籍する形が多いものの、定年時移籍（転籍）というパターンもある。出向は出向元企業に在籍したままなので直接的には退職とはいえないが、数年先の転籍を前提に出向するケースも多いので、転籍と同一グループとした。③「早期退職優遇制度・選択定年制度」は、従業員の意思による選択型退職システムの典型である。また、④「セカンドキャリア支援

制度」は、転職支援制度や転身(転進)支援制度、独立支援制度などの総称であり、従業員の選択的退職に対して上記③よりさらに企業の関与度合いを強めた施策である。以下、②③④のグループについてももう少し詳しく内容をみていくことにする。

## 2 出向と転籍

### (1) 出向・転籍の形態

出向は、出向元企業との雇用関係(労働契約)を維持したまま出向先企業の指揮命令下で業務を遂行する就業形態で、出向先企業との雇用関係も生じる二重の労働契約関係にあることが特徴である。かつては在籍出向という言い方もあったが、最近は単に出向と言うことが多い。これに対して転籍の場合は、転籍元企業との労働契約を解除し転籍先企業と新たに労働契約を締結する。かつては転籍出向と称することもあったが、これも単に転籍と言うようになった。なお、中高年社員の退職管理そのものではないが、近年は会社分割、事業譲渡による転籍も少なくない。

前述したとおり、出向は転籍と異なり直接的には退職システムとはいえないのだが、転籍予定出向の場合は、トライアルとしての出向期間中の職務遂行状況によって、出向先企業と労働者が合意すれば転籍に移行することが前提になっている。出向先企業が労働者を雇用するかどうか選別するだけでなく、労働者も当該企業にそのまま転籍するかどうかの選択肢を持っている。合意が成立せず出向先から復帰することもあり、もともとが転籍つまり出向元企業からの退職を予定した出向なので、別の企業に再度出向するケースもあるという。出向後転籍という形態は、必ずしも転籍が前提になっていない出向の場合だが、結果的に転籍予定出向と同様なプロセスで転籍に移行する。出向後定年

は、出向のまま出向元企業の定年を迎える形態である。その場合、その時点で退職するケース、出向元企業の継続雇用制度（勤務延長・再雇用）に移行するケース、出向先企業に転職するケースなどいくつかのパターンが考えられる。

以上のように、中高年社員を対象とした出向は転籍とセットになり（出向・転籍）、中高年社員の退職管理システムの一部を構成している。企業間の強いつながり（強い紐帯）に基づくことの多い出向・転籍は、能力のマッチングだけでなく、転職者の新しい職場への適合を見定めるプロセスを提供し、一種のバッファ<sup>⑥</sup>として円滑な転職につながっている、という研究もある。

## (2) 出向・転籍の目的

若手から中堅社員を対象とする出向は、従業員の能力開発、人材育成が主要目的だが、中高年社員を対象とする出向と転籍の目的はやや異なる。しかも、出向と転籍がセットで運用されることが多いことでも分るように、両者のねらいはほぼ同様である。具体的には、①出向・転籍先企業の経営指導、技術指導、②出向・転籍先企業の人材不足対策、③出向・転籍元企業と出向・転籍先企業の人的結びつき強化、業務連携強化、④出向・転籍元企業の雇用調整・人員削減、⑤出向・転籍元企業のポスト不足対策、⑥出向・転籍元企業の中高年社員の雇用機会確保、などである。<sup>⑦</sup>

①～③は前向きであるが、④～⑥はどちらかといえば後ろ向きイメージが持たれやすい。しかし、中高年社員にとつては、これまでに身に付けた職業能力を引続き発揮・活用できる場と機会が得られるのであるし、キャリア開発・形成の観点からは、さらにキャリアをアップする可能性もある。出向・転籍元企業の目的はどうであろうとも、中高年社員自身がセカンドキャリアを豊かにするチャンス、新天地で活躍するチャンス、社会に貢献できるチャンスと前向きに捉えることもできよう。

図表3 50歳以上の正社員を対象とした早期退職優遇制度等の実施状況

(単位：%)

| 制度の内容                  | 企業規模計 | 100人未満 | 100人～300人未満 | 300人～1,000人未満 | 1,000人以上 |
|------------------------|-------|--------|-------------|---------------|----------|
| 出向後定年時に移籍              | 1.1   | 0.3    | 0.6         | 3.0           | 8.6      |
| 転籍                     | 2.2   | 1.3    | 2.0         | 3.5           | 11.7     |
| 早期退職優遇制度               | 4.0   | 1.6    | 3.8         | 7.6           | 25.7     |
| 転職支援のための取組み<br>(転籍は除く) | 0.8   | 0.3    | 0.8         | 1.3           | 5.9      |
| 独立開業支援のための取組み          | 0.7   | 0.4    | 0.6         | 0.9           | 3.6      |

出所：労働政策研究・研修機構「高年齢者の雇用に関する調査（企業調査）」  
(2015年)

(注) 調査結果の詳細は「労働政策研究・研修機構 調査シリーズNo.156」(2016年5月)参照。

(3) 出向・転籍の実施状況

図表3は、労働政策研究・研修機構による50歳以上の正社員を対象にした早期退職優遇制度などの実施状況に関する調査結果である<sup>(8)</sup>。同調査の対象年齢は、本稿が想定する検討対象の下限である四五歳前後よりは少し高い五〇歳以上だが、中小零細企業も含めたわが国企業における中高年社員に対する取組の実態を把握する資料として利用できる。図表3によると、自社から他社への「転籍」は、企業規模計でわずか2.2%の企業でしか実施しておらず、「出向後定年時に移籍」する実績があった企業は1.1%のみである。規模計でみた実施企業の割合は低いが、企業規模別の実施割合をみると、一〇〇〇人以上規模では転籍が11.7%、出向後定年時移籍は8.6%で、一方、一〇〇〇人未満企業は転籍が1.3%、出向後定年時移籍は0.3%、規模格差が大きいことが分る。また、集計結果の掲載は省略したが、全体的に実際の適用従業員数は少ないし、調査対象期間の一年間に適用者がいない企業もある。

なお、同調査における回答企業の規模別割合は、わが国企業の

図表 4 主要企業における各種退職管理の実施状況の推移

(単位：%)

| 調査年<br>(集計社数) | 2001年<br>(372社) | 2004年<br>(260社) | 2007年<br>(229社) | 2010年<br>(221社) | 2013年<br>(214社) |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 在籍出向          | 78.0            | 75.4            | 72.9            | 73.8            | 78.0            |
| 転籍出向          | 35.2            | 35.4            | 35.8            | 35.3            | 44.4            |
| 選択定年制         |                 |                 |                 |                 |                 |
| ・早期退職優遇制度     | 34.1            | 39.6            | 22.3            | 21.7            | 25.2            |
| 転進・独立援助制度     | 4.8             | 8.1             | 4.8             | 7.2             | 5.6             |

出所：労務行政研究所「人事労務諸制度実施状況調査（各年）」

（2007年までの調査名は「人事労務管理諸制度実施状況調査」）

（注） 調査対象は、全国証券市場（新興市場も含む）の上場企業と、それに匹敵する非上場企業（資本金5億円以上かつ従業員500人以上）。

規模別構成を反映して三〇〇人未満が約82%と圧倒的多数を占めており、規模計の実施割合はそうした中小規模企業の実態を示している。そしてこの調査結果に限らず、一般論としても中小零細企業で出向や転籍を実施する割合は少なく、大企業で実施する割合が多い。中小企業は出向と転籍を受け入れる側であって、送り出す側ではないのである<sup>⑨</sup>。大企業の場合は出向、転籍とも送り出し側、受け入れ側双方の立場になる比率は高いが<sup>⑩</sup>、中高年社員についてはとくに送り出す側になるケースが多くなるのである。

そこで、出向・転籍で送り出し側の主体となる主要企業対象の調査結果をみてみよう。図表4は、労務行政研究所が上場企業中心に三年ごとに実施している「人事労務諸制度実施状況調査」の結果である。調査項目が継続している二〇〇一年から二〇一三年まで五回分の調査を掲載してある<sup>⑪</sup>。同調査の場合は中高年社員に対象を限定していないが、出向制度（同調査では在籍出向）の実施企業割合は、回答企業の一定割合が毎回入れ替わっているにもかかわらず72.9%～78.0%と75%前後を維持している。転籍制度（同調査では転籍出向）は、二〇一〇年まで35%台が続き二〇一三

年は44・4%であったが、大まかにいって35%～40%程度の実施割合といつてよいだろう。図表3の一〇〇〇人以上規模企業の数値とは異なるものの、図表4の調査結果(従業員規模三〇〇人未満の上場企業が含まれる)をみる限り、主要企業における出向と転籍の実施比率は高く、結果的に中高年社員の退職管理システムとして活用されていることが推測できる。

#### (4) 出向・転籍の受け入れ企業と送り出し企業との関係

出向・転籍は、基本的に会社(経営)が主導する企業間の人事異動・配置である。ただし、他社へ出向あるいは転籍するのであるから、出向・転籍先企業は、現在の在籍企業つまり出向・転籍元企業と資本や事業・業務で何らかの緊密な関係を持った企業が多い。資本関係にある親子会社、関連会社などのグループ企業、業務提携関係や取引関係にある企業である。持株会社を中心にした連結経営、グループ経営が主流の今日、グループ企業間の出向・転籍は、いわばグループ人事、拡大した内部労働市場における人事異動とも位置づけられる。業務関係や取引関係にある企業との出向・転籍まで広げれば、内部労働市場と外部労働市場をつなぐ「中間労働市場」における広域人事異動という性格を持つようになる。ただ、二〇〇〇年代に入ってから、資本関係や取引関係にある企業だけでは出向・転籍先を確保することが難しくなり、それ以外の企業に対象を拡大し、新たな出向・転籍先を探索することが行われている<sup>⑬</sup>。

いずれにしろ出向・転籍においては、労働者が自己判断で行う転職とは異なり、出向・転籍元企業と受け入れ先企業の積極的意思、意図が介在し、対象となる従業員はそれを能動的あるいは受動的に受け入れ、同意するプロセスを踏む。しかしながら、送り出し側企業と受け入れ側企業が特定労働者の出向・転籍に関与することで、一般的な転職

より、情報の不完全性（情報不足と情報の非対称性）<sup>13</sup>を減少させることが可能になる。出向・転籍元企業は、対象労働者の資質、能力、適性などの情報を有しており、出向・転籍先企業の情報も当該労働者よりは豊富である。受け入れ側企業にすれば、送り出し側企業から対象労働者の職務経歴、職務遂行能力その他の情報を得ることができる。完全ではないが、情報不足と情報の非対称性を原因とするミスマッチを防ぐ蓋然性は高まる。

#### (5) 出向・転籍の中高年社員退職管理システムとしての性格

若年・中堅社員を対象とする出向は、前述したように能力開発・人材育成の意味合いが強いが、中高年社員を対象とする出向・転籍は、そのかなりの部分が退職管理システムを構成している。もちろん、出向・転籍の目的でみたように、中高年社員の能力と経験を前向きに活かすケースは少なくないが、その場合も含めて出向・転籍元企業の雇用調整、中高年社員の雇用機会確保策としての役割、機能をかなりの割合で有している。大企業では、出向・転籍が中高年社員に対する退職管理システムの一部として構造化されている、といってもよいだろう。ただ、受け入れ先企業はすでに飽和状態であり、いまや出向・転籍による雇用調整機能、中高年労働力を吸収する機能は弱くなっているという指摘もある。<sup>14</sup>

当初からの転籍や転籍予定出向の場合は、転籍元企業の定年（たとえば六〇歳）より長い転籍先企業の定年（たとえば六五歳）まで在籍できることなど、あらかじめ何らかの有利な条件を提示できなければ、従業員の同意を得ることは容易ではない。転籍の場合に退職金について支給率等の優遇措置をとる企業が多いが、<sup>15</sup>これもその施策の一つだろう。高年齢者雇用安定法により、選択的だが定年延長や継続雇用制度が義務づけられたので、単に六〇歳定年と任意的な雇用延長（勤務延長・再雇用）を組み合わせていたところに比べ、出向・転籍元企業における労働者に対する動機づ

けと運用は難しくなる。そこで企業によつては中高年社員向けのセカンドキャリア選択システムとして、定年後の同じ企業における継続雇用(勤務延長・再雇用)のほか、定年前の出向(転籍予定出向)・転籍だけでなく、早期退職優遇制度、他社転職支援制度、転身・独立支援制度など各種の選択肢を従業員に提示し、その枠組みの中で従業員の主体的な意思によつて選択するシステムを構築している例もある(選択型退職システム)。

### 3 早期退職優遇制度

#### (1) 類似概念の整理

ここで、早期退職優遇制度と類似した制度、名称である選択定年制度、希望退職制度の内容、概念に関してまず整理しておく。

現在では早期退職優遇制度とほぼ同様に捉えられている仕組みに選択定年制度がある。かつて定年が五五歳から六〇歳へ延長されることに導入された選択定年制は、たとえば、①今までどおりの仕事と処遇(地位と賃金)を保障するが五五歳で退職する、②賃金は若干ダウンするが六〇歳まで自社で勤務できる、③子会社等関連会社に転籍して処遇は大幅に変わるが六五歳まで勤務できる、という選択肢から従業員の意思(会社の承諾が必要な企業事例もある)で五〇歳時点で選択する――といった制度である。この企業事例でいえば、定年年齢の選択と賃金等の処遇がセットになつていたところに特徴がある。

だが、選択定年制度といつてもここに挙げた内容とは異なる企業事例も多く、単に定年前に退職すると退職金等で自己都合より優遇される制度も選択定年制と称する企業が次第に増加した。たしかに、本来の定年たとえば六〇歳よ



り前の五五歳から五九歳までに従業員が自分の意思で早期退職すれば、従業員が定年年齢を選択する制度Ⅱ選択定年制度といえよう。しかも、こうした場合の選択定年制度にも退職金の優遇Ⅱ加算があるので、早期退職優遇制度と内容的には異なることになる。それで、一定の条件の下に本来の定年前に従業員が自主的に退職し、退職金の上積みがある制度を一般的には早期退職優遇制度と呼ぶようになった。キャリア選択の視点からは、選択定年制度という呼び方のほうが優れているかもしれない。現在でも、以下で説明する仕組みを選択定年制度と称している企業は多いが、ここでは早期退職優遇制度の呼称で統一する。

もう一つ紛らわしい制度に希望退職制度がある。これは前述したとおり雇用調整の一環として、通常は整理解雇の前段として実施される。定年より前の本人の「希望」による早期退職であり、退職金が大幅に加算されるので、現象的には早期退職優遇制度と同じようにみえる。しかも、企業イメージに配慮する実施企業が「早期退職」とソフトな言葉を用いることが少なくないので、マスコミ等も含めなおさら混同されている。しかし、希望退職は緊急的な雇用調整のため、臨時的施策として期限を短く区切って実施される。結果的には同様に退職につながるにしても、ここで説明する早期退職優遇制度の場合は恒常的制度、あるいは期限を設ける場合にも長期的に設定され、そもその趣旨がキャリア選択制度なので、希望退職とは性格が全く異なるのである。

## (2) 早期退職優遇制度の実施状況

前掲図表3によると、早期退職優遇制度の実施状況は企業規模計で4・0%にしか過ぎない。一〇〇〇人未満企業の実施率が10%を大きく下回っているのに対して、一〇〇〇人以上規模企業は25・7%の実施率と規模格差が大きい。従業員の定着率が低い（離職率が高い）中小企業では、従業員の退職を促進する制度を導入する必要性は少ないし、

図表5 上場企業における早期退職優遇制度・転職支援制度の実施状況の推移

(単位：%)

| 調査年<br>(集計社数) | 2001年<br>(339社) | 2004年<br>(253社) | 2007年<br>(173社) | 2012年<br>(154社) | 2016年<br>(133社) |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 早期退職優遇制度      | 59.8            | 45.1            | 50.9            | 39.0            | 39.1            |
| 転職(転進)支援制度    | 23.6            | 36.4            | 38.7            | 19.5            | 24.1            |

出所：日本生産性本部「日本的雇用・人事の変容に関する調査」

(2007年までの調査名は「日本的人事制度の変容に関する調査」)

(注) 調査対象は全上場企業。

退職金を優遇するだけの資力も乏しいからである。この制度もやはり大企業向けの施策である。そこで主要企業を対象にした図表4をみると(項目名としては選定年制を併記している)、調査年によつてばらつきはあるが、20%〜40%の実施率である。また、上場企業を対象にした図表5をみると、これも調査年によつて増減しているが、最近では40%程度である。さらに、超大企業を対象とした中労委調査<sup>16</sup>では、集計二一六社のうち一一一社(51.4%)に制度がある。制度としての実施率は以上のとおりであるが、実際の利用者数や利用者の割合は、図表3の基となった調査によると少ないし、調査対象期間に適用者がゼロの企業もある(集計結果の掲載は省略)。他に良好な雇用機会や自営業で成功する目処がなければ、退職金の上積みがあつても、定年前に自ら退職することを選択するのは躊躇するだろう。日本経済が厳しいときはなおさらである。

### (3) 早期退職優遇制度の概要

図表6は、筆者がコンサルタント時代に早期退職優遇制度の設計をアドバイスした際のフレームである。この枠組に沿い、かつ、同制度に関する時期的には少し前の調査になるがその結果も参考<sup>17</sup>にしながら、筆者が理解している早期退職優遇制度の概要を説明する。なお、制度の適用期間については、恒常的制度が原則だが、一部トライアル的な実施も含めて適用期間を数年に限定する企

業事例もある。

### △適用者の要件▽

同制度が適用される対象者の要件としては、一定の年齢と勤続年数が設定される。年齢要件の場合は、「四五歳、五〇歳、五五歳」といった年齢ポイントによるほか、「四五歳以上五九歳まで」といった年齢ゾーンで設定する方法があるが、年齢ゾーンによる設定企業が主流である。その場合の年齢は四五歳以上と五〇歳以上が多く、かつて五五歳から六〇歳へ定年延長した際の名残である五五歳以上は最近減少し、逆に四〇歳前後から適用する企業が出てきた。勤続要件は一〇年が最も多く、その他では一五年、二〇年が多い。

退職金を優遇するので、「会社が承認する者」という要件を設定する会社もあるが、そもそもがキャリア選択の幅を拡大する施策なので、よほど問題がある従業員でない限り適用しても運用は緩やかである。それよりも、会社にとって有為な人材のほうが他に良好な雇用機会や独立開業する可能性があるるので申請する蓋然性が高く、これに対して経営側が承認しないケースもある。ただし、そうした優秀な人材は、現在の企業に魅力がなければ早期退職優遇制度が適用されなくても退職していく。

### △退職金の優遇措置▽

早期退職優遇制度の「優遇」の中心は、退職金の加算措置である。まず、退職金計算の基礎給だが通常は基本給で、定年まで在籍したと仮定した基本給を用いる方法もあるが、定期昇給の査定やベースアップなど不確定要素もあるので、一般的には退職時の基本給を用いる。また、最近はポイント制など基本給に連動しない退職金制度が大企業中心に普及している。

勤続年数は退職金の支給率を決定する基本的要素である（勤続年数別退職金支給率）。定年まで在籍すると仮定した勤続年数を用いる企業もあるが、退職時の勤続年数を用いる企業のほうが多い。退職事由別支給係数は、勤続年数別支給率と並んで退職金額を決定する重要な要素である。会社都合扱い、定年扱い、自己都合扱いの別があり、会社都合と定年を同じ支給係数にする企業も多い。この

支給係数については、会社都合扱い・定年扱いとする企業が圧倒的に多い。

以上の措置を講じるので特別な加算は行わないという企業も少数だが存在する。しかし一般的には、退職時基本給に退職時までの勤続年数に応じた支給率を乗じ、会社都合・定年扱いの支給係数で退職金を計算したうえで、さらに金額の上積みを行っている。その場合の加算方法は、定年までの残余勤続年数に応じて、①定額を加算する、②賃金（基本給）の〇カ月分を加算する、③所定退職金の〇%加算する、という方法がとられる。②が比較的多いが、中小企業では①の定額で加算する例も多く、③もそれなりの導入企業がある。

図表6 早期退職優遇制度のフレーム

|   |
|---|
| <p>(1) 適用者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 年齢要件             <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⓐ 年齢ポイント      Ⓑ 年齢ゾーン</li> </ul> </li> <li>② 勤続要件</li> <li>③ 会社の承認の有無</li> </ul> <p>(2) 退職金の優遇措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 退職金基礎給</li> <li>② 勤続年数の取扱い（退職金支給率）</li> <li>③ 退職事由別支給係数の取扱い             <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⓐ 会社都合扱い（定年扱い）      Ⓑ 自己都合扱い</li> </ul> </li> <li>④ 退職金の加算（残余勤続年数別）             <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⓐ 定額加算      Ⓑ （基本給）月数の〇カ月加算</li> <li>Ⓒ 所定退職金の〇%加算</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 適用期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 期間限定</li> <li>② 恒常的制度</li> </ul> |
|---|

勤続年数や支給係数の扱いよりも、具体的な加算額が早期退職優遇制度の実効性を決定する。実際の加算額は企業によってかなり大きな格差があり、その程度の加算額では早期退職に応募する従業員はいないだろう、と思われる金額を設定している企業もある。定年まで引続き在籍した場合の収入金額合計のほうで退職金の加算額より通常は多いので、退職後の転職、転身のメリットに割増退職金を加味して、比較考量のうえ従業員は早期退職の意思決定を行う。企業が与える優遇措置ではあるが、キャリアの選択肢を付与するという観点からは、制度の実効性を考えた仕組みが求められるだろう。

#### 4 セカンドキャリア支援制度（狭義）

##### (1) 概念の整理

前掲図表2では、転職支援制度、転身（進）支援制度、独立支援制度を総称して、セカンドキャリア支援制度という言葉を使っている。前述した早期退職優遇制度の利用者は、早期退職しても職業人生から引退するより転職や独立開業する場合が多いので、キャリアの視点からはセカンドキャリア支援制度になる。また、これらの支援制度でも退職金の優遇措置がとられることがあつて両者は関連しているが、図表2では別の施策として区分した。しかし、後述するように本稿後半では、セカンドキャリア支援制度を早期退職優遇制度だけでなく、出向・転籍なども含めたさらに広い概念で使用することになるので、「（狭義）」と表示した。

転職支援制度では、転職可能な企業の情報提供がなされ、退職金を割増しする企業もある。転身（進）支援制度は、従業員の起業、独立自営など、単なる転職ではなく異なるキャリアへ「転身（進）」するケースを支援の対象とする

場合が多い。転身(進)という観点からいえば、士業等<sup>(18)</sup>で独立開業する場合の独立支援制度も含まれる。したがって、転身(進)・独立支援制度と並列的に表現されることが多い。そこで、ここで取り上げる狭義のセカンドキャリア支援制度については、転職、独立自営、起業に対する支援制度を包摂するものとして、転身(進)・独立支援制度を代表させて説明する。

## (2) 転身(進)・独立支援制度の実施状況

前掲図表3で企業の実施状況をみると、企業規模計では転職支援が0・8%、独立開業支援は0・7%と実施企業はごくわずかで、一〇〇〇人以上企業でもそれぞれ5・9%、3・6%である。図表4の主要企業でも、転進・独立支援制度の実施割合は5〜8%である。ただし、図表5の上場企業対象調査では、転職(転進)支援制度の実施率は20%〜40%弱と高い。回答企業が、転職・転進に対して何らかの支援策を講じていると、独立支援より広く緩やかに捉えていることが考えられる。

制度の概要は後述するが、自社を退職する従業員にそこまで手厚く支援する必要があるのかという考え方をとれば、制度を実施する理由はない。キャリア支援制度、キャリア選択制度の一つとして広い観点から捉えなければ、制度導入にまでは至らないだろう。人材豊富な大企業でなければ導入できない施策である。

## (3) 転身(進)・独立支援制度の概要

図表7が転身(進)・独立支援制度の支援内容を網羅的にまとめたものである。<sup>(19)</sup>①退職金の割増し支給とそれ以外の特別支援金の支給、②独立資金の融資といった金銭的援助がある。③転身・独立の準備をするための特別有給休暇付与や有給休暇制度などは、時間的な面からの支援である。④転身・独立の準備としては、公的資格を取得したり独

図表7 転身（進）・独立支援制度の支援内容

|   |                            |
|---|----------------------------|
| ① | 割増退職金、特別支援金支給              |
| ② | 独立資金融資                     |
| ③ | 転身前有給休暇・休職制度               |
| ④ | 転身前研修費（時間）・資格取得費（時間）<br>援助 |
| ⑤ | 開業・経営指導                    |
| ⑥ | 転身・独立関連の情報提供               |

立開業向けのセミナーを受講することも含まれ、そのための研修や資格取得の金銭的、時間的な援助がある。フランチाइズの「のれん分け」的な転身に多いだろうが、⑤開業・経営指導を行う例もある。もともとこの支援制度は、自ら転身先を開拓したり、独立開業の具体的な予定がある従業員が利用する制度だが、なかには⑥転身・独立関連の情報を提供する企業事例もある。独立というよりは転進（転職）支援の色彩が濃い場合は、転職先の情報提供、斡旋が施策の中心になる事例が多いだろう。

なお、どの企業でもここに挙げた全ての支援策を設けているわけではない。この中のいくつかの支援策に限定して実施している企業が多い。単なる転職支援でない場合は、金銭的にも時間的にも負担の大きい支援内容になるので、年齢や勤続要件、上位レベルの社員等級や管理職であること、具体的な資格の取得など、一定の申請条件を設けている事例も当然ながら多い。

#### 四 退職管理システムとセカンドキャリア

##### 1 雇用調整とキャリア選択

本稿でこれまで確認してきた退職管理システムは、ポジティブな面を強調すれば、人材の新陳代謝による組織の活性化をもたらす意義と役割がある。一方、別の面からいうと、雇用調整による人件費の抑制・削減の機能を持っている

る。企業業績の悪化に対応する雇用調整もあるが、昨今は戦略的な観点から希望退職を募集するケースが少なくない。退職金の割り増しによる一時的な特別損失は、その後の業績向上のための必要コストと割り切っている。たしかに、定年まで雇用し、定年後も継続雇用するには、そのために必要な労働費用を上回る貢献が労働者に求められるし、生産性の向上は不可欠である。経営面を考えれば、単純に雇用維持、雇用継続すれば済むという問題ではない。中高年齢の雇用が成果・業績を期待しない「福祉的雇用」<sup>20</sup>であつては、企業にとつても労働者にとつても幸せではないのである。現状の定年後における継続雇用制度（勤務延長・再雇用）の問題点、とくに再雇用制度が人材の活用に繋がっていないことはすでに別稿<sup>21</sup>で指摘したとおりである。退職管理システムは、企業にとつて不可欠の仕組みといえよう。

キャリア開発・形成の視点からいうと、入社から定年後の継続雇用まで、必ず同一企業で職業人生を送ることが必ずしもベターではない。とりわけ職業人生の半ばを超えた中年期以降で、労働者個人の職業能力の向上と変化、価値観・労働観の変化、家庭環境の変化が生じる可能性が高く、併せて在職企業の経営環境や社会的環境も変化する。これに対応してキャリアを変える（転職する）、という選択肢もある。しかも、中高年社員を対象にセカンドキャリアを支援する制度を積極的に導入している企業がある。それが、早期退職優遇制度や転身・独立支援制度であり、能力開発支援制度やキャリア開発セミナーであり、出向・転籍制度も含めることができる（広義のセカンドキャリア支援制度）。こうしたセカンドキャリアの支援制度について、「主として企業の視点からみて必要性の薄れた従業員に対して」積極的にサポートする制度で、退職によつて従業員が被る衝撃の緩和を目的に、企業の社会的責任の一環として行われる、<sup>22</sup>—という見解もある。たしかにバッファアの役目やCSRの側面もあるが、早期退職優遇制度や転身・独立支援制度に依拠してくるのは、企業にとつて必要性の薄い従業員ばかりではない。むしろ残つてほしい有為な人材が申請



して来る。したがって、企業による広義のセカンドキャリア支援制度は、有能な従業員が退職する可能性が存在することをある程度は容認した、キャリア選択の支援制度、選択型退職システムと前向きに捉えて評価すべきだし、従業員としては積極的に活用すべきだと考える。

## 2 継続雇用における企業による選別と従業員自身による暗黙の選抜

ところで、定年（六〇歳）以降の同一企業における継続雇用者の選別や、出向・転籍を中心とした在籍企業からの退職（転職）の意思決定に関してだが、従業員自身による暗黙の選抜、隠された選抜が存在するという研究がある。<sup>(23)</sup> 選択型退職システムにおける従業員の意思決定過程に関して参考になるので、以下、筆者なりの理解と再構成によってそのポイントを紹介する。

日本企業では長期継続雇用慣行の下における人事異動・配置転換、ジョブローテーションなどを通じて、従業員は企業固有の価値観、企業独自の評価尺度を学習していく。加えて、キャリアの節目に行われるキャリア関連セミナー、カウンセリングなどの際、自己の仕事キャリアと業務知識や職業能力の棚卸しが求められる。これらのプロセスの中で、従業員は次第に組織における自己の人材価値を察知し、自己診断することになる。また、自分が継続雇用された場合の働き方についても認識していく。こうした「自ら気づかせる仕組み」と「何となく知らせる仕組み」によって、継続雇用可能性について従業員は「自己選別」する。そして、もともとは非自発的退職（転職）だったのが、「すりかえ合意」によって自発的退職（転職）に転化していくという（半自発的退職・転職）。従業員の「納得」を介して選別による摩擦を回避するメカニズムでもある。

なお、高年齢者雇用安定法の改正で、継続雇用制度(勤務延長・再雇用)の適用対象者を労使協定で設定する基準によつて限定できる仕組み(選別基準制度)が廃止された(二〇一三年四月一日施行)。したがつて、六五歳までの継続雇用を希望する従業員については、解雇・退職事由に該当しない限り、事業主は全員を雇用する義務が生じたが、上記研究はこの改正法が施行される前のものである。しかし、こうした改正があつても、従業員の「自己選別」や非自発的退職から自発的退職への「すりかえ合意」による「暗黙の選抜」、「隠された選抜」という人間行動は、高年齢従業員の心性に根ざす組織構成員としての規範によつて発動されるので、大きく変わらないと主張する<sup>(24)</sup>。

たしかに「気づきの仕組み」や「何となく知らせる仕組み」が効果を持つ場合もあるだろうが、それ自体が企業による「計略的なマネジメント」<sup>(25)</sup>の側面もある。筆者は、この研究が指摘する事実と理論を一定程度肯定するが、「暗黙の選抜」より、むしろ明確な選別の仕組みに基づいて従業員の組織内継続雇用の可否が判断され、出向・転籍の人选に際しても、従業員に対して直接的な働きかけが行われるケースのほうが多いのが、企業の実態だと認識している。

### 3 中高年齢層の就業継続

#### (1) 継続雇用者と転職者

筆者はここまで、従業員はセカンドキャリアの支援システムを前向きに捉えて積極的に活用すべきだといひながら、企業は実際には厳しい選別を行っているとも述べた。それは、厳しい現実の存在を認めながら、キャリア選択の観点からは強靱なセルフ・マネジメントで対応すべきだという趣旨である。

誰が定年後に自社で継続雇用できることになるのか、だれが出向・転籍も含めて転職していくことになるか、と

いった絞り込みは五〇歳代から始まっているという先行研究があるが、企業実務的には四〇歳代からと考えた方が今日の事態には合っているだろう。厚生労働省による平成二八年「高齢者の雇用状況」集計結果によると、六〇歳定年企業における定年到達者のうち、子会社等も含めて継続雇用された労働者は82・9%で、継続雇用を希望しない労働者が16・9%存在し、希望したが継続雇用されなかったのは0・2%であった。継続雇用を希望しなかった労働者の中には、真に希望しなかった人のほか、いわゆる「自己選別者」も含まれていると思われる。

前述「従業員自身による暗黙の選抜」の存在を指摘した高木朋代の研究によると、定年後に自社で雇用継続が可能な人材の能力形成と、他社に転職して雇用継続が可能な人材の職業能力形成は類似しているという。それは、同一職能内に長く留まるキャリアを歩み、その中で関連性の強い職務間で比較的多くの人事異動、ジョブローテーションを繰り返し、特定職能に関する様々な仕事経験を積んで技能の幅を広め質を高めること<sup>27</sup>同一職能内経験蓄積型のキャリアである<sup>27</sup>。ただし、転職を選択する労働者の価値観と行動にはある種の特性があるという。その特性は、①組織コミットメントが弱く職務に関する関心が強い、②長い職業キャリアの中で誰もが経験する様々な出来事に対して、敏感に反応して行動する「過反応性」である<sup>28</sup>。これが、自社での継続雇用と転職（の受け入れ）を分ける一つの要因とということだろう。

なお、高木は、雇用継続者と転職者のキャリア形成の類似性を踏まえ、高齢者雇用促進に向けた企業の人材育成は、定年前後の雇用管理に注視するだけでは不十分であり、雇用を継続したいと企業が思う有能な人材を、長期一貫した人的資源管理の中で意図的・計画的に育成すべきだと主張する<sup>29</sup>。人材育成は長期的観点から行うべきだという指摘は、企業サイドからいうとそのとおりであるが、それは労働者側からみると必ずしも同一企業で職業能力を獲得する

ことに限らない。中高年期に至る前に転職や独立自営を行うことによって自立的、自律的に職種特殊的能力を獲得する方法もある。とくに中小企業で働く労働者にとっては、大企業のように人事異動やジョブローテーションを通じて仕事の幅を広め高め深めることができず、企業の人材育成制度にもそれほど期待できないので、職業能力獲得のための転職も選択肢なのである。

## (2) 「雇用」と「非雇用」

中高年者が就業する場合の形態には、雇用つまり雇われて働く場合と、非雇用つまり自営業等で働く場合がある。総務省統計局の「平成二八年労働力調査(基本集計)」によると、全年齢・男女計の数値で、就業者のうちの89・0%が雇用労働者である。社長や役員を除く雇用労働者の割合に限っても83・6%である。一方、自営業主は8・2%、家族従業者を加えても10・6%にすぎない。つまりわが国の場合は、全体的にみれば圧倒的に雇用労働者として働く比率が高いのである。ただ、同調査で年齢階級別にみると、若年層よりは中高年齢層のほうが自営業主・家族従業者の比率は高くなる。また、総務省統計局「平成二四年就業構造基本調査」によると、自営業主や会社役員が起業したときの年齢は、男女とも五五歳以上六九歳までが多く、とくに「六〇歳〜六四歳」が最も多い。

労働者としては、中高年齢層になってセカンドキャリアの選択に直面するとき、まずは同一企業での継続雇用を望み、次いで転職によって他企業での雇用継続の途を模索することになる。その場合、労働者には企業が期待する職業能力を保有していることが求められるし、そのための自己開発を継続的に行うことが必要になる。エンプロイアビリティ (Employability) の保有と質が求められるからである。

なお、エンプロイアビリティについては、雇用され得る能力、同一企業で雇用を継続され得る能力と狭く解するの

ではなく、「労働市場価値を持った就業能力」と広く解すべきだと筆者は考えている。就業能力は雇用労働に限らず、独立自営も含む広く働くこと全般に関する職業能力である。その観点からいえば、中高年齢層は雇用に限定せず、非雇用の働き方、雇われない働き方も視野に入れるべきであろう。たとえば、スモールビジネスを起業する、独立開業して自営業にキャリアチェンジする、IC (Independent Contractor = 独立契約者) や業務請負、フリーランスで働くといった選択肢である。

雇われて働くことがすっかり定着したせいも、日本人の独立・開業志向は低い<sup>30</sup>。しかし、前掲「就業構造基本調査」で中高年齢層による起業割合が相対的に高い実態は、雇用労働者としての転職が困難なのでやむを得ず起業したケースもあるだろうが、これまでに培った専門能力を活かして社会にとって有用な価値を提供したい、それによって職業生活を充実させたい、という想いによる起業も少なくないと思われる。起業に限定する必要はないが、中高年齢者には雇用以外の就業形態で働くセカンドキャリアの選択肢も存在するということをあらためて確認したい。

## 五 中高年社員対象のトータルなセカンドキャリアシステム―むすびにかえて

### 1 セカンドキャリアの多様な選択肢を設けた企業事例

中高年社員のトータルな退職管理システムの好事例として、ここでは東京ガスが五〇歳以降の社員を対象に実施している「セカンドライフ支援制度」を紹介する<sup>31</sup>。図表8は同社の六種類あるセカンドライフコースの概要をまとめたものである。

再就職コースに三種類あり、①関係会社再就職コースは、定年前に関係会社・取引先への出向・転籍を経て、定年と同時に再就職するコースで、当該企業による選考がある。②社内再雇用コースは、定年後に「先任契約社員」として同社に再就職するコースである。③社外転進コースは、グループ外企業等へ転進・再就職するコースで、再就職支援会社などの求人情報を利用し、その費用は会社が負担する。再就職コースと異なる④フリー契約コースは、同社との業務委託契約による自営コースである。⑤マイプランコースは、いわゆる早期退職優遇制度であり、このコースは四五歳から申請できる。自らの計画実現のため新分野へ転進するコースのため、事前に人材バンク室で面談を行い、十分な計画かどうかを見極めて適用の可否を判断する。⑥のスタンダードコースは、普通に定年を迎えるコースである。

内訳は、⑥のスタンダードコースを選ぶ社員が約二割、③社外転進、④フリー契約、⑤マイプランを選ぶ社員は少数で、七割以上の社員が①と②を選択している。管理職層は①関係会社再就職コース、一般社員は②社内再雇用コースを選択する傾向があるという。同社では五〇歳時点で希望コースを申告させるが、それ以降でも変更は可能である。同社のセカンドライフ支援制度は以上のコース設定だけではない。まず五〇歳の五月時点で「キャリアデザインセミナー」を実施し、同社のセカンドライフ支援制度の紹介や、自己のキャリアの振り返りなどを行う。次いで九月に上長との「五〇歳CDP面接」、「キャリア開発計画(五〇歳CDPシート)」の作成、部門人事担当者との「セカンドライフコース申告面接」が実施される。ここで立てたキャリア開発計画は、以降、毎年秋に行われる上長との面談で随時見直しと確認を行っていく。五五歳時点では「セカンドライフ支援セミナー」が実施される。準備状況の再確認、ライフプランについての情報提供が主な内容で、この時点でも五〇歳時点に立てたライフプランの確認や見直しを行

図表 8 東京ガスのセカンドライフコース

| コース名                      | 概 要  |
|---------------------------|--|
| ①再就職コース<br>(関係会社希望)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●定年前に関係会社・取引先等へ出向・転籍し、定年と同時に当該企業の選考を経て再就職するコース</li> <li>・転籍は、本人・転籍先・会社の合意が前提</li> <li>・再就職後の勤務形態・処遇は転籍先会社の規定による</li> </ul>  |
| ②再就職コース<br>(社内再雇用希望)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●定年後、「先任契約社員」として東京ガスに再就職するコース</li> <li>・勤務形態・処遇は仕事（職務）とその期待役割に応じて決定</li> <li>・1年ごとの有期雇用契約で、最長は65歳到達月の末日</li> </ul>  |
| ③再就職コース<br>(社外転進希望)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●グループ外企業等へ転進・再就職するコース</li> <li>・再就職支援会社等の求人情報を介してグループ企業外へ転進</li> <li>・再就職支援会社にかかる費用は会社負担</li> </ul>   |
| ④フリー契約<br>コース             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●会社との業務委託契約による自営的コース</li> <li>・在職中に培った高い専門性や技能を活かして、会社から特定の業務を受託</li> </ul>   |
| ⑤マイプラン<br>コース<br>(早期退職制度) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自らの計画実現のために早期に新分野へ転進するコース</li> <li>・45歳以降早期に自立し第二の人生をスタートする</li> <li>・通常の退職金に加え、早期退職割増を支給</li> <li>・早期退職制度の適用には会社の承認が必要</li> <li>・個々人の適切な判断を支援するため、事前に人材バンク室での面接が必要</li> </ul> |
| ⑥スタンダード<br>コース            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●再就職等について会社の支援を受けず、定年を迎えるコース</li> </ul>   |

出所：『人事実務』第1139号（産労総合研究所、2014年）、  
『労政時報』第3835号（労務行政、2012年）から筆者作成。

う。定年三カ月前には「ニューライフセミナー」を行い、退職に関する制度や手続、年金などについて説明する。このように、一連の体系的なセカンドライフ支援が実施されているのである。

## 2 複線型セカンドキャリアシステムの提案

前項の東京ガス「セカンドライフ支援制度」は、実に網羅的な中高年社員向けのセカンドキャリアシステムである。大企業だから可能な施策だという指摘があるかもしれないが、人事制度の改革や人材育成に熱心な同社ならではの取り組みだといえる。もちろん企業規模や従業員の労務構成(年齢・勤続構成、職種構成、男女比率など)、グループ企業や取引先企業の数、そして人的・金銭的な対応力等によって、導入できる施策の種類と数は異なってくるだろう。

筆者が以下に提案する中高年社員対象の「複線型セカンドキャリアシステム」は、基本的に従業員選択型のトータル退職管理システムであり、東京ガスの制度も参考にしながら、今まで本稿で取り上げた各種制度・施策を体系的に整理したものである。

まず、当該企業を「退職」するコースとして、①(転籍予定) 出向・転籍、②早期退職優遇制度、③転身・独立支援制度、④定年退職を設定する。①の出向はあくまで転籍を前提とした出向である。②早期退職優遇制度を選択した後に転職するのか、独立・開業するのか、完全にリタイアするのかは問わない。③で支援の対象になる転身は独立自営、起業を想定した転身であり、単なる他社転職は支援の対象にしない。また、会社との業務委託契約による自営コースは③に含まれる。なお、④定年に関して、筆者は別稿で六〇歳から七〇歳までの範囲で従業員が選択する「選択型ゾーン定年制」を提案しているが、<sup>32)</sup>ここでは必ずしもそれにこだわらず、六〇歳、六五歳等の年齢ポイント型定



年も含める。

次に、セカンドキャリアシステムなので、トータルな退職管理システムといいながら、「継続雇用」のコースも選択肢として設定する。⑤勤務延長制度（定年年齢に達しても退職させず引き続き雇用し、原則として定年前の職務、処遇を継続する制度）と⑥再雇用制度（定年年齢でいったん退職させて退職金も支給し、改めて通常は一年単位の雇用契約を締結する）である。勤務延長にしても再雇用にしても、雇用契約期間が通常は無限でなく六五歳ぐらゐまでが目処になっており、遅かれ早かれ退職するからである。なお、以上の各コースは、従業員が自らの意思で主体的に選択することが基本になっているが、⑤の勤務延長制度の適用は、会社が選別して従業員が合意するプロセスを踏む。

これらのコースを四五歳あるいは五〇歳時点で選択する制度を設計する。またこうしたセカンドキャリアの選択コースのほかに、当然ながら中高年社員対象の能力開発・研修制度を整備し、節目におけるキャリアデザインセミナー、キャリア開発研修、ライフプランセミナー、キャリアアカウンセリング等を実施し、中高年社員がセカンドキャリアを選択するにあたってサポートを行うのである。これらのセミナー、説明会、カウンセリング、上司等との個別面談は、それが仮に「自己選別」や「すりかえ合意」の契機になろうとも、労働者がキャリア選択をする際の支援策として有効だと考えている。

以上に提案した複線型セカンドキャリアシステムについて、すべての選択肢を設けるのは困難な企業の方が多いかもしれない。その場合は、各企業の実情に応じて、このうちいくつかを選択することになる。無理のない範囲で制度を作り、ノウハウを蓄積しながら運用を重ねることで制度を充実させながら、従業員にとってキャリアの選択肢が多い働きがいのある会社を目指せばよいのである。

なお、労働政策研究・研修機構が労働者個人対象に実施した調査によれば、転職・再就職の際に前事業主からの支援制度を活用したかどうかの問いに対して、現在四五歳～五九歳層の回答(男女計)は「制度がなかった」46・1%、「知らなかった」42・1%、現在六〇歳～六四歳層はそれぞれ47・8%、32・9%であった。制度がないという回答の中には、実際には制度の存在を知らないケースも含むと思われる。多様な機会と方法を通じて、制度の存在と内容に関する周知を図ることの必要性を示唆した調査結果である。

- (1) 谷田部光一「日本企業における定年制度の実態と問題点」(『政経研究』第五三卷第四号、二〇一七年)。
- (2) 実際、厚生労働省「労働経済動向調査(四半期調査)」によると、雇用調整の手段として解雇を実施する企業は少ない。
- (3) 筆者は人材マネジメント専門誌の編集・記者時代(一九七三年～一九八八年)、循環的に起こる不況の度に、業績悪化による希望退職・整理解雇を実施する企業事例について取材し、希望退職・整理解雇基準に関する労使協定などの資料を入手して、記事を執筆した経験がある。
- (4) 最近では、瞬時に希望退職募集の予定人員を満たす企業事例や、募集予定人員を設定しない場合に想定以上の大量の応募者が出る企業事例も時々見られる。
- (5) 谷田部・前掲論文参照。
- (6) 高木朋代『高齢者雇用のマネジメント』(日本経済新聞出版社、二〇〇八年) 三二一頁―三二二頁。
- (7) 谷田部光一『キャリア・マネジメント―人材マネジメントの視点から―』(晃洋書房、二〇一〇年) 五五頁、今野浩一郎・佐藤博樹『人事管理入門(第二版)』(日本経済新聞出版社、二〇〇九年) 一〇五頁。
- (8) 労働政策研究・研修機構が、全国の従業員数五〇人以上の民間企業二万社を対象に二〇一五年七月に実施した「高齢者への雇用に関する調査(企業調査)」で、有効回答数は六一八七社(有効回答率30・9%)。

- (9) 谷田部・前掲書、一二四頁―一二五頁。
- (10) 労務行政研究所「出向に関する実態調査（二〇〇九年）」『労政時報』第三七六三号、二〇〇九年）八頁―九頁。
- (11) 最新調査は二〇一六年であるが、調査方法、調査項目がそれまでとは変更されていて継続性がない。
- (12) 今野・佐藤前掲書、一〇七頁。なお、厚生労働省と産業界が協力して設立した公益財団法人産業雇用安定センターでは、企業間の出向・移籍（転籍）支援サービスとして情報提供、相談、斡旋などを行っている。
- (13) 谷田部・前掲書、一三二頁。情報の非対称性とは、企業にとって、たとえば求職労働者が自社に必要な職業能力や適性などを真に備えているかどうかを判断する情報が乏しく、一方、労働者にとっては、たとえば就職希望先企業における実際の業務遂行方法や組織風土、人間関係などを判断する情報が乏しいことをいう。企業、労働者双方の意思決定のための情報量の違いから、雇用のミスマッチが起りやすい。
- (14) 高木・前掲書、二四三頁―二四四頁。玄田有史「リストラ中高年の行方」玄田有史・中田喜文編『リストラと転職のメカニズム』第二章（東洋経済新報社、二〇〇二年）二五頁―四九頁。
- (15) 前掲・労務行政研究所「出向に関する実態調査」『労政時報』第三七六三号、二八頁―二九頁。
- (16) 中央労働委員会「平成二七年退職金、年金及びび定年制事情調査」。
- (17) 労務行政研究所「早期退職優遇制度・希望退職制度、転進支援施策に関する実態調査」（『労政時報』第三七四六号（二〇〇九年）二頁以下。調査対象は図表4の（注）参照。調査時期は二〇〇八年二月―二〇〇九年二月で、集計社数二二二社。
- (18) 士業とはサムライ業ともいわれ、弁護士、司法書士、行政書士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士など、独立開業が可能な専門資格とその所有者を指している。
- (19) 前掲・労務行政研究所「早期退職優遇制度・希望退職制度、転進支援施策に関する実態調査」『労政時報』第三七四六号、一四頁―一五頁も参照。
- (20) 今野浩一郎『高齢社員の人事管理―戦力化のための仕事・評価・賃金』（中央経済社、二〇一四年）九七頁―九九頁。

- (21) 谷田部・前掲論文、五二頁―五六頁。
- (22) 安藤史江『コア・テキスト 人的資源管理』（新世社、二〇〇八年）一九八頁―一九九頁。
- (23) 高木・前掲書、高木朋代「高齢者の就業と引退―自己選別はなぜ始動されるのか」（『日本労働研究雑誌』第五八九号、二〇〇九年）三〇頁―四二頁、同「高齢者雇用をめぐる人事上の課題と方向性」（『日本労働法学会誌』一二四号、二〇一四年）五五頁―六四頁、同「六五歳義務化の重み―隠された選抜、揺れる雇用保障」（『日本労働研究雑誌』第六四三号、二〇一四年）二二頁―三〇頁。
- (24) 高木・同上論文「高齢者雇用をめぐる人事上の課題と方向性」、同・同上論文「六五歳義務化の重み―隠された選抜、揺れる雇用保障」。
- (25) 高木・同上論文「六五歳義務化の重み―隠された選抜、揺れる雇用保障」二五頁。
- (26) 山田篤裕「高齢者雇用の規定要因―定年制度、賃金プロフィール、労働組合の効果」（『日本労働研究雑誌』第五八九号、二〇〇九年）。
- (27) 高木・前掲書。
- (28) 高木・同上書、同・前掲論文「高齢者雇用をめぐる人事上の課題と方向性」六〇頁、同・前掲論文「六五歳義務化の重み―隠された選抜、揺れる雇用保障」二四頁。
- (29) 高木・同上書。
- (30) 谷田部・前掲書、一五二頁―一五三頁。
- (31) 詳しくは、『人事実務』第一二三九号（産労総合研究所、二〇一四年八月）一八頁―二三頁、『労政時報』第三八三五号（労務行政、二〇一二年二月一四日）三三頁―四六頁参照。
- (32) 谷田部・前掲論文、六三頁―六四頁。
- (33) 労働政策研究・研修機構『中高年齢者の転職・再就職調査』（JIPPT調査シリーズNo.149、二〇一六年）一九頁―二〇頁。

# テレビにおける「八月ジャーナリズム」の歴史的展開

——ドキュメンタリー番組の編成の変遷を中心に——

米 倉 律

## 1. 目的

本稿の目的は、放送メディアが第二次世界大戦に関する人びとの体験と記憶をどのように表象してきたのかを検証し、そこに見られる傾向や変化などの諸相を明らかにすることである。特に焦点を当てるのは、「戦後〇〇年」という節目に当たる年の八月（前半）に地上波で放送されてきたドキュメンタリーを中心としたテレビ番組群である。<sup>1</sup>

日本では毎年八月上旬から「終戦記念日」の一五日までの期間に、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどによって戦争関連の特集が組まれることが恒例となってきた。こうした傾向は「八月ジャーナリズム」とも呼ばれ、戦争関連の

ジャーナリズムにとって重要な意味を持つ。テレビ放送では通常のニュース番組・情報番組で関連の特集や企画が組まれるだけでなく、数多くの特集番組が制作され、戦争や戦後に関する様々なテーマや問題が取り上げられてきた。「戦後七〇年」に当たる二〇一五年八月を例にとると、一日(一六日)までの二週間強のあいだに放送された終戦関連のテレビ番組(Ⅱ特集番組、ドキュメンタリー、ドラマ等、但しニュース・情報番組は除く、以下「終戦関連番組」)の数は、NHK、民放の地上放送だけでも計四四本を数えた。そしてその中で取り上げられたテーマは、広島・長崎への原爆投下、東京大空襲、沖縄戦、特攻隊、少年兵、従軍看護婦、玉音放送、等々、多岐に渡っていた。

このように毎年八月を中心に数多く制作・放送される終戦関連番組は、日本人の戦争認識の形成に大きな影響を与えてきたと考えられる。例えば、朝日新聞が二〇一五年六(八月)に実施したアンケート調査では、「戦争のイメージ」形成に寄与したものとして四割近くが「本、映画、テレビなど」を挙げており、「両親や祖父母らの体験談」や「学校の授業や修学旅行」を上回っていた。そして作品別では、『はだしのゲン』『火垂るの墓』『永遠の0』に次いで「NHKの報道やドキュメンタリー、ドラマ」を挙げた割合が高かった。また、少し古いデータではあるがNHKが二〇〇〇年五月に実施した世論調査においても、「先の戦争に対する自分の考えに影響のあったメディア」として「テレビ」を挙げた割合(複数回答)は三三%で、「身近な人」三六%に次いで高かった(牧田二〇〇〇)。さらに、東京、京都、広島、那覇の四都市の中学生二年生を対象とした意識調査によると、「第二次世界大戦の様子について誰から聞いたか」という問い(複数回答)に対して、二〇〇六年には「先生」が七七%で最も多かったが、二〇一六年には「先生」は五六%に減少、代わりに〇六年には二位だった「テレビ」が二〇一六年には二三%増加して一位(七八%)となっており、テレビの影響力が近年大きくなっている可能性があることも報告されている(村上二〇一六)<sup>③</sup>。

しかし、終戦関連番組がどのくらい放送されてきたのか、どのようなテーマが扱われてきたのか等については、これまで殆ど研究対象とされておらずその全体像は明らかにされていない。そこで本稿では、戦後の各節目の年における八月（前半）に終戦関連番組が、どのように編成・放送されてきたのか、また時代に応じて傾向の変化は見られるのかといった諸点を、テレビの「八月ジャーナリズム」において特に質・量ともに重要な番組ジャンルであるドキュメンタリー番組を中心に明らかにすることを試みる。以下では、まずマス・メディアにおけるいわゆる「八月ジャーナリズム」が、どのように形成されてきたのか、またテレビはその中でどのように位置づけられるのか等について検討する（二節）。そして戦後三〇年、四〇年…という各節目の年の八月における終戦関連番組の編成状況について、本数、放送時間量、番組ジャンルに注目しながら概観する（三節）。そのうえで、戦後の各時期に放送されてきたドキュメンタリー番組がどのようなテーマを扱ってきたのか、そこにはどのような特徴や傾向の変化があるのか等について分析し（四節）、最後に得られた知見をまとめ、今後に向けた研究課題を整理する（五節）。

## 2. 「八月ジャーナリズム」の形成

### (1) 起点としての「戦後一〇年」（一九五五年）

八月上旬から一五日前後までの期間に終戦・戦争関連の記事・番組が集中的に発信される「八月ジャーナリズム」の起源は一九五〇年代前半である（佐藤二〇一四）。新聞において「終戦関連」の企画記事が登場したのは、サンフランシスコ講和条約が発効した一九五一年である。この年の八月一五日、朝日新聞は「独立日本」初の終戦記念日に際し「地下の終戦政治の本舞台」「沖縄師範健児の最期」といった特集記事を写真入りで掲載している。そして

以降、同様のスタイルでの終戦関連企画が社会面を中心に恒例化される。ラジオでも一九五三年からNHK、民放は終戦記念日の特別編成を始め、ドキュメンタリーや討論番組、解説番組などを放送するようになっていく。

新聞、放送の各メディアにおいて、こうした流れが本格化したのは「戦後一〇年」にあたる一九五五年である。同年八月一五日、新聞各紙は一斉に、一面・社会面を中心に「戦後一〇年」を大きく取り上げている。朝日新聞は一面トップに「きょう終戦十周年」という記事を掲載、「十五日は太平洋戦争が終って十周年に当たる日。世界の人類の大半が武器をもって血みどろに戦った第二次世界大戦が、日本のポツダム宣言受諾によつてここに平和の鐘が全世界に鳴り響いた意義深い日である」とし、世界平和祈願国民大祭（東京上野）、原水爆禁止世界大会東京大会（東京・青年館）、祖国復興祈願祭（伊勢神宮）、戦没英霊追悼慰霊祭（大阪・四天王寺）など、全国で関連の行事が行われることを報じている。そして、各紙ともに社説において「戦後一〇年」を論じている。各紙の社説のタイトルは、朝日新聞が「終戦十周年」、毎日新聞が「終戦十年にあたって（一）（二）」（八月一五日・一六日の連載）、読売新聞が「終戦十年の回顧と反省」というものである。これらの社説は異口同音に、「終戦」からの一〇年のあいだに、日本の政治・経済・社会の各分野において急激な変化と変革が進められてきたこと、しかし平和国家、民主主義国家の建設という目標に対しては未だ道半ばであることを強調している。

また、一九五五年八月においては、広島に原爆が投下されてから一〇周年にあたる八月六日前後にも朝日、毎日、読売の各紙ともに関連の特集記事や社説を掲載している。各紙の社説のタイトルは、朝日新聞が「原爆十周年に想う」、毎日新聞が「原子力——人間の破壊か繁栄か」（八月五日掲載）、読売新聞が「原爆被災十周年に際して」というものである。これらの社説においても各紙共通の論調が見られる。それは、原爆投下による多大な犠牲者の霊を供養



するとともに、悲劇を二度と繰り返さないために原水爆を禁止する運動を發展させ、核軍縮を実現すること、そして平和な国際秩序の実現を誓うというものである。

ラジオにおいても一九五五年には、各局が終戦関連番組を大規模な形で特別編成している。八月六日の「広島原爆の日」には、NHK（第二）と文化放送が「平和祈念式典」の実況中継放送を行っているほか、関連の録音構成番組や討論番組などを放送している。また、一五日の「終戦の日」には、NHKが二本の特別番組『終戦の日と私』藤山愛一郎、辻政信、高峰秀子ほか』『座談会 今日の日・明日の日・この十年の回顧から』吉田茂、下村宏、小泉信三を放送、民放も『あれから十年特攻隊その後・花ふたたび』向井真理子（ラジオ東京）、『青空会議、これから日本はどうあるべきか』（文化放送）という終戦関連番組を放送している。

このようにして「戦後一〇年」の一九五五年から本格化し定着した「八月ジャーナリズム」は、八月六日の「広島原爆の日」および八月一五日の「終戦記念日」を中心に、①戦争の犠牲者を弔い、②戦争を反省し、③平和への誓いを新たにすると、ということを基調とする日本独自のメディア・言論空間を生み出していくことになった。

## (2) テレビの「八月ジャーナリズム」

日本でテレビ放送が始まったのは一九五三年である。同年二月一日にNHKが、八月二八日に日本テレビが本放送を開始している。テレビ放送においても当初から、「終戦の日」前後には終戦関連番組が制作・放送されている。NHKは、この年の八月八日、一五日、二九日の三回に渡って『話のカレンダー・終戦八年の歩み（一）』（三）』殿木圭一・浜田健二を放送している。また、新聞、ラジオにおいて「八月ジャーナリズム」が本格化し始める

一九五五年の八月一五日には、NHKが『終戦十年―終戦記念日特集―映画『戦後十年の歩み』・追憶談・座談会』という五七分の特集番組を放送している。また日本テレビは『特集・戦後十年』を、そしてKRテレビ（現TBS）も『講談・終戦秘話』、『ルポ・十才の平和国家』という番組をそれぞれ夜七時台に放送している。

しかし、この当時、放送メディアの主役はあくまでラジオであった。草創期におけるテレビは販売価格が高価なため所有者が少なく、多くの人びとは「街頭テレビ」や飲食店、近所の富裕層の自宅などで娯楽番組を楽しむというのがテレビ視聴の一般的なスタイルであった。放送時間も短く、放送が始まった一九五三年二月における一日の放送時間は、昼前後の一時間半（一二時～一三時半）と夕方からの二時間半（一八時半～二一時）、計四時間しかなかった（日本放送協会編二〇〇一）。また、テレビ局も一九五五年当時は、NHK、日本テレビ、KRT（TBS）の三局しか存在せず、放送エリアは東京、名古屋、大阪を中心とする都市部に限定されていた。こうした事情を背景に、テレビの普及率は一九五三年度末で〇・一％、翌五四年度末で〇・二％、五五年度末で〇・九％と当初数年間は低水準のままであった。従って、この時期の終戦関連番組は本数・時間が少ないだけでなく視聴者も極めて限られており、影響は限定的であったと考えられる。番組内容についてもその詳細を知ることが困難である。当時の新聞の「ラジオ・テレビ欄」はラジオ番組表がメインであり、テレビ番組表は各チャンネルについてわずか一四～五行ずつの簡素な記述に留まっているため、知り得るのは番組タイトルと放送時間のみである<sup>④</sup>。

その後、テレビの普及率が急上昇を始めるのは、日本社会が高度経済成長期を迎える一九五〇年代後半からである。一九五八年に普及率が一〇％を超えると、五九年には二三・六％、六〇年には四四・七％まで急増、そして翌六一年には過半数超の六二・五％に達する。この時期にはNHK、民放各局の放送時間も拡大されていき、一九六〇年代半ば

までに朝六時から二四時までの「全日化」が順次達成される。放送エリアも拡大していき、一九六二年にはNHK総合テレビが全国の八二%をカバー、民放も全国で四三社八二局となった。一九六一年、加速度的に普及を続けるテレビの受信契約件数(NHK)がラジオのそれを上回り、テレビが放送メディアの主役となる。そして東京オリンピックが開催された一九六四年にはテレビの世帯普及率は九割近く(八七・八%)に達し、一九六〇年当時は一日あたり一時間弱だった日本人の平均テレビ視聴時間は三時間近くに増加、逆に一時間半だったラジオの平均聴取時間は六五年には三〇分弱に減少している(NHK放送文化研究所編二〇〇二)。

「戦後二〇年」にあたる一九六五年八月、テレビは、それまでにない規模で終戦関連番組を編成・放送している。後に詳しくみるように、その数は三一本に上り、その後の各節目の年と同程度の水準になっている。新聞、ラジオによる「八月ジャーナリズム」が一九五五年を起点としていたとするならば、テレビの「八月ジャーナリズム」は、この一九六五年に本格化したといえる。

### (3) メディアイベントとしての「八月ジャーナリズム」

ところで、「八月ジャーナリズム」については、その社会的影響力の大きさが指摘される一方で、それがあつた種の「メディアイベント」になっていることの功罪を指摘する論者が少なくない。例えば保坂正康(二〇〇六)は、「八月ジャーナリズム」が日本の敗戦を記念して戦争終結の喜びと新たに不戦を誓う「記念月間」として他国には見られない「独自の歴史空間」を形成してきたとしつつも、実際には形骸化・儀式化が進んでいる側面があると指摘している。保坂によれば「八月ジャーナリズム」は、八月一五五正午の時報にあわせて甲子園球児たちが行う一分間の黙とうの

ような「夏の風物詩」的なものとなっており、単に「底の浅い非戦論」が再生産されているに過ぎない。また、佐藤卓己(二〇一四)は、グローバルスタンダードでは降伏文書調印が行われた九月二日であるはずの「終戦の日」が八月一日となった歴史的経緯とその政治性を指摘し、精霊流しや送り火で死者の霊を吊ってきた「お盆」と重なる時期に終戦記念行事を行うことは「一つの合理主義」ではあるものの、そのことが八月一日を「内向きの終戦記念日」にしてしまい、結果的に戦争責任問題や歴史認識問題をめぐる周辺国との対話の回路や可能性を閉ざしてきた面があると批判する<sup>(5)</sup>。

なお、「八月ジャーナリズム」自体を主題的に分析した研究は多くない。上記の佐藤卓己の研究以外では、坪井秀人(二〇〇五)が戦後五〇年(一九九五年)から戦後一〇年(一九九五年)へと遡行する形で新聞の戦争関連記事に関する分析を行っている。また小寺敦之ら(二〇〇七)は、戦後六〇年の二〇〇五年に日本・中国・韓国・台湾の主要紙が戦後六〇年をどう報道したかについての国際比較研究を行ない、各国(地域)における「戦争」や「終戦」が持つ意味内容の差異やその社会・文化的背景などを分析している。一方、テレビの「八月ジャーナリズム」については、一九九五年に、NHK放送文化研究所が日本を含む各国の放送メディアが「戦後五〇年」についてどう報道したのか等についての国際共同研究を行っている(河野・森口ほか一九九七、原・服部・斉藤一九九七、E.クラウス・橋本一九九六など)。しかしそれ以降、テレビによる戦後六〇年、戦後七〇年の報道についてのまとまった調査研究は行われていない。また、テレビ番組が戦争をどのように表象してきたかについては桜井均(二〇〇五)による研究があるが、対象はNHKのドキュメンタリー番組が中心であり、「八月ジャーナリズム」という観点から網羅的・実証的に研究したものではない。

### 3. テレビの「八月ジャーナリズム」の編成史

#### (1) 編成史分析の方法・対象

本節では、テレビの「八月ジャーナリズム」における終戦関連番組の編成について、その時期ごとの概要を明らかにする。対象は、テレビの「八月ジャーナリズム」が本格的に始まった一九六五年（戦後二〇年）から二〇一五年（戦後七〇年）までの一〇年ごとの各年に放送された終戦関連番組である。そして、これらの年の八月前半（一日～一六日）に、NHK（総合テレビ、Eテレ）、民放五局（日本テレビ、テレビ朝日、TBS、フジテレビ、テレビ東京）で全国放送された終戦関連番組について、本数、放送時間量、および番組ジャンルがどのように変化してきたかを分析する。<sup>6)</sup>なお、対象番組には終戦や戦争関連のテーマを主題的に扱ったドキュメンタリー、討論番組、ドラマ、映画・アニメなどを含む。また、定時のニュース番組・情報番組は「番組」には含まないが、それらが終戦・戦争関連で拡大版（特集版、スペシャル版）として放送されたものは対象とした。<sup>7)</sup>

#### (2) 本数・時間の推移

表1は、一九六五年から二〇一五年までの一〇年ごとの八月前半に放送された終戦関連番組の本数を示したものである。対象とした年に放送された終戦関連番組の本数は計二二〇本である。年ごとの本数をみると、一九六五年が三一本で、以降、一九七五年・三八本、一九八五年・二七本、一九九五年・四六本、二〇〇五年・三四本、二〇一五年・四四本と推移している。<sup>8)</sup>「八月ジャーナリズム」自体、「〇周年」といった節目のタイミングに関連テーマを集中

表1 終戦関連番組の本数・時間量の推移 (局別・全体)

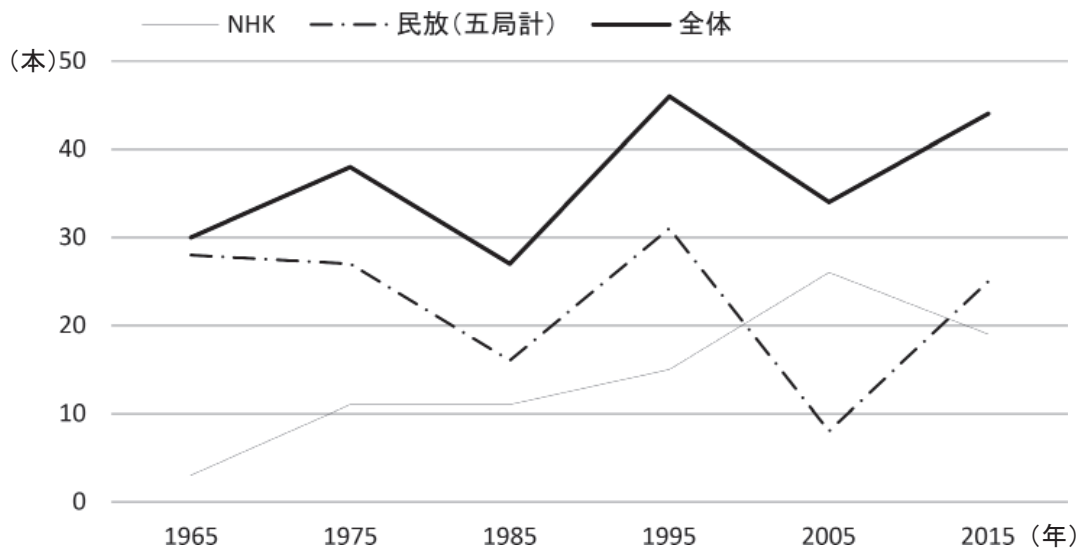
(上段=本数、下段=放送時間量 (分))

|       | 全体    | NHK  | 日本テレビ | テレ朝<br>(NET) | TBS  | フジテレビ | テレビ東京 |
|-------|-------|------|-------|--------------|------|-------|-------|
| 1965年 | 31本   | 3    | 1     | 2            | 7    | 4     | 14    |
|       | 1753分 | 120  | 30    | 135          | 316  | 176   | 976   |
| 1975年 | 38    | 11   | 5     | 4            | 9    | 7     | 2     |
|       | 1854  | 555  | 290   | 144          | 340  | 435   | 90    |
| 1985年 | 27    | 11   | 3     | 1            | 7    | 0     | 5     |
|       | 2244  | 790  | 139   | 138          | 703  | 0     | 474   |
| 1995年 | 46    | 15   | 7     | 11           | 8    | 1     | 4     |
|       | 4301  | 801  | 581   | 1549         | 836  | 144   | 390   |
| 2005年 | 34    | 24   | 3     | 3            | 1    | 1     | 0     |
|       | 2820  | 2078 | 275   | 225          | 173  | 129   | 0     |
| 2015年 | 44    | 19   | 5     | 9            | 6    | 1     | 4     |
|       | 3592  | 973  | 329   | 738          | 807  | 250   | 495   |
| 計     | 219   | 82   | 24    | 30           | 37   | 14    | 29    |
|       | 16564 | 5257 | 1644  | 2929         | 3175 | 1134  | 2425  |

的に報道する、いわゆる「周年報道」的性格を持つが、中でも特に三〇、五〇、七〇周年の各周年において特に大きな規模になっていたことが分かる。ただし、この傾向は民放(五局)の動向を反映したものである(図1参照)。NHKでは最も本数が多いのは二〇〇五年(戦後六〇年)の二六本であり、二〇年周期での増減という傾向はない。民放(五局)は、二七本(二九六五年)、二七本(二九七五年)、一六本(一九八五年)、三一本(一九九五本)、八本(二〇〇五年)、二五本(二〇一五年)と推移しており、一九七五年以降、二〇年周期で増減が繰り返される傾向が見られる。NHK、民放を合わせた全体の本数が最も多かったのは一九九五年の四六本で、時間になると四三〇一分、すなわち七一時間を超える終戦関連番組が放送されていた。次に多いのが二〇一五年の四四本(三五九二分)となっている。

局別では、一九六五年にはテレビ東京(東京12チャンネル・当時)が最も多く一四本(九七六分)の番組を放送している。<sup>9)</sup>一九七五年以降では、いずれの年においても本数ではNHKが最も多く、特に最近においてその傾向は顕著である。例えば、

図1 終戦関連番組の本数の推移 (NHK・民放別)



二〇〇五年はNHKの番組が本数・時間量ともに全体の七割を超えている(二六本・二〇七八分)。また、二〇一五年でも四四本の終戦関連番組のうち一九本(四三%)がNHKの番組である。

### (3) 番組ジャンルの推移

次に番組ジャンルの推移を見ていく(表2)。どの年においても本数・放送時間量が多いのはドキュメンタリー番組である。その本数は、一九九五年が最も多く二七本、最も少ない一九八五年でも一三本が放送されている。ドキュメンタリーの合計本数は一一八本で、これは対象とした全番組(二二〇本)の約半数を占めている。放送時間量でもすべての年においてドキュメンタリーが最も長い。特に一九九五年に放送されたドキュメンタリーの放送時間量は二二〇〇分(約三七時間)に及んでいる。対象としたドキュメンタリー一九本の合計放送時間量は七二九三分(約一二三時間)で、これは今回対象とした全番組(計二二〇本)の合計放送時間量の約四三%である。今回の分析対象にしないニュース番組・情報番組を除くと、テレビの「八月ジャーナリズム」においてはドキュメンタリーが中心的な番組ジャンルであることが分かる。

表2 終戦関連番組の本数・放送時間量の推移 (ジャンル別)

(上段=本数、下段=放送時間 (分))

|       | 全体    | ①ドキュメンタリー | ②ドラマ | ③映画・アニメ | ④討論  | ⑤その他<br>(式典中継含む) |
|-------|-------|-----------|------|---------|------|------------------|
| 1965年 | 31本   | 16        | 6    | 4       | 3    | 2                |
|       | 1753分 | 525       | 326  | 362     | 480  | 60               |
| 1975年 | 38    | 21        | 0    | 2       | 0    | 15               |
|       | 1854  | 935       | 0    | 230     | 0    | 689              |
| 1985年 | 27    | 13        | 3    | 6       | 0    | 5                |
|       | 2244  | 830       | 308  | 806     | 0    | 300              |
| 1995年 | 46    | 27        | 3    | 5       | 1    | 10               |
|       | 4301  | 2200      | 376  | 654     | 360  | 711              |
| 2005年 | 34    | 19        | 3    | 3       | 3    | 6                |
|       | 2820  | 1326      | 398  | 246     | 480  | 370              |
| 2015年 | 44    | 24        | 7    | 2       | 1    | 10               |
|       | 3592  | 1537      | 956  | 161     | 235  | 703              |
| 計     | 220   | 119       | 22   | 22      | 9    | 48               |
|       | 16564 | 7293      | 2364 | 2459    | 1615 | 2833             |

ドキュメンタリーに次いで、放送本数・時間量が多いのは、全国戦没者追悼式など終戦関連の式典中継やニュース・情報番組の拡大版(特集版・スペシャル版)などを含む「その他」(四八本・二八三三分)であり、それに続いて「ドラマ」と「映画・アニメ」が放送本数がともに二二本で並んでいる。放送時間量ではドラマが合計二二六四分、映画・アニメが二四五九分である。「ノンフィクション」であるドキュメンタリーに対して、ドラマと映画・アニメを「フィクション」としてまとめると、「フィクション」の合計本数は四四本、放送時間量は四八二三分(約八〇時間)であり、ドキュメンタリー(ノンフィクション)には及ばないものの、対象番組全体に占める割合は時間量ベースでは約三〇%という大きな割合を占めていることが分かる。ドキュメンタリーと「フィクション」をあわせると、本数で全体の約七三%、放送時間量で七一%を占めている。

表3は「ドキュメンタリー」と「フィクション(ドラマ+映画・アニメ)」の本数について、NHKと民放(五局)を比較したものである。ドキュメンタリーでは、NHKの五三本に対し



表3 ドキュメンタリーとフィクション（ドラマ+映画・アニメ）の本数（NHK、民放）

|       | ドキュメンタリーの本数 |     |    | フィクション（ドラマ+映画・アニメ）の本数 |     |    |
|-------|-------------|-----|----|-----------------------|-----|----|
|       | 全体          | NHK | 民放 | 全体                    | NHK | 民放 |
| 1965年 | 16          | 2   | 14 | 10                    | 1   | 9  |
| 1975年 | 21          | 7   | 14 | 2                     | 0   | 2  |
| 1985年 | 13          | 5   | 8  | 9                     | 1   | 8  |
| 1995年 | 27          | 12  | 15 | 8                     | 0   | 8  |
| 2005年 | 19          | 16  | 3  | 6                     | 2   | 4  |
| 2015年 | 24          | 12  | 12 | 9                     | 2   | 7  |
| 計     | 120         | 54  | 66 | 44                    | 6   | 38 |

て民放は六六本である。これに対して「フィクション（ドラマ+映画・アニメ）」では、NHKの六本に対して民放が三八本と圧倒的に多くなっている。このようにドキュメンタリーに次ぐジャンルであるドラマおよび映画・アニメという「フィクション」の分野は、主として民放によって担われてきたことができる。

以上のように、テレビの「八月ジャーナリズム」ではドキュメンタリー、ドラマ、映画・アニメが中心的なジャンルとして制作・放送されてきたことが分かる。それでは、これらの終戦関連番組において戦争のどのような側面が、どのように取り上げられてきたのだろうか。テーマや切り口にはどのような特徴や傾向があり、それらには時系列的にみると何らかの変化が見られるのだろうか。次節では、その諸相を各年の社会的状況や終戦関連の新聞報道の内容なども踏まえながら、テレビの「八月ジャーナリズム」における主要ジャンルであるドキュメンタリー番組に絞って分析・検討する。

#### 4. ドキュメンタリー番組の展開

##### (1) 一九六五年（戦後二〇年）

先述のように、戦後二〇年にあたる一九六五年はテレビの「八月ジャーナリズム」

ム」が本格化した年である。前年の一九六四年に東京五輪を開催した日本は当時、高度経済成長のただ中であつた。テレビ放送が始まってから一二年が経過したこの年、テレビの普及率はすでに九〇%を超えて本格的な「テレビ時代」が到来していた。テレビ各局が朝々昼の時間帯にいわゆる「ワイドショー」を開発して放送するようになったのもこの時期である。代表的なものとしては、『木島則夫ショー』(NET・一九六四年)、『スタジオ102』(NHK・一九六五年)、『小川宏ショー』(フジテレビ・一九六五年)、『アフタヌーンショー』(NET・一九六五年)、『11PM』(日本テレビ・一九六五年)などが挙げられる。戦争に関連する時代状況としては、トンキン湾事件(一九六四年)をきっかけにアメリカが本格的にベトナム戦争への介入を始めており、これに対して日本では一九六五年四月に「ベ平連(＝ベトナムに平和を！市民文化団体連合)」が発足してベトナム反戦運動が展開され始めていた。また、第二次池田隼人内閣は一九六三年五月に、それまで場所・時期ともに変則的に実施されていた第二次世界大戦の「全国戦没者追悼式」について、八月一日を「終戦記念日」として実施する実施要領を閣議決定し、同年から八月一日に行われるようになった。

この年の八月前半に、NHK、民放は、あわせて三〇本の終戦関連番組を編成・放送している。ジャンル別ではドキュメンタリーが最も多く一六本と過半数を占め、以下、ドラマが六本、映画・アニメ四本、討論番組三本、その他二本となっている。表4はドキュメンタリー番組について、局・放送日・時間量・タイトルを一覧にしたものである。注目されるのは、広島・長崎への原爆投下・被爆をテーマにした番組の多さである。一六本のうちの六本が原爆・被爆関連の番組である。これらの番組はいずれも原爆による被害の実相、生き残った被害者のその後の「原爆症」などによる苦しみなどを取り上げたもので、その後長く続く「原爆もの」の番組の基本的な形がすでにこの時期に出来上

表4 終戦関連のドキュメンタリー（1965年8月1日～16日）

| 局     | 放送日   | 時間量<br>(分) | タイトル                             |
|-------|-------|------------|----------------------------------|
| テレビ東京 | 8月3日  | 30         | ドキュメント・日本1965「ヒロシマは生きている」        |
| テレビ東京 | 8月4日  | 30         | ドキュメンタリー・海ゆかば「ペリリュー島の攻防」         |
| TBS   | 8月5日  | 30         | 20世紀の記録「ヒロシマへの道」                 |
| 日テレ   | 8月5日  | 30         | ここに生きる「不屈の人々―1965・ヒロシマ」          |
| NHK   | 8月6日  | 30         | 現代の映像「戦後20年」                     |
| テレビ東京 | 8月9日  | 30         | ドキュメント「長崎の記録」                    |
| TBS   | 8月10日 | 30         | カメラ・ルポルタージュ「小さな歴史～ある疎開児童の絵日記から～」 |
| テレビ東京 | 8月10日 | 30         | ドキュメンタリーあゝ世界大戦「インパール大作戦の真相」      |
| テレビ東京 | 8月10日 | 30         | ドキュメント・日本1965「生きている戦争」           |
| テレビ東京 | 8月11日 | 30         | ドキュメンタリー・海ゆかば「レイテ沖海戦」            |
| TBS   | 8月12日 | 30         | 20世紀の記録「真珠湾攻撃の前夜」                |
| テレビ東京 | 8月12日 | 30         | 私の昭和史「玉音版奪取事件」                   |
| テレビ東京 | 8月12日 | 30         | 日本の軍事力                           |
| NET   | 8月15日 | 75         | 終戦記念番組「海兵第73期生その20年の歩み」          |
| NHK   | 8月15日 | 30         | ある人生「いのちある日日」                    |
| フジ    | 8月15日 | 30         | 世界は動く「世界の中の日本（前編）～敗戦から講和まで」      |

がっていたと言える。例えばNHKがこの年に放送した二本の番組はともに原爆・被爆をテーマとしている。『現代の映像・戦後二〇年「ドームの二〇年」』（八月六日）は、原爆投下当時の姿をそのまま伝える原爆ドームに広島市民が寄せるさまざまな思いを伝えるという番組である。『ある人生「いのちある日日」』（八月五日）は人物ドキュメンタリーで、長崎で被爆し家族も失った人物が、自身も原爆症の治療を受けながら浦上天主堂の助任司祭として被爆者達のために奔走する日々を描いている。民放では、『ここに生きる「不屈の人々―1965・ヒロシマ」』（日本テレビ・八月一日）は、原爆患者の治療にあたる原爆病院院長の日々を追った番組、『ドキュメント「長崎の記録」』（東京12チャンネル・八月九日）は、被爆直後四〇日間の長崎の様子を克明に撮影した写真を紹介し、当時の被害の実相を振り返るといふ番組である。なお、原爆・被爆をテーマにした番組は、ドキュメンタリー以外にも、ドラマと映画で合わせて三本放送されている。ドラマ『ヒロシマ・ある

『愛と死』（東京12チャンネル・八月六日）は、結婚を目前に死んだ若い被爆者の男女の悲劇を実話に基づいてドラマ化したものである。また、映画では、東京12チャンネルが『原爆の子』（新藤兼人監督・一九五二年）、『生きていてよかった』（亀井文夫監督・一九五六年）という二作品とともに八月六日に放送している。

なお、原爆関連では当時、戦後日本の平和運動の牽引役でもあった「原水爆禁止運動」が、内紛と分裂を繰り返していたという時代状況があった。反核・平和運動組織として一九五五年に発足した「原水爆禁止日本協議会（『原水協』）」は、一九六〇年代に入ると東西冷戦と米ソの核軍拡競争への立場の違いを背景に、社会党・総評系と共産党系との間で路線対立が顕在化し、一九六五年二月、社会党系が「原水爆禁止日本国民会議（『原水禁』）」を結成、以降、原水爆禁止世界大会も原水協系、原水禁系が別々に開催されることになった。井伏鱒二の『黒い雨』、大江健三郎の『ヒロシマ・ノート』が刊行されたのも一九六五年で、それらをめぐる批評や議論においても原水爆禁止運動をめぐる党派対立やスタンスの違いが関わっている。しかし、この年のドキュメンタリー番組で、そうした複雑な状況を主題的に取り上げたり、掘り下げたりするような番組はなかった。

「原爆もの」以外で目立つのは、太平洋戦争における戦闘・攻防戦の様相を振り返る「戦記もの」と言えるような番組である。具体的には、『ドキュメンタリー・海ゆかば「ペリリュー島の攻防」』（東京12チャンネル・八月四日）、『ドキュメンタリー・ああ世界大戦「インパール大作戦の真相」』（東京12チャンネル・八月一日）、『ドキュメンタリー・海ゆかば「レイテ沖海戦」』（東京12チャンネル・八月一日）、『20世紀の記録「真珠湾攻撃の前夜」』（TBS・二二日）の四本が該当する。さらに、「八月ジャーナリズム」における定番の題材の一つと言えるのが、戦時中の市民生活・活動を追ったものであるが、これに該当するドキュメンタリーでは、富山県で疎開生活を送った東京女高師範附属国

民学校の女子児童の絵日記をもとに戦時中の子供達の生活を描いた『カメラ・ルポルタージュ「小さな歴史」ある疎開児童の絵日記から』(TBS・八月一〇日)が挙げられる。

(2) 一九七五年(戦後三〇年)

一九七五年の八月一五日、新聞各紙は「戦後三〇年」関連の文言をタイトルに冠した社説を掲載している。そしてそれらからは、この年をもって「戦後」の一つの区切りとする時代認識を読み取ることができる。例えば読売新聞は、「三十年目の終戦記念日に考える」という社説において、「終戦記念日(八月十五日)」は「戦争が終わって平和に生きるといふ一つの時代の区切りであった。それから三十年たつたいま、また一つの時代の区切りを迎えたような気がする。一つの時代が終わって、新しい秩序を模索する段階に入っている。」と言っている。こうした認識の背景には、国際的には同年にベトナム戦争がアメリカの敗北によって終結し、東西冷戦から南北対立に国際的な対立軸が移行しつつあったこと、国内的には大阪万博の開催(一九七〇年)や沖縄の本土復帰(一九七二年)を経て、高度経済成長期から安定成長期への転換が進んでいたことがある。

もう一点注目されるのは、次世代への戦争体験の「継承」ということが社会的課題として浮上していることである。「戦争を知らない子供たち」(北山修作詞・杉田二郎作曲)は一九七〇年の大阪万博のために作られた歌であるが、一九七五年の時点では戦後生まれで戦争体験のない「戦無派」がすでに国内人口の約半数に達し、さらにその「戦無派」の子供の人口が一五%となっていた。毎日新聞は、「みんなにとつての戦争体験」という記事(「上・つぎの世代へ伝える難しさ」「下・戦無派」への昔話としてでなく現代に生かす道探そう)を八月一四日・一五日に連載している。そこ

では「戦無派」の割合がますます大きくなる中での「戦争体験」の意味についての問いかけがなされており、「現在」出まわっている「戦争体験には、戦争による「被害者」というもの」や「戦争の悲惨さ、いまわしき、残酷性」を伝えるものが多いが、「日本を加害者(侵略者)」として捉えたうえでの「自己批判」や「同じ日本人が加害者でも被害者でもあったということ」を「伝承」しようということがあまり行われていないという問題提起もなされている。後に見るように、戦争体験の継承が「八月ジャーナリズム」の主要なテーマになるのは二〇〇〇年代以降であり、また戦争における日本の「加害性」が「八月ジャーナリズム」において取り上げられるようになるのは一九九〇年代以降であるが、一九七五年の時点においても「継承」や「加害性」については問題として議論されていたのである。

当時、テレビ放送は白黒からカラーへ移行しており、一九七五年にはカラーテレビの普及率が九〇%を超えていた。この年は、テレビ広告が新聞広告を追い抜いた年でもあった。文字通り、テレビがマス・メディアの中心的存在として大きな社会的影響力を持つ本格的な「テレビ時代」が到来して、テレビ各局は高い視聴率を競い合っていた。

一九七五年の八月前半にテレビ各局が放送した終戦関連番組は計三八本である。そのうちドキュメンタリーは二一本である(表5)。この年のドキュメンタリー番組の特徴としては、そのテーマの多様性を挙げることができる。例えばNHKは、終戦記念日を迎える週の月曜(二一日)から金曜日(二五日)までの毎晩、各四五分間のドキュメンタリーを特別編成している。『よみがえれ17ミリ半』(二一日)は東京にある教育研究所で発見された一七ミリ半という珍しい規格のフィルムに記録されていた学童疎開の様子を作家の早乙女勝元とともに見ながら当時を振り返るといえるもの、『隠された大地震』(二二日)は、戦争中の一九四四年と四五年に東海地方で起きた知られざる大地震について新資料とともに明らかにするという番組、『テキサスの花嫁』(二三日)は、戦後駐留米軍兵と結婚したいわゆる「戦

表5 終戦関連のドキュメンタリー（1975年8月1日～16日）

| 局   | 放送日   | 時間量<br>(分) | タイトル                                     |
|-----|-------|------------|--|
| NET | 8月3日  | 30         | ドキュメント昭和「共栄圏だより」                         |
| TBS | 8月3日  | 30         | テレビルポルタージュ「広島・原爆・記録」                     |
| フジ  | 8月3日  | 30         | ドキュメント日本人「終戦特集・今どこに…ベトナムの元日本兵」           |
| 日テレ | 8月3日  | 30         | ドキュメント'75「特集・戦後30年」                      |
| テレ東 | 8月5日  | 30         | シリーズ・特集「ある帰国」                            |
| NHK | 8月6日  | 105        | 市民の手で原爆の絵を                               |
| NHK | 8月7日  | 30         | スポットライト「アンネ・フランクのバラ」                     |
| TBS | 8月9日  | 30         | 生きてる戦後史「一億人のお茶の間文化・テレビエイジの開花」            |
| NET | 8月10日 | 30         | ドキュメント昭和「原子爆弾」                           |
| TBS | 8月10日 | 30         | テレビルポルタージュ「魔の731部隊」                      |
| フジ  | 8月10日 | 30         | ドキュメント日本人「還ってきたモロタイの勇士」                  |
| 日テレ | 8月10日 | 85         | 日曜スペシャル「未公開フィルムによる昭和二十年“終戦秘話”」           |
| 日テレ | 8月10日 | 30         | ドキュメント'75「特集・戦後30年史」③～皇国の民・久米島<br>住民虐殺事件 |
| NHK | 8月11日 | 45         | よみがえれ17ミリ半                               |
| NHK | 8月12日 | 45         | 隠された大地震                                  |
| NHK | 8月13日 | 45         | テキサスの花嫁                                  |
| NHK | 8月14日 | 45         | 母の肖像・イクオの戦後                              |
| NHK | 8月15日 | 85         | 終戦記念特集・夏 1945年→1975年                     |
| フジ  | 8月15日 | 60         | 報道特別番組「昭和20年8月15日・中国大陸」                  |
| テレ東 | 8月15日 | 60         | 金曜スペシャル「続・未帰還兵を追って」                      |
| TBS | 8月16日 | 30         | 生きてる戦後史                                  |

テレビにおける「八月ジャーナリズム」の歴史的展開（米倉）

争花嫁」のその後を伝える内容、『母の肖像・イクオの戦後』（二四日）は戦後の米軍進駐時代に生れ育った混血孤児の問題を取り上げた番組である。いずれもそれまでに殆ど取り上げられることのなかったテーマや切り口で戦争や戦後を検証する内容となっている。そしてシリーズ最終日の『終戦記念特集・夏 一九四五年→一九七五年』（二五日）は、三〇年ぶりに公開されたGHQ占領政策のメモなどに基づきながら戦後日本の歩みや日本人の意識変化をさぐるという番組である。

民放も、前年（一九七四年）にインドネシア・モロタイ島で三〇年ぶりに発見された元日本兵を取り上げた『ドキュメント日本人・還ってきたモロタイの勇士』（フジテレビ・八月一〇日）、戦争末期に久米島で

起きた日本軍守備隊による島民虐殺事件を取り上げた『特集・皇国の民』(日本テレビ・八月一日)、軍人・民間人あわせて一七三万人の在中日本人による戦後の日本引き上げを振り返った『昭和二十年八月十五日 中国大陸』(フジテレビ・八月十五日)など、戦争と終戦にまつわる多様なテーマを取り上げている。逆に一九六五年には六本と最も本数が多かった「原爆投下・被爆」をテーマとしたドキュメンタリーは、『テレビルポルタージュ「広島・原爆・記録」』(TBS・八月三日)、『市民の手で原爆の絵を』(NHK・八月六日)、『ドキュメント昭和「原子爆弾」』(NET・八月一日)の二本に留まっている。このように一九七五年の終戦関連番組は、一〇年前の一九六五年と比較して戦争および終戦について多様なテーマを扱っていることが特徴であった。ただし他方で、先に挙げた新聞記事に見られたような、戦争体験の「継承」や日本の「加害性」の問題を正面から扱うような番組は殆どなかった。

### (3) 一九八五年(戦後四〇年)

一九八五年八月は、「戦後四〇年」よりも日航ジャンボ機(二三三便)の御巢鷹山への墜落事故(八月二日)とともに多くの人びとに記憶されているかもしれない。八月十五日(終戦記念日)の各紙一面も日航機墜落事故の続報で占められており終戦関連の記事はない。八〇年代半ばは、この日航機墜落事故以外にもグリコ・森永事件、ロス疑惑(一九八四年)、豊田商事事件(一九八五年)、フィリピン政変(一九八六年)、三原山噴火(一九八六年)など大事件・事故が相次いだ時期であった。そしてテレビ業界ではこの時期、NHKだけでなく民放もニュース・報道番組を拡充し、関係者の間では「報道の時代」「ニュース戦争」などと呼ばれるようになっていた(日本放送協会編、二〇〇一)。

一九八四年一〇月の番組改変では、TBSが『ニュースコープ』を五〇分枠に拡大したほか、フジテレビは夕方に初



の一時間のニュース番組『FNNスーパータイム』を新設、さらに翌一九八五年一〇月にはテレビ朝日が夜一〇時台に『ニュースステーション』（現在の『報道ステーション』）をスタートさせており、NHK、民放各局がニュース・報道番組で視聴率を競い合う時代が始まっていた。

終戦・戦争関連ではこの時期、二つの重要な出来事がある。第一は、一九八二年の「歴史教科書問題」である。戦時中の日本のアジアにおける軍事行動についての表記が教科書検定によって「侵略」から「進出」に改めさせられたなどとして中国・韓国のメディアや政府が激しく反発したことに端を発したこの問題は、その後、中国・韓国との外交問題にも発展していくことになる（木村二〇一四）。第二は、一九八五年八月一日、当時の中曽根康弘首相が戦後首相として初の靖国神社公式参拝を行ったことである。それまでの政府見解は、閣僚の公式参拝は政教分離を厳格に規定する憲法二〇条三項に違反する疑いがあるとするというものであったが、「戦後政治の総決算」を掲げる中曽根首相は公式参拝を強行した。中国などアジア諸国や宗教団体から批判を浴びて翌年からは取りやめになったが、中国や韓国において日本の「右傾化」に対する警戒感や「反日感情」が高まっていく契機となった。

この年にテレビで放送された終戦関連番組は合計二七本、そのうちドキュメンタリーは一三本である。終戦関連番組の本数もドキュメンタリーの本数も、その他の節目の年と比べて最も少ない。NHKは五本のドキュメンタリーを放送しているが、そのうちの二本が『NHK特集』である。『NHK特集』は、現在も放送されている『NHKスペシャル』の前身番組である。大型のプロジェクト型番組として一九七六年に放送をスタートし、特に一九八〇年代以降、NHKの「八月ジャーナリズム」における中心的な番組枠となっていく。この年の『NHK特集』は、一本目が『爆心地・生と死の記録』（八月六日）で、広島原爆・被爆を取り上げている。原爆投下の瞬間、爆心地の半径

表6 終戦関連のドキュメンタリー（1985年8月1日～16日）

| 局   | 放送日   | 時間量<br>(分) | タイトル                                   |
|-----|-------|------------|--|
| NHK | 8月6日  | 75         | NHK 特集「爆心地・生と死の記録」                     |
| TBS | 8月6日  | 54         | 終戦40周年特集「ママ!わたしは生きている・中国残留孤児、残留婦人の40年」 |
| テレ東 | 8月6日  | 81         | 火曜ゴールデンワイド「欲しがりません勝つまでは・茶の間の太平洋戦争」     |
| NHK | 8月10日 | 75         | ドキュメント「東条内閣極秘記録・密室の太平洋戦争」              |
| 日テレ | 8月11日 | 30         | 知られざる世界「両足をアメリカに捧げた!日系兵士の戦後40年」        |
| 日テレ | 8月11日 | 55         | ドキュメント'85「歳月・ヒロシマ40年」                  |
| NHK | 8月12日 | 75         | NHK 特集「人間のこえ・4人の兵士が遺したもの」              |
| 日テレ | 8月12日 | 54         | Time21「ラッパが泣いた!入れ歯も鳴った!40年目の海軍軍楽隊」     |
| TBS | 8月13日 | 54         | 終戦40周年特集「ミステリー・帝銀事件」                   |
| NHK | 8月15日 | 75         | 日本・戦後40年の記録「第1部・奇跡の復興」                 |
| NHK | 8月15日 | 60         | 日本・戦後40年の記録「第2部・豊かさの中で…」               |
| TBS | 8月15日 | 88         | JNN ニュースコープ・スペシャル「終戦40周年特集」            |
| TBS | 8月15日 | 54         | 中村敦夫の地球発22時「戦争を歌った子供たち」                |

五〇〇メートルにいたと推定される二万人の中で奇跡的に生き残った五六人（一九八五年六月当時）の証言を元に、原爆被害や被爆者その後の身体的・精神的影響の実態を検証するという内容の番組であった。NHKはこの年以降毎年、広島  
の原爆投下をテーマとして扱う『NHK特集』（一九八九年からは『NHKスペシャル』）を八月六日もしくはその前後に放送することになるが、その中でも生存者の証言や新資料などを用いて被爆の実相を再現・再構成して検証するというスタイルの番組は数多く制作されている。この番組はそのいわば祖型になったものといえる。もう一本の『NHK特集 人間のこえ・4人の兵士が遺したもの』は、日・米・独・ソ連の四カ国・四人の兵士が戦時中に残した遺稿（手記・手紙）を通して第二次世界大戦とは何だったのかを立体的に問い直すという異色の試みであった。<sup>10</sup>

他には、戦争や終戦に関連してそれまで殆ど知られていなかった事実やエピソードを掘り越して新たな光を当てようとする企画が目立つ。対米開戦を決意して日本中を戦争に巻き

込んだ東条英機内閣の成立から崩壊までの時期を新資料と証言で検証した『ドキュメント 東条内閣の一〇〇五日』（NHK・八月一〇日）、戦中にアメリカ政府によって強制収容された日系人の戦中・戦後の日々を追って戦後アメリカの裏面史に光を当てた『両足をアメリカに捧げた！日系兵士の戦後四十年』（日本テレビ・八月二一日）、終戦直後のGHQ支配下に見えた怪事件である帝銀事件の公判記録から新証人を割り出して真犯人を探った『終戦四十周年特集「ミステリー・帝銀事件」』（TBS・八月二三日）などである。

また、当時の時代状況を反映している番組としては、TBSの『終戦四十周年特集「媽媽！わたしは生きています・中国残留孤児、残留婦人の四十年」』（八月六日）が挙げられる。大戦末期のソ連軍侵攻と関東軍撤退によって日本に帰国できず中国大陸に残留した中国残留日本人の問題は一九七二年の日中国交回復以降知られるようになったものの、日本政府による帰国調査（身元調査）が行われたのは一九八一年のことである。以降、一九九九年まで計三〇回の調査が実施されていく。番組は一九八五年当時、残留日本人が中国でどのような生活を送っているのかを取材したものである。このほか、『JNNニュースコープ・スペシャル「終戦四十周年特集」』（TBS・八月二五日）は、戦時中に皇民化教育が進められたパラオ諸島を訪ねる「よみがえる南洋庁」と戦時中の日本による朝鮮人の「強制連行」の問題を検証した「朝鮮人連行、ある幻の記録」という二つのテーマを柱として取り上げており、この年に放送されたドキュメンタリーの中で唯一、日本による対外的な「加害性」を主題的に扱った番組であった。

#### (4) 一九九五年（戦後五〇年）

一九九五年は、終戦からまる五〇年＝半世紀という戦後の歴史全体の中でも大きな節目の年であった。八月二五日

の「終戦の日」、村山富市首相は「戦後五〇年に当たっての首相談話」（『村山談話』）において、日本は「国策を誤り、国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」とし、「疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、改めて痛切な反省の意を表し、心からのおわびの気持ちを」表明した。それまで戦後の歴史認識等について政府として統一見解がなかったことを踏まえ、閣議決定を経て発表された村山談話は、これ以後、日本政府の公式見解として歴代内閣に受け継がれていくことになった。当日（八月一日）の朝日新聞は「さあ自分の足で立とう『戦後五十年 明日を求めて』」と題した社説において「『自分の属する国家』が他国を侵した事実まで否定することはできない。個人的な認識はどうあれ、そのことへの道義的責任は消えないはずである。……戦後の日本は、加害者意識のきわめて薄い人間を量産してきたのではないか。かなりの人びとがアジアへの『謝罪』や『反省』に鈍感なもの、その意味で当然だろう。」と述べて、村山談話と同様、戦時中の日本の対外的な「加害性」の問題を戦争責任としてどう引き受けていくかが、国家としても個人としても改めて問われているとしている。

当時、こうした「加害性」の問題がそれまでにない形で焦点化された背景には、一九九一年に韓国の金学順（キム・ハクスン）さんらが日本軍の「従軍慰安婦」だったと名乗り出て日本政府を相手に訴訟を起こし、その後、日本政府による調査と公式謝罪（一九九二年）や「河野談話」の発表（一九九三年）などの動きが続いたこと、またそれに前後して、サハリン残留朝鮮人、アジア各地のBC級戦犯被害者、強制連行・強制労働などの被害者から日本政府や企業に対して相次いで補償要求が提起されてきたこと等があると考えられる（大沼二〇〇七）。小熊英二は『民主と愛国』（二〇〇二）において、一九九〇年前後からのこの時期を「第三の戦後」と名付けている。戦後の「混乱と改革の

時代」としての「第一の戦後」（一九五五年前後）に続く、「安定と成長の時代」としての「第二の戦後」が一九九〇年前後に冷戦体制（一九五五年度体制）の崩壊とともに終了し「第三の戦後」に移行していったのである。小熊によれば、「第二の戦後」の特徴はアジア諸地域に対する加害責任論が前景化されたこと、そしてそれと併せて「戦争の記憶」をめぐる争いが発生し、「新しい教科書をつくる会」に代表される右派、ナショナルリズム、新保守主義、歴史修正主義が台頭したことである（小熊二〇〇二：八一―六頁）。

この年、テレビ各局は、それまでにない大掛かりな規模で終戦関連番組を編成・放送している。その本数は計四六本、七〇時間以上に及び、ドキュメンタリーがその六割近い二七本、約三七時間を占めている。そして、それらの番組にも上述のような社会状況が反映されている（表6）。すなわち、それまでの各節目の年において殆ど放送されることのなかった日本の「加害性」の問題を正面からテーマとして扱う番組が放送されているのである。その代表的な番組が『ETV特集「五十年目の従軍慰安婦問題」』（NHK教育・八月二日・三日）である。二夜にわたって放送されたこの番組（前編・わかちあいの家のハルモニたち」「後編・日本はいかに償うべきか）は、ジャーナリストの土井敏邦氏がソウルで共同生活をする七人の元慰安婦たちを訪ねて、その日常生活を一か月間にわたって取材し、従軍慰安婦の現在と過去を描くとともに日本の戦争責任を問うという内容であった。また『初めて戦争を知った・少女たちは毒ガス兵器を作った』（NHK・八月三日）と『初めて戦争を知った・私は七三二部隊員だった〜人体実験・五十年目の告白』（NHK・八月四日）は、日本軍が戦時中に行っていた毒ガス兵器の製造や人体実験について取り上げたものである。ドキュメンタリー番組以外にも、この年には日本の戦争責任、加害性を検証することをテーマにした番組が放送されている。例えば、NHKの情報番組『クローズアップ現代「韓国 忘れられた被爆者たち」』（NHK・八月四日）は、

表7 終戦関連のドキュメンタリー (1995年8月1日～16日)

| 局      | 放送日   | 時間量<br>(分) | タイトル   |
|--------|-------|------------|--|
| 日テレ    | 8月1日  | 116        | 終戦50年特別企画「戦場の中の子供たち」   |
| 日テレ    | 8月1日  | 85         | 終戦50年特別企画「昭和の軌跡・豪華客船氷川丸の歴史検証」                                |
| NHK 教育 | 8月2日  | 45         | ETV 特集<br>「50年目の従軍慰安婦問題 前編・わかちあいの家の“ハルモニ”たち」                 |
| NHK    | 8月3日  | 60         | 「初めて戦争を知った・少女たちは毒ガス兵器を作った」                                   |
| NHK 教育 | 8月3日  | 30         | ETV 特集<br>「50年目の従軍慰安婦問題 後編・日本はいかに償うべきか」                      |
| 日テレ    | 8月3日  | 85         | 終戦50年特別企画<br>「カメラマンは見た! 撮影者たちが今証言する壮絶な人間ドラマ」                 |
| NHK    | 8月4日  | 60         | 「初めて戦争を知った・私は731部隊員だった～人体実験・50年目の告白～」                        |
| 日テレ    | 8月5日  | 90         | 私たちの声が聞こえますか? 女たちのヒロシマ                                       |
| NHK    | 8月6日  | 90         | NHK スペシャル「調査報告・地球核汚染 ヒロシマからの警告」                              |
| TBS    | 8月6日  | 120        | 「関口宏が迫るヒロシマ長崎50年目の真実」  |
| テレ朝    | 8月6日  | 115        | 戦後50年特別企画・「ヒロシマ」原爆投下をめぐる新事実                                  |
| テレ朝    | 8月6日  | 85         | 戦後50年特別企画「はだしのゲン ヒロシマからアメリカへ」                                |
| テレ朝    | 8月6日  | 180        | ザ・スーパーサンデー戦後50年特別企画<br>「出会い…別れ…涙の再会、あの日から50年 尋ね人の時間生放送スペシャル」 |
| NHK    | 8月9日  | 50         | NHK スペシャル「長崎・原爆の証言 よみがえる115枚のネガ」                             |
| NHK    | 8月10日 | 50         | NHK スペシャル引き裂かれた歲月～中国残留婦人の50年～                                |
| テレ東    | 8月10日 | 30         | ファミリー東京「戦争を語り継ぐ」   |
| NHK    | 8月11日 | 45         | 八月十五日 花の記憶   |
| テレ朝    | 8月11日 | 108        | 戦後50年特別企画 驚き桃の木20世紀「満州帝国悲劇の女たち」                              |
| NHK    | 8月13日 | 30         | ドキュメントにつぼん列島「鎮魂のわらべ歌」  |
| NHK    | 8月13日 | 90         | NHK スペシャル「時は流れず 794通が語る太平洋戦争」                                |
| テレ朝    | 8月13日 | 116        | 終戦50年特別企画「ゴジラを見た日本」  |
| 日テレ    | 8月13日 | 90         | 終戦50年特別企画「100台のカメラが見た終戦」                                     |
| NHK    | 8月14日 | 90         | NHK スペシャル「死者たちの声 大岡昇平・“レイテ戦記”」                               |
| TBS    | 8月14日 | 60         | JNN ドキュメンタリー特集「妻たちの特攻」                                       |
| NHK    | 8月15日 | 75         | NHK スペシャル「戦後50年・世界からのメッセージ」                                  |

広島・長崎で被爆して韓国に住む約一万人の被爆者が日本政府からも韓国政府からも十分な補償や治療が受けられない実態を取り上げた番組である。またテレビ朝日の『ニューステーション終戦特集』、TBS『筑紫哲也ニュース23「戦後50年スペシャル・アジア・ライオン・ソウル・シンガポール・南京』などにおいても、

南京大虐殺、従軍慰安婦、旧日本軍の毒ガス兵器・人体実験などが特集テーマとして取り上げられている。一〇年ごとの節目の年で日本の戦争責任や加害の問題を問う番組がテレビの「八月ジャーナリズム」でこれだけ大規模に編成・放送されたのはこの年（一九九五年＝終戦五〇年）が最初で最後である。

またこの年の終戦関連番組においては、戦後四〇年の一九八五年には二本だった原爆・被爆をテーマにした番組がドキュメンタリーだけでも六本、その他のジャンルを含めると一三本放送されている。注目されるのは、これらの「原爆もの」の番組のテーマや切り口が多様化しており、原爆投下、被爆の実相、戦後長く続く被爆者の苦しみなどを資料や証言などに基づいて取り上げる従来からの系譜に属するといえる番組（『関口宏が迫る広島・長崎五十年目の真実』（TBS・八月六日）、『NHKスペシャル「長崎・原爆の証言 よみがえる百十五枚のネガ』（NHK・八月九日など）に加え、原爆・被爆の問題をより多角的に捉え直そうとする番組が増えていることである。例えば、『私たちの声が聞こえますか？ 女たちのヒロシマ』（日本テレビ・八月五日）は、アメリカの核廃棄場・ハンフォードやチェルノブイリ原発事故（一九八六年）で被爆した女性たちを紹介しながら、核兵器がもたらす惨禍を問い直す番組、また『NHKスペシャル「調査報告・地球核汚染 ヒロシマからの警告』（NHK・八月六日）はチェルノブイリ原発事故の被害の実態を検証し、核兵器・核物質が長期間にわたって人間に被害を及ぼし続けることに警鐘を鳴らすという番組であった。また、広島・長崎への原爆投下は本当に必要だったのか、「戦争を早期に終結させ、犠牲者の数を減らすために原爆を使った」とするアメリカ側の説明は本当なのか等、原爆投下の意図や背景を検証し直そうという番組も放送されている。日英米露の四カ国によって共同制作され、一六カ国で放送された『ヒロシマ原爆はなぜ投下されたか？五十年目の検証』（テレビ朝日・八月六日）である。また、七月三〇日の放送であるため、今回の対象からは

外れているが、『ドキュメント95「五十年目の夏に②原爆を投下した国は：」』（日本テレビ・七月三〇日）は、アメリカのスミソニアン航空宇宙博物館が終戦五〇年を記念して企画した「原爆展」が、退役軍人や米議会、マスコミからの猛烈な抗議によって中止に追い込まれたことを紹介した番組である。この有名な「スミソニアン・原爆展論争」は、日米における原爆投下に対する意識の差異を物語るものであり、原爆投下の意味や背景を考えるうえでも重要な論争である（山本一九九六<sup>①</sup>）。先に挙げた「在韓被爆者」の問題を取り上げた『クローズアップ現代「忘れられた被爆者たち」』を含めて、以上のように、一九九五年に放送された「原爆もの」の番組は、チェルノブイリ原発事故やスミソニアン博物館の原爆展論争など当時の時代状況を反映する形で、原爆・被爆の問題に対して新しく多様な視点や論点を提示したことに特徴があったと言える。

(5) 二〇〇五年（戦後六〇年）

二〇〇五年は、それまでになく東アジア情勢が複雑化する中で六〇年目の「終戦記念日」を迎えることになった。中国では北京、上海、成都など各地で反日デモが発生し、国連安全保障理事会常任理事国入りを目指した日本に対しても中国・韓国が反対運動を展開したほか、小泉純一郎首相の靖国神社参拝や歴史教科書の記述をめぐる歴史認識問題、尖閣諸島や竹島の領有権問題など「戦後」に関連する困難な問題が続出し、日中関係、日韓関係はかつてなく悪化していた。朝日新聞は八月一五日の「戦後五十年から六十年へ、歴史論争に新たな潮流」という記事で、一九九五年の「村山談話」は戦後の区切りというよりも歴史論争に新たな潮流が生まれた起点だったのではないかと指摘する。同記事がその象徴的な例として挙げるのが、村山談話と同じ一九九五年、高市早苗議員（新進党・当時）による「（自



分は) 当事者とは言えない世代ですから、反省なんかしておりませんし、反省を求められるいわれもないと思っておられます」という物議を醸した国会での発言である。この高市発言に代表されるような「自虐史観」批判・歴史修正主義的な勢力の台頭が二〇〇〇年代には特に顕著になっており、そうした傾向が上記のような中国や韓国からの激しい反発を招いていた。一九九四年、二〇〇〇年、二〇〇四年の三次に渡って「憲法改正試案」を発表していた読売新聞はこの年(二〇〇五年)の終戦の日の社説「戦後六十年『戦争責任』を再点検したい」において、東京裁判は「きわめて疑問の多い粗雑なもの」であり「戦勝国による政治的枠組みの中で規定された『戦犯』概念」とは距離を置いた見直しが必要になっているとして、そのためにも六〇年という区切りは「国民的な歴史論議を始める『時代の節目』」なのだと言っている。

二〇〇五年に放送された終戦関連番組は計三四本、そのうちドキュメンタリー番組は一九本だった。ただし、それまでの節目の年と異なり民放はわずか三本しかドキュメンタリーを放送していない。それまでは民放のドキュメンタリーは合計数ではNHKを上回っていたが、この年はNHKが一六本と民放を圧倒していた。一六本というNHKのドキュメンタリーの本数はその他の節目の年に比べても最も多くなっている。これらの番組のなかで「戦後」をめぐる当時の政治社会状況を強く反映しているといえるのは、NHKが八月一日・二日の二夜に渡って放送した「靖国神社」をテーマにした『NHKスペシャル』である。一夜目の「靖国神社と占領下の知られざる攻防」は、戦前から「軍国主義の象徴」と見なされてきた靖国神社が、戦後どのような経緯で宗教法人として存続することになったのかを検証したものであった。そして二夜目の「戦後六〇年 靖国問題を考える」は、政治家による靖国神社参拝の是非や戦没者追悼のあり方、歴史認識の問題などをテーマとした討論番組で、出演者は所功(京都産業大学教授)、子安

表 8 終戦関連のドキュメンタリー (2005年8月1日～16日)

| 局      | 放送日   | 時間量<br>(分) | タイトル  |
|--------|-------|------------|---|
| NHK    | 8月3日  | 43         | その時歴史が動いた<br>「ソ連参戦の衝撃・満蒙開拓民はなぜ取り残された」                             |
| NHK    | 8月4日  | 54         | 被爆60年「はだしのゲン・誕生の軌跡」「わたしのサダコを伝えたい」                                 |
| TBS    | 8月5日  | 173        | TBS テレビ放送50周年～戦後60年特別企画<br>“ヒロシマ”…あの時原爆投下は止められた…<br>いま明らかになる悲劇の真実 |
| NHK 教育 | 8月6日  | 90         | ETV 特集<br>第一部「俳句が詠んだ太平洋戦争」<br>第二部「最後の慰霊の旅 ガダルカナル島・遺骨収集の60年」       |
| NHK    | 8月6日  | 75         | NHK スペシャル「被爆者・命の記録・放射能と闘う人々の60年」                                  |
| NHK    | 8月7日  | 75         | NHK スペシャル「ZONE・核と人間」  |
| NHK    | 8月7日  | 80         | 特集・平和アーカイブス～語り伝えるヒロシマ・ナガサキ～                                       |
| テレ朝    | 8月7日  | 85         | ザ・スクープスペシャル<br>「終戦60年特別企画 検証!核兵器の真実～それは人体実験だった～」                  |
| 日テレ    | 8月7日  | 30         | NNN ドキュメント'05「ヒロシマ・グラウンド・ゼロ…CGでよみがえる8月6日」                         |
| NHK    | 8月8日  | 120        | 特集・平和アーカイブス～語り伝えるヒロシマ・ナガサキ～「被爆者たちの60年」                            |
| NHK    | 8月9日  | 53         | NHK スペシャル「赤い背中～原爆を背負い続けた夫婦～」                                      |
| NHK    | 8月9日  | 80         | 特集・平和アーカイブス～語り伝えるヒロシマ・ナガサキ～                                       |
| NHK    | 8月10日 | 45         | 火の雨が降った日  |
| NHK    | 8月10日 | 25         | 町に砲弾が撃ち込まれた   |
| NHK    | 8月11日 | 58         | NHK スペシャル<br>「こうして日本は焦土となった～第二次世界大戦・都市爆撃の真実～」                     |
| NHK    | 8月11日 | 45         | 甲府空襲・60年目の記録  |
| NHK    | 8月12日 | 45         | にんげんどキュメント「最後の一枚～戦没画学生・命の軌跡～」                                     |
| NHK    | 8月13日 | 60         | NHK スペシャル「靖国神社～占領下の知られざる攻防」                                       |
| NHK 教育 | 8月13日 | 90         | ETV 特集 ゼロ戦・隠された欠陥報告   |

宣邦(大阪大学名誉教授)、上坂冬子(作家)、姜尚中(東京大学教授)の四人であった。

また、この年に放送されたドキュメンタリー番組の特徴として注目されるのは、上記の『NHKスペシャル』以外には一九九五年(戦後五〇年)に数多く放送された日本の「戦争責任」「加害性」をテーマとして扱う番組がなくなっていることである。代わりに数が多いのが原爆投下・被爆をテーマにした番組で、全

体の半数を超える一〇本に上っている。それ以外にも福岡大空襲を扱った『火の雨が降った日』（NHK・八月一〇日）、甲府空襲を取り上げた『甲府空襲―六〇年目の記録』（NHK・八月一日）、『NHKスペシャル「こうして日本は焦土となった」第二次世界大戦・都市爆撃の真実』（NHK・八月一日）のように、米軍による日本本土の空襲の実相や被害をテーマにした番組が四本放送されている。「原爆もの」と空襲をテーマにした番組には共通点がある。それは戦争における「被害」の側面を取り上げていることである。「原爆もの」は被爆者が主要な登場人物であり、また空襲をテーマにした番組もやはり米軍の空襲によって命を奪われたり被害を受けたりした人々が主要な登場人物である。つまり、戦争における「加害」「被害」という区分を用いるならば、この年に放送されたドキュメンタリー番組の殆どは、日本および日本人の「加害」の側面ではなく「被害」の側面をテーマにしたものであったということになる。

#### (6) 二〇一五年（戦後七〇年）

戦後七〇年となる節目の終戦の日は、安全保障関連法案（『安保法制』）の国会審議をめぐって政治的混乱が続く中で迎えた。五月に閣議決定して国会審議入りした安保法制は七月一六日に衆院本会議で可決され、八月には参議院で審議されていた（その後、九月一九日に可決成立）。安保法制は、戦後の歴代内閣が否定してきた集団的自衛権の行使（自衛隊の武力行使）を容認するものであり、国会審議は紛糾した。多くの憲法学者が「違憲」の疑いがあるとし、新聞・テレビ各社による世論調査においても「賛成」が「反対」を上回ることにはなかった。連日、国会周辺で大規模な反対派のデモ・集会が続いたことも話題となった。

他方、安倍晋三首相が八月一四日に発表した「安倍内閣総理大臣談話（Ⅱ安倍談話）」も大きな関心を集めた。安倍首相が「戦後レジームからの脱却」が必要として改憲を主張してきただけに、「談話」が歴史認識・戦後認識について踏み込んだ内容になるのではないかと国際的にも注目されたが、過去における侵略や植民地支配に言及し、「痛切な反省とお詫びの気持」を表明してきた「歴代内閣の立場」は今後も揺るがないとして、基本的には「村山談話」以来の内容を踏襲したものとなった。ただし、批判的な議論の対象になった箇所もあった。「あの戦争には何ら関わりのない、私たちの子や孫、そしてその先の世代の子どもたちに、謝罪を続ける宿命を背負わせてはなりません。」という箇所である。朝日新聞は八月一五日の社説「戦後七〇年の安倍談話 何のために出したのか」において、「中国や韓国が謝罪を求め続けることにもわけがある。政府として反省や謝罪を示しても、閣僚らがそれを疑わせる発言を繰り返す。靖国神社に首相らが参拝する。信頼を損ねる原因を日本から作ってきた。謝罪を続けたくないなら、国際社会から偏った歴史認識をもっていると疑われている安倍氏がここで潔く謝罪し、国民とアジア諸国民との間に横たわる負の連鎖を断ち切る——。こんな決断はできなかったのか。」と指摘した。また、この箇所については、中国の「人民日報」も「いかなる国家でも、後世の人は先人の成し遂げたことだけでなく、犯罪がもたらす歴史の責任も負わなければならない」と批判的に論評するなど海外メディアの一部からも注目されていた。

この年、NHK、民放は合わせて四四本（三五九二分）の終戦関連番組を放送している。これは本数・時間量ともに一九九五年（終戦五〇年）の同四六本（四三〇一分）に次ぐ規模であった。四四本の内訳は、ドキュメンタリー二四本、ドラマ七本、映画・アニメ二本、討論番組一本、その他一〇本であった。この年の終戦関連番組の大きな特徴は戦争体験や記憶の「継承」をテーマとする番組が多かったことである。ドキュメンタリーの中で明示的に「継承」を

テーマとして扱っている番組は七本あった。例えば、『戦後七〇年 千の証言スペシャル 戦場写真が語る沖縄戦 隠された真実』（TBS・八月一日）は沖縄上陸戦に参加した米軍将校が遺した写真と日記から沖縄戦を手がかりしながら沖縄戦の悲劇を次世代に語り継ぐという趣旨の番組である。サブタイトルにも使われている「千の証言」とは、毎日新聞とTBSが「戦後七〇年」を記念して展開した「継承」のためのプロジェクト名で、ハガキやインターネット投稿で戦争体験者の証言を募り、記事や番組として記録に残すという大がかりなキャンペーンであった。その目的は、「戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝えていく」ことであり、「戦争体験者の高齢化につれ、戦争の記憶が風化していく中、戦争にまつわる証言を記録し、未来への『道しるべ』として残していく試み」であった。<sup>(12)</sup> この「千の証言」プロジェクトでは、他にも日本軍の従軍看護婦として戦地に赴いた女性達の体験とその後を「証言」で伝える『戦後七〇年 千の証言スペシャル 女たちの赤紙』（TBS・八月二日）、空襲、特攻兵器、軍需工場などの実態について、実際にそれらに関わった体験者の「証言」によって振り返る『戦後七〇年 千の証言スペシャル 私の街も戦場だったⅡ 今伝えたい家族の物語』（TBS・八月五日）も、やはり「継承」をテーマにしたドキュメンタリーである。また、『NEXT 未来のために「ヒロシマに生れてく被爆者と高校生たち」』（NHK・八月五日）は、高齢化する被爆者の声を録音してラジオドキュメンタリーを作り続けている広島の高校生たちの取り組みを紹介した番組、『ヒバクシャからの手紙』（NHK・八月六日）は、NHK広島放送局が二〇〇七年から続けている被爆者の手記を元に原爆の実相を伝えるシリーズの一本で、<sup>(13)</sup>被爆者が家族や孫などに宛てて書いた手紙を通して被爆体験の継承を考えていくという番組である。さらに、フジテレビが八月一五日に放送した四時間を超える大型番組『私たちに戦争を教えてください』も「継承」をテーマとしている。同番組では高齢化する戦争体験者のさまざまな「証言」を五人

の若手俳優が聞いていくというスタイルをとりながら、真珠湾攻撃、ペリリュー島・パラオでの玉砕、特攻隊、沖縄戦などの実相を明らかにするという趣旨の番組である。

このように二〇一五年において多くの終戦関連番組が「戦争体験・記憶」の「継承」をテーマとした背景には、戦争からの時間的な経過の中で直接的な戦争体験者の高齢化が進むとともに存命者が少なくなっているということがあると考えられる。総務省が二〇一五年四月に発表した人口推計によれば、戦後（一九四五年八月一五日以降）生まれ（＝戦後世代）の人口が一億二〇三万人で日本の総人口に占める割合が初めて八割を超えた。そして体験者（当事者）が存命のうちに体験を聞き取っておくという社会的要請が存在する一方で、「継承」の担い手として戦後生まれの世代、あるいはさらに若い世代が「戦争体験・記憶」のどのような側面をどのように継承していくのか、ということも重要な課題になっている（宋二〇一一）。

二〇一五年の戦争関連番組における「継承」の前景化以外の特徴としては、二〇〇五年の戦争関連番組と同様に、日本の「戦争責任」「加害性」をテーマとして扱う番組がなく、原爆投下・被爆をテーマにした番組の本数が多いことが挙げられる。その本数は八本で、ドキュメンタリー全体の本数（二四本）の三分の一を占めている。この点は、一〇年前の二〇〇五年と同様の傾向である。ただし、これらのドキュメンタリー番組においても、被爆の体験・記憶の「継承」が多く扱われている。また、ドキュメンタリー番組以外でも同じように被爆体験・記憶を誰がどのように継承するのかわかるというテーマを扱う番組は少なくない。例えば、TBSによる広島市の平和祈念式典の中継番組（八月六日）ではサブタイトルに「記憶の継承」が掲げられている。また、NHKは情報番組『クローズアップ現代ヒバクシャの声が届かない 被爆70年 語りの現場』で何が』（八月五日）において、被爆者の平均年齢が八〇歳に迫るなか、

表9 終戦関連のドキュメンタリー（2015年8月1日～16日）

| 局   | 放送日   | 時間量<br>(分) | タイトル  |
|-----|-------|------------|---|
| TBS | 8月1日  | 83         | 戦後70年 千の証言スペシャル 戦場写真が語る沖縄戦隠された真実                |
| 日テレ | 8月1日  | 72         | 戦後70年特別番組「いしぶみ～忘れない。あなたたちのことを～」                 |
| NHK | 8月2日  | 49         | NHK スペシャル「密室の戦争～発掘・日本人捕虜の肉声～」                   |
| TBS | 8月2日  | 60         | 戦後70年 千の証言スペシャル 女達の赤紙                           |
| 日テレ | 8月2日  | 45         | ドキュメント'15「平和宣言70年 ～ヒロシマは語る～」                    |
| テレ朝 | 8月3日  | 30         | テレメンタリー シリーズ戦後70年「空に散った徒花～風船爆弾悲劇の記録～」           |
| NHK | 8月5日  | 30         | NEXT 未来のために「ヒロシマに生まれて～被爆者と高校生たち」                |
| NHK | 8月6日  | 65         | NHK スペシャル「きのご雲の下で何が起きていたのか」                     |
| NHK | 8月6日  | 75         | ヒバクシャからの手紙                                      |
| NHK | 8月7日  | 49         | NHK スペシャル「憎しみはこうして激化した～戦争とプロパガンダ～」              |
| NHK | 8月8日  | 50         | NHK スペシャル「特攻～なぜ拡大したのか～」                         |
| テレ朝 | 8月8日  | 30         | 映画「日本のいちばん長い日」公開直前スペシャル                         |
| NHK | 8月9日  | 49         | NHK スペシャル「“あの子”を訪ねて～長崎・山里小 被爆児童の70年～」           |
| テレ朝 | 8月9日  | 85         | ザ・スクープスペシャル「終戦70年特別企画 原爆 70年目の“真実”」             |
| テレ朝 | 8月9日  | 30         | テレメンタリー 2015「シリーズ戦後70年(8) 宿命～トルーマンの孫として～」       |
| 日テレ | 8月9日  | 24         | ドキュメント'15「シリーズ戦後70年極秘裏に中絶すべし～不法妊娠させられて」         |
| テレ朝 | 8月10日 | 30         | テレメンタリー 2015「シリーズ戦後70年(9) 爆心地から世界へ」             |
| NHK | 8月13日 | 49         | NHK スペシャル「女たちの太平洋戦争～従軍看護婦 激戦地の記録～」              |
| NHK | 8月15日 | 30         | にっぽん紀行「草刈りにささげた人生～福井・鯖江 兵士の墓にて」                 |
| NHK | 8月15日 | 60         | NHK スペシャル「カラーでみる太平洋戦争～3年8か月・日本人の記録～」            |
| NHK | 8月15日 | 89         | NHK スペシャル「戦後70年 ニッポンの肖像 —戦後70年を越えて—日本人は何ができるのか」 |
| TBS | 8月15日 | 145        | 戦後70年 千の証言スペシャル 私の街も戦場だったⅡ今伝えたい家族の物語            |
| フジ  | 8月15日 | 250        | 私たちに戦争を教えてください                                  |
| NHK | 8月16日 | 58         | NHK スペシャル「“終戦” 知られざる7日間」                        |

学校教育の現場などにおいて被爆体験の継承が困難になっている状況を取り上げている。

## 5. まとめと今後の研究課題

以上、テレビにおける「八月ジャーナリズム」の編成状況の変遷について、「戦後二〇年」「戦後五〇年」など一〇年ごとの各節目の年における概況とドキュメンタリー番組のテーマ・内容等に注目しながら分析・検討してきた。その結果、明らかになったことは次のように要約できる。

第一に、各節目の年に放送された終戦関連番組は計二二〇本で、そのうちの一一九本がドキュメンタリーであり、テレビの「八月ジャーナリズム」においてドキュメンタリーが中心的なジャンルである。年別でドキュメンタリーの本数が最も多かった一九九五年には二七本、時間量にすると三七時間を超えるドキュメンタリーが放送されている。ドキュメンタリー以外では、ドラマ、映画・アニメが本数、時間量ともに多いジャンルである。

第二に、ドキュメンタリー番組がこれまで扱ってきたテーマ・内容をみると、原爆投下・被爆者を扱う番組はテレビの「八月ジャーナリズム」が本格的に定着した一九六五年当初から放送されており、以降も一定数の番組が放送され続けてきた。そして、特に一九九五年以降においてその本数は増える傾向がみられ、二〇〇五年には一九本のうち一〇本、二〇一五年には二四本のうち八本が「原爆もの」のドキュメンタリー番組であった。このように「原爆もの」はテレビの「八月ジャーナリズム」において最も頻繁に扱われてきたテーマである。

第三に、他方で時期によって大きな変化のみられるテーマ・内容もある。例えば、一九九五年（戦後五〇年）にお



いては、従軍慰安婦、南京大虐殺、毒ガス兵器製造・人体実験などのテーマを中心に、日本および日本軍の「戦争責任」「加害性」を問い直すような番組が多く放送されているが、それ以外の年においてはこうした種類の番組は殆ど放送されていない。また、二〇一五年（戦後七〇年）には戦争体験・記憶の「継承」をテーマとする番組が数多く放送されている。そして、こうしたテーマ・内容の時期による変動は、それぞれの時期における「戦後」「歴史認識」に関わる社会的議論や世論の動向、そして「戦争体験者の高齢化・減少」「戦後生まれ世代の増加」といった社会状況を反映しているものと考えられる。

第四に、戦争における「加害」と「被害」というしばしば議論されてきた図式を用いるならば、テレビの「八月ジャーナリズム」においては、一九九五年を例外として、日本・日本軍の「加害」の問題が問われることが少なく、殆どの番組において原爆、空襲、沖縄戦、満州からの引き上げ（中国残留孤児・婦人）など日本および日本人の「被害」の側面が主に取り上げられてきた。激戦や玉砕戦、特攻隊などを扱う番組においても、日本兵やその関係者たちが壮絶な体験の体験者として、あるいは過酷な運命を甘受しなければならなかった当事者として描かれることが多く、その意味においては「被害」の側面がクローズアップされることが多かったといえる。

ただし、以上のような諸点は、テレビの「八月ジャーナリズム」の歴史のうち、あくまでも一〇年ごとの節目の年だけを対象にした分析から明らかになったことであり、それらをテレビの「八月ジャーナリズム」の全体的な傾向とみなすことはできない。今後、節目の年以外についてのデータも収集・分析することで、テレビの「八月ジャーナリズム」がその五〇余年の歴史的展開の中で何を伝えてきたのか、その内容や傾向の変化の詳細を明らかにする必要がある。また、本稿においては主としてドキュメンタリー番組を対象として扱ったが、先述のようにテレビの「八月

ジャーナリズム」においてはドラマや映画・アニメなども数多くの番組が放送されてきた。これらの番組も人々の戦争認識やイメージの形成に与えてきた影響は小さくないと考えられるため、そのテーマや内容などについても分析対象にしていく必要がある。さらに、本稿では「終戦関連番組」というカテゴリーから除外したが、言うまでもなくニュース・情報番組においても、毎年八月には様々な形で戦争・終戦関連の企画や特集が組まれ放送されてきた。ニュース・情報番組については、映像はもとより関連の資料等も保存・公開されているものが少ないため、特に古い時期のものは研究対象にすることは難しいが、可能な範囲で検討対象としていく必要があるだろう。

また、テレビの「八月ジャーナリズム」における「加害」「被害」の表象、およびその変遷についても、今後の研究課題である。従来、戦後日本の言論空間において「戦争の『被害』」に関する記憶が強固に形成され、『加害』の記憶は忘れられる傾向」があることがしばしば指摘されてきた（吉田二〇〇六：二三七頁）。今回の結果は、テレビの「八月ジャーナリズム」においても、そうした傾向が顕著に見られることを裏付けるものであるが、しかし他方において、そうした傾向が必ずしも時代を超えて不変のものではなく、時として背景的な時代状況、政治社会状況に応じて「加害」が大きく前景化したり、逆に後景化したりするような傾向の変化が見られることが明らかになっていく。そうであるならば、なぜ・どのようにしてそうした変化が生じるのか、背景的な時代状況、政治社会状況とテレビ番組の傾向との影響関係の詳細について、より深く立ち入った分析を行う必要がある。また同時に、近年「戦争体験・記憶」の「継承」が大きなテーマとなっているが、テレビの「八月ジャーナリズム」のなかで継承される対象として扱われている「体験・記憶」の内実はどのようなものか、それは「加害」「被害」という観点からするとどのように位置づけられるのか、といった諸点についても併せて明らかにしていく必要がある。

(注)

- (1) 本稿の対象は地上波に限定している。放送番組における「八月ジャーナリズム」の歴史的展開を検証するうえでは、地上波はもとより衛星放送チャンネルで放送された番組も当然対象に含める必要があるが、日本で衛星放送の本放送がスタートしたのは一九八九年(NHK・BS1)のことであり、通時的分析をするうえで今回は地上波の放送番組に限定した。
- (2) 朝日新聞二〇一五年八月二三日朝刊「あなたは何で戦争を知りましたか① 本・映画・TV 新たな語り部」。同アンケートは、東京都内の街頭アンケートで千人の回答を集めたもの。
- (3) 調査は二〇〇六年と二〇一六年、東京都区部、京都、広島、那覇の四都市で中学二年生を対象に実施されたもので、〇六年は一四四九人が、一六年は一四八八人が回答した。
- (4) NHKはテレビ放送開始以来の公式記録である「番組確定表」をインターネット上で公開しているため、タイトルや放送時間、主な出演者、番組概要等を知ることができるが、民放については新聞の「ラ・テ欄」や一九六〇年代前半以降に発刊された『テレビガイド』等の番組ガイド書籍その他を手がかりにするほかない。
- (5) 佐藤は、「八月ジャーナリズム」に代わって、国際標準の終戦記念日である九月二日や満州事変が勃発した九月一日を軸とした、海外志向の「九月ジャーナリズム」を展開していくべきであると主張している(佐藤二〇〇六、二〇一五)。
- (6) Eテレは二〇一一年からの呼称でそれ以前は「NHK教育テレビ」。
- (7) 分析では、資料として新聞各紙の「ラジオ・テレビ欄」、東京ニュース通信社発行の『週刊テレビガイド』(一九六二年～)を始め『ザ・テレビジョン』(KADOKAWA、一九八二年～)、『テレビブロス』(東京ニュース通信社、一九八七年～)『ステラ』(NHKサービスセンター、一九九〇年～)などのテレビ情報誌、NHKがインターネット上で公開している「番組確定表」等に記載されている情報をデータとして利用した。最も歴史の古い『週刊テレビガイド』は一九六二年八月に日本初のテレビ情報誌として創刊された週刊誌で、誌面には番組名・タイトル・サブタイトル、放送時間、番組概要などの情報が記載されているほか、番組によっては「解説」「特集」「見どころ」などのコーナーに、より詳細な番組内容の紹介記事などが掲載されている。

- (8) 一九八五年の本数については若干の留保が必要である。四節三項でも述べるように、一九八五年八月一二日に日航機の墜落事故があり、同日夜以降テレビはこの事故関連報道一色となったためである。上述のとおり、本分析における番組本数・時間量の算出根拠は新聞の「ラジオ・テレビ欄」およびテレビ情報誌に掲載された情報であるため、あくまでも「放送予定」のデータに基づいている。八月一二日夜～一五日に放送予定であった七番組のうち、NHKの三番組についてはNHKの「番組確定表」によって実際に放送されたことが確認済であるが、民放（日本テレビ、TBS）の四番組については実際に放送されたかどうかについては未確認である。従って、実際には本分析で示す本数・時間量よりもさらに少ないものであった可能性がある。
- (9) 一九六五年に東京12チャンネルの放送本数が最も多かったことについては、若干の説明が必要である。同チャンネルは当時、財団法人日本科学技術振興財団が放送免許を受けて前年の一九六四年に開局したばかりの放送局「東京12チャンネル」であった。当初は「科学テレビ」と通称され、通常の「総合局」の免許を持つ民放局とは異なつて民放でありながらCMを流さず、教育・教養番組中心の編成で娯楽番組を放送しないという特殊な条件の放送局であった。同局が他の民放同様の「総合局」の免許となつたのは一九七三年のことであった（テレビ東京編二〇一四）。従って、一九六五年の東京12チャンネルは他の民放局とは同列に論じることが難しく、終戦関連番組の編成もやや異色の内容であった。
- (10) この番組の放送直前に日航機墜落事故の第一報が入つたため、放送は開始五分で中断した。翌一三日に改めて全編（七四分）が放送された。
- (11) NHKもこの論争については『NHKスペシャル「アメリカの中の原爆論争〜スミソニアン展示の波紋〜」』（一九九五年六月一日）で詳しく取り上げている。
- (12) 「千の証言」プロジェクトHP：<http://mainichi.jp/senosyongen/>（二〇一七年八月二五日）
- (13) 同シリーズでは二二〇〇通を超える被爆者の手紙を集め、それを元に様々な番組を制作している。

## 引用・参考文献

エリス・S・クラウス・橋本明子「正義の戦争——アメリカにおける第2次世界大戦の記憶」『放送研究と調査』一二月号、一九九六年。

原由美子・服部弘ほか「戦争をめぐるテレビ報道と国民の意識——戦後50周年テレビ報道比較研究から」『放送研究と調査』一二月号、一九九七年。

保坂正康「ジャーナリストが『歴史』に向き合う能力とは何か」『月間民放』八月号、二〇〇六年。

木村幹『日韓歴史認識問題とは何か——歴史教科書・「慰安婦」・ポピュリズム』ミネルヴァ書房、二〇一四年。

小寺敦之・金山勉ほか「『戦後60周年』はどのように報道されたか——東アジア主要新聞の量的比較分析——」『コミュニケーション研究』三七号、二〇〇七年。

河野謙輔・森口宏ほか「世界のテレビは戦後50周年をどう伝えたか」『NHK放送文化研究所年報』四一集、一九九七年。

牧田徹雄「日本人の戦争と平和観・その持続と風化」『放送研究と調査』九月号、二〇〇〇年。

村上登司文「戦争体験継承が平和意識の形成に及ぼす影響——中学生に対する平和意識調査の時系列的分析——」『広島平和科学』三八号、二〇〇六年。

NHK放送文化研究所編『テレビ視聴の50年』NHK出版、二〇〇三年。

日本放送協会編『20世紀放送史』NHK出版、二〇〇一年。

小熊英二『^民主Vと^愛国V——戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社、二〇〇二年。

大沼保昭『「慰安婦」問題とは何だったのか』中央公論社、二〇〇七年。

桜井均『テレビは戦争をどう描いてきたか——映像と記憶のアーカイブス』岩波書店、二〇〇五年。

佐藤卓己「ジャーナリストが『歴史』に向き合う能力とは何か」『月刊民放』八月号、二〇〇六年。

佐藤卓己『増補 八月十五日の神話——終戦記念日のメディア学』ちくま書房、二〇一四年。

佐藤卓己『八月ジャーナリズム』の終焉『戦後七〇年報道』始末』『新潮45』十一月号、二〇一五年。

テレビにおける「八月ジャーナリズム」の歴史的展開（米倉）

宋吉慶、坂部晶子訳「戦争体験の継承をめぐる——『良識と正義の呼び声』」『北東アジア研究』第二二号、二〇一一年。

テレビ東京編『テレビ東京五〇年史』テレビ東京、二〇一四年。

坪井秀人『戦争の記憶をさかのぼる』ちくま書房、二〇〇五年。

山本珠美「博物館のディレンマ——スミソニアン航空宇宙博物館の原爆展論争に関する一考察——」『東京大学大学院教育研究科紀要』第三六卷、一九九六年。

吉田裕『日本人の戦争観——戦後史のなかの変容』岩波書店、二〇〇六年。

# 連結上の未実現利益に関する一考察

小 阪 敬 志

## I はじめに

2017年7月、企業会計基準委員会より企業会計基準公開草案第61号「収益認識に関する会計基準（案）」が公表され、わが国の財務報告制度においてもIFRS15「顧客との契約から生じる収益」と同様の収益認識を行うことが提案された。日本基準では長らく実現主義と呼ばれる考え方に基づく収益認識が行われてきた<sup>(1)</sup>が、売上などの収益については新たな会計基準による認識がなされることとなる。他方、連結財務諸表の作成手続においては、連結会社間で行われた棚卸資産売買から生じた未実現利益を消去することとされている<sup>(2)</sup>。これは、個別上は実現したものとして認識された売上収益が、企業集団を報告単位と見た場合には内部で生じた未実現の利益（いわゆる内部利益）であると考えられることから要請される手続きと理解されている。しかし、新たな会計基準によって実現主義とは異なる収益認識基準が採用されるのであれば、連結上の内部利益の消去についても新たな基準の下で消去手続きが検討されなければならない。

本稿では以上のような問題意識を前提に、現行の日本基準における未実現利益の消去手続きを整理しつつ、企業会計基準公開草案第61号が確定基準となった場合に生じうる影響について考察することとした。

## II 連結上の未実現利益の消去方法

### 1. ダウン・ストリーム取引

親会社から子会社に向けて行われた棚卸資産販売（いわゆるダウン・ストリーム取引）では、親会社の損益計算書には販売による利益が計上され、子会社が他者に販売しなければ、その貸借対照表に親会社が付加した利益を含んだ棚卸資産が計上される。この時親会社が付加した利益が、連結財務諸表上は企業集団の内部で行われた取引から生じた未実現の利益であると捉えられ、消去されることになる。ただし、親会社が付加した利益の全額を未実現であるとする考え方もあれば、一部を未実現とする考え方もあり、この点は見解が分かれるところでもある（詳細は後述）。未実現利益の消去のための仕訳は、売上高と仕入高の相殺消去仕訳（【図表1】①）と、（子会社が未販売の場合には）期末棚卸資産に含まれる未実現利益の消去仕訳（【図表1】②）の2つからなる。

【図表1】 連結上の未実現利益消去と非支配株主持分への負担仕訳

|   |     |         |   |     |     |            |     |   |   |     |
|---|-----|---------|---|-----|-----|------------|-----|---|---|-----|
| ① | (借) | 売       | 上 | ××× | (貸) | 売          | 上   | 原 | 価 | ××× |
| ② | (借) | 売       | 上 | 原   | 価   | ×××        | (貸) | 棚 | 卸 | 資   |
|   |     |         |   |     |     |            |     |   |   | 産   |
|   |     |         |   |     |     |            |     |   |   | ××× |
| ③ | (借) | 非支配株主持分 |   | ××× | (貸) | 非支配株主に帰属する |     |   |   | ××× |
|   |     | 当期変動額   |   |     |     | 当期純利益      |     |   |   |     |

（出所：筆者作成）

親会社の損益計算書に計上されている未実現利益は、【図表1】①のように親子会社間の売上高と仕入高を相殺消去することで消去される。他方、【図表1】②の借方の売上原価は、子会社の損益計算書における売上原価の計算過程で控除される期末棚卸高に含まれる未実現利益部分を消去するもので、貸方の棚卸資産は子会社の貸借対照表に計上されている棚卸資産に含まれる未実現利益を消去するためのものである。

### 2. アップ・ストリーム取引

ダウン・ストリーム取引とは逆に、子会社から親会社に向けて行わ



れた棚卸資産販売（いわゆるアップ・ストリーム取引）では、販売による利益が子会社の損益計算書に計上され、親会社の貸借対照表に子会社が付加した利益を含んだ棚卸資産が計上されることとなる。この時子会社が付加した利益が未実現の利益であると考えられる点はダウン・ストリーム取引の場合と同じで、やはり子会社が付加した利益の全額を未実現であるとするのか、一部を未実現とするのかで見解が分かれる。特に、子会社に親会社以外の非支配株主が存在する場合には、未実現利益に非支配株主持分比率を乗じて得られる金額については、連結上の利益の範囲と関連してその実現性が論点となる。未実現利益消去の影響を非支配株主の持分に負担させる場合には、【図表1】の①および②に加え、③にあるような仕訳が必要となる<sup>(3)</sup>。借方は子会社が計上した販売利益の一部が消去されることに伴い、子会社の利益剰余金が減少することから、それに対する非支配株主持分が減少していることを表している。非支配株主持分の当期変動額は連結株主資本等変動計算書上の項目である。他方、貸方は子会社の当期純利益が減少することに伴う、非支配株主に帰属する利益の減少を表している。「非支配株主に帰属する当期純利益」は、連結損益計算書上、借方に表示される項目である。

### 3. 未実現利益消去の方法

連結上の未実現利益の消去は、連結純利益の適正な開示を行うのみでなく、棚卸資産評価を適正に行うという目的を持って行われる。すなわち、企業集団内部の取引によって生じた利益を企業集団の業績である連結純利益から除外し、また未実現利益によって増大した棚卸資産の金額を減額させることで、棚卸資産を取得原価（すなわち、企業集団外部からの仕入原価）によって表示するのである<sup>(4)</sup>。未実現利益の消去の方法には、一般的に次の3通りの方法があるとされる。例えば、わが国において連結財務諸表が制度化された当初の1976年に日本公認会計士協会より公表された連結財務諸表作成要領（p.42）では、次のよ

うに説明されている<sup>(5)</sup>(下線部は、論点の明確化と用語統一のため、引用者が加筆修正。以下同様)。

- A 法 未実現利益を全額消去し、かつ、その全額を親会社株主が負担する方法 (全額消去・親会社負担方式)
- B 法 未実現利益を全額消去し、親会社株主と非支配株主とがそれぞれ持分比率に応じて消去分を負担する方法 (全額消去・持分按分負担方式)
- C 法 親会社株主の持分比率に相当する金額だけを未実現利益として消去し、親会社株主がこの消去分を負担する方法 (部分消去・親会社負担方式)

これらの方法は、連結会社が棚卸資産販売において付加した利益のうち、全額を未実現利益と見るのか、親会社株主の持分比率に相当する部分だけを未実現と見るのかによって使い分けられる。A 法と B 法については、消去した未実現利益を誰に負担させるのかという観点から区別されている。そこで、処理結果の違いが顕著に表れるアップ・ストリーム取引の設例を用いて、各方法の処理結果を比較する。

【設例 1】 P 社は S 社の発行済株式の 80% を保有しており、同社を子会社としている。当期において S 社は原価 8,000 円で仕入れた商品を P 社に 10,000 円で現金販売した。P 社は S 社より仕入れた商品を決算日現在も保有している。なお、税効果は無視する。

【図表 2】 は A 法、B 法および C 法による【設例】の条件に基づく連結修正仕訳を示したものである。まず A 法では、①の親子会社間における取引高の相殺消去によって、子会社が計上した販売利益 2,000 円 (10,000 円 - 8,000 円) が消去される。さらに②によって、親会社の貸借

対照表上の棚卸資産に含まれる未実現利益が消去される。これら一連の修正仕訳によって連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益が2,000円減少し、その結果利益剰余金が減少するため、親会社株主が消去の影響を全額負担していることになる。

次にB法では、A法と同じ①と②の処理が行われることに加え、非支配株主持分へ負担させるための③の仕訳が行われる。負担額400円は、消去される未実現利益の金額2,000円に非支配株主の持分比率20%を乗じることで計算される。A法とは異なり、連結純利益が2,000円減額されたのち、そのうち非支配株主持分比率に相当する400円は、非支配株主に帰属する当期純利益から減額されるとともに、非支配株主持分から減額される。結果として、親会社株主に帰属する当期純利益は両者の差額である1,600円減少することになる。この金額は2,000円に親会社持分比率80%を乗じた金額に等しいので、未実現利益消去の影響は親会社の株主と非支配株主がそれぞれの持分比率に応じて負担していることになる。

上記2つの方法に対して、C法では親会社の持分比率である80%部分のみが未実現であるとして消去の対象となる。すなわち、子会社が計上している売上高のうち、80%分の8,000円のみが消去され、また親会社が保有する棚卸資産に含まれる利益についても、未実現利益全体の80%にあたる1,600円のみが消去される。結果として、親会社の株主の負担額も1,600円となる。なお、非支配株主の持分比率である20%部分については実現しているものとみなされる。したがって、消去されなかった売上2,000円に含まれる利益は、そのまま実現利益として連結損益計算書に計上されることとなる<sup>(6)</sup>。

【図表2】 各方法による処理結果の比較

〔A法〕 全額消去・親会社負担方式

|   |       |   |        |       |       |     |        |       |
|---|-------|---|--------|-------|-------|-----|--------|-------|
| ① | (借) 売 | 上 | 10,000 | (貸) 売 | 上     | 原 価 | 10,000 |       |
| ② | (借) 売 | 上 | 原 価    | 2,000 | (貸) 棚 | 卸   | 資 産    | 2,000 |

〔B法〕 全額消去・持分按分負担方式

|   |             |       |        |                |       |     |        |       |
|---|-------------|-------|--------|----------------|-------|-----|--------|-------|
| ① | (借) 売       | 上     | 10,000 | (貸) 売          | 上     | 原 価 | 10,000 |       |
| ② | (借) 売       | 上     | 原 価    | 2,000          | (貸) 棚 | 卸   | 資 産    | 2,000 |
| ③ | (借) 非支配株主持分 |       | 400    | (貸) 非支配株主に帰属する |       |     | 400    |       |
|   |             | 当期変動額 |        |                | 当期純利益 |     |        |       |

〔C法〕 部分消去・親会社負担方式

|   |       |   |       |       |       |     |       |       |
|---|-------|---|-------|-------|-------|-----|-------|-------|
| ① | (借) 売 | 上 | 8,000 | (貸) 売 | 上     | 原 価 | 8,000 |       |
| ② | (借) 売 | 上 | 原 価   | 1,600 | (貸) 棚 | 卸   | 資 産   | 1,600 |

(出所：筆者作成)

連結上の未実現利益に関する一考察(小阪)

### Ⅲ 未実現利益の消去方法の理論的根拠

前章では、未実現利益の消去に関する3つの方法を確認してきたが、これらの方法のいずれを用いるべきかについては、その選択のための理論的根拠が必要となる。伝統的には連結財務諸表の作成に関する基本的考え方、すなわち連結基礎概念に基づく議論がなされてきた<sup>(7)</sup>。他方で、連結基礎概念とは切り離して検討する試みもみられる。そこで本章では、各連結基礎概念と未実現利益の消去方法とを結びつける考え方や、かかる結びつきによらない考え方について整理する。

#### 1. Baxter and Spinney (1975) による連結基礎概念と未実現利益の消去方法

Baxter and Spinney (1975) では、連結基礎概念として所有主概念 (proprietary concept)、親会社概念 (parent company concept)、拡張親会社概念 (parent company extension concept) および実体概念 (entity concept) の4つの考え方を挙げ、それらと連結手続の関連性が検討されている。

九三(三三七)

まず所有主概念では、企業集団の所有主である親会社株主の持分に重点が置かれ、非支配株主は企業集団の外部者とみなされる。このため子会社の財務諸表項目のうち、親会社の持分比率相当のみを連結の対象とする、いわゆる比例連結 (proportionate consolidation) が採用されることとなり、未実現利益の消去方法としてはC法が採用されることとなる (p.32)。次に、親会社概念は所有主概念の代替案的位置づけにある考え方であり、親会社の株主が子会社に対して有するのは不可分な持分であると考えられることから、比例連結ではなく子会社の財務諸表項目を総額で連結する全部連結 (full-line consolidation) が採用される。ただ、非支配株主が企業集団の外部者であるという位置づけは変わらず、未実現利益の消去方法としてはC法が採用される (pp.32-34)。子会社の財務諸表項目の総額を連結するか否かという点が、所有主概念との相違点といえよう。さらに拡張親会社概念は、親会社概念を基礎としつつも子会社の資産および負債はその公正価値で連結財務諸表に計上されるべきとの考えに立ち、子会社の資産評価や非支配株主持分の測定、未実現利益の消去については、後述する実体概念の処理を取り入れている。すなわち、消去方法としてはB法が採用されることとなる (p.34)。そして実体概念では、会計の記録や測定が企業集団の観点から行われ、親会社の株主と非支配株主とが区別されることなく、企業集団に対する出資者として位置付けられる。したがって未実現利益の全額を消去し、親会社と非支配株主の持分比率に応じて負担が行われるB法が採用されることとなる (【図表3】)。

【図表3】 Baxter and Spinney (1975) の連結基礎概念と未実現利益の消去方法

| 基礎概念の種類    | 所有主概念           | 親会社概念           | 拡張親会社概念 | 実体概念 |
|------------|-----------------|-----------------|---------|------|
| 未実現利益の消去方法 | C法<br>(比例連結が前提) | C法<br>(全部連結が前提) | B法      | B法   |

(出所：筆者作成)

## 2. FASB (1991) による連結基礎概念と未実現利益の消去方法

会計基準設定主体が連結基礎概念を整理した文献として FASB (1991) が挙げられる。FASB (1991) における連結基礎概念は、経済的単一体概念 (economic unit concept)、親会社概念 (parent company concept)、比例連結概念 (proportionate consolidation concept) の3つとして整理されている。

まず経済的単一体概念では、単一のマネジメントによる全体の支配が強調され、親会社および子会社からなる単一体として操業される集団の情報提供が重視される (par.63)。すなわち親会社株主だけでなく企業集団に対するすべての出資者が同列に位置づけられることとなる。この考え方は前述の Baxter and Spinney (1975) における実体概念と同様であり、未実現利益の消去方法としても B 法が採用される (par.74)。次に親会社概念は、親会社株主の持分のみを強調する考え方であり、連結財務諸表に親会社の株主持分を反映することを重視する (par.64)。したがって、親会社株主のみが企業集団における出資者として位置づけられ、非支配株主は企業集団の外部者であるとみなされる。親会社概念では、連結会社間取引によって生じた売上利益のうち親会社株主に帰属する部分のみが未実現とみなされ、消去の対象とされる。すなわち、C 法が採用されることとなり、Baxter and Spinney (1975) における親会社概念と同様の考え方であるといえる。ただ、ダウン・ストリーム取引が行われた場合には、親会社が付加した利益の全額を消去し、親会社の株主がすべて負担すべきとするのが多数説であるとされており (par.78)、この場合には A 法が採られることとなる。そして比例連結概念では、子会社のすべての財務諸表項目について、親会社株主が持分を有する部分のみを連結財務諸表に含めることとなる。すなわち、非支配株主に帰属する部分については連結財務諸表から除外されることとなる (pars.114-115)。このような取扱いは Baxter and Spinney (1975) における所有主概念の考え方と整合的であるといえ、未実現利益の消去方法についても、C 法が採用されることとなる

(pars.355 and 362)。【図表 4】は FASB (1991) による整理をまとめたものだが、【図表 3】との対応関係が明らかになるように配置している。

【図表 4】 FASB (1991) の連結基礎概念と未実現利益の消去方法

| 基礎概念の種類        | 比例連結概念           | 親会社概念            | 経済的単一体概念 |
|----------------|------------------|------------------|----------|
| 未実現利益の<br>消去方法 | C 法<br>(比例連結が前提) | C 法<br>(全部連結が前提) | B 法      |

(出所：筆者作成)

### 3. 川本 (2002) による未実現利益の消去方法の検討

上述のように、連結上の未実現利益の消去については、伝統的には連結基礎概念の観点から A 法、B 法および C 法のいずれが採られるべきかという検討が行われてきたといえよう。そこには、連結基礎概念が未実現利益の範囲と消去額の負担関係を規定するという暗黙の前提が置かれている。すなわち、親会社の株主に加えて、子会社の非支配株主を出資者 (内部者) と位置づけるか否かによって、利益の実現する範囲を画定しようとするのである。

これに対して、川本 (2002) ではそのような連結基礎概念と未実現利益の消去方法を結び付けようとするのは「ひとつの予断であろう」(p.50) として、疑問を呈している<sup>(8)</sup>。その上で、連結上の販売利益の実現について、実現主義を用いた認識のタイミングと投下資金の回収に着目した実現利益の範囲の検討を行っている。川本 (2002) の検討内容 (pp.47-61) は、おおむね次のとおりである。

まず、「連結グループを構成する企業間で財が取引された場合、最終的にグループ外部に売却されるまで利益の実現を認めないのが、連結決算の基本的な立場である。それは、企業が商品等の棚卸資産を外部に売却して現金その他の対価を受け入れた時に、はじめて資本の増加を認識するという、実現主義のもっとも一般的な理解に合致する」とされる (p.47)。連結財務諸表は企業集団の財務諸表であることから、個別企業の収益認識ルールである実現主義を企業集団にあてはめれば、

「外部」とは「企業集団外部」を意味することとなる。前述の連結基礎概念と結びつけた未実現利益の消去方法の検討では、非支配株主を外部者と位置づけるか否かが論点となっていたが、これも実現について同様の考え方に立っているからこそその議論といえよう。したがって、このような「一般的な理解」に立てば、連結上の販売利益の実現時点は、基本的に親（または子）会社から棚卸資産を購入した子（または親）会社が、集団外部の取引先等に棚卸資産を販売した時点と整理することができる<sup>(9)</sup>。

他方、「もともと売却をもって利益の実現とみなすのは、ひとつには売却によって特定の資産に投下された資金の回収が確実にとなると考えられるから」(p.52)であるという考えに立てば、連結会社間の棚卸資産売買によって生じた利益はすべてが未実現となるわけではない。例えば、ダウン・ストリーム取引の場合、販売元の親会社の株主の観点からすると、販売価格に非支配株主持分比率を乗じた金額については、余剰を伴って回収できた（実現した）と理解することができる(p.53)。この場合、売上利益のうち親会社持分比率を乗じた部分だけが未実現と理解されることになるから、C法が選択されればよいということになる。他方、アップ・ストリーム取引では、販売元の子会社の株主は親会社（の株主）と非支配株主ということになる。非支配株主の視点に立てば、販売価格に非支配株主持分比率を乗じた金額については、余剰をもって回収できたと考えられる。他方、親会社株主の観点からは、親会社が販売を行わない限り投下資金は回収できない(p.54)。したがって、子会社が計上した売上利益のうち、親会社持分比率を乗じた部分だけが未実現と理解されることになるから、ダウン・ストリーム取引と同様、C法が選択されればよいということになる。



#### IV 日本基準における未実現利益消去方法と企業会計基準公開草案第 61 号の影響

前章までの整理を前提として、本章では現行の日本基準における未実現利益の消去方法に関する規定を確認するとともに、収益認識の基本的考え方との整合性を検討する。その後、新たに提案された企業会計基準公開草案第 61 号による影響を検討する。

##### 1. 企業会計基準第 22 号における未実現利益の消去方法

連結財務諸表の作成手続を定める企業会計基準第 22 号では、未実現利益の消去について次のように規定されている。

まず、ダウン・ストリーム取引およびアップ・ストリーム取引ともに「連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産…に含まれる未実現利益は、その全額を消去する」(par.36)とされており、さらにアップ・ストリーム取引については「売手側の子会社に非支配株主が存在する場合には、未実現利益は、親会社と非支配株主の持分比率に応じて、親会社の持分と非支配株主持分に配分する」(par.38)こととされる。以上から、現行の日本基準においては、ダウン・ストリーム取引の場合には A 法が、またアップ・ストリーム取引の場合には B 法が採用されていることがわかる<sup>(10)</sup>。現行の日本基準では親会社概念を採用しているとの立場が示されているが(企業会計基準第 22 号、par.51)、ダウン・ストリーム取引とアップ・ストリーム取引とで消去方法を区別するのは、FASB (1991)における親会社概念と整合的な取扱いといえる。しかし、「実現」という考え方に照らした場合には、川本(2002)が指摘するように、A 法や B 法ではなく、C 法を採用すべきとなるはずである。この点、企業会計基準第 22 号においては「実現」の定義が明示されていないため、「未実現」についてもその範囲が明らかにされないままに、消去方法が規定されている状態にある。

## 2. 日本基準における「実現」と「未実現」

そこで、他の基準に示されている「実現」の定義を参照すべきと考えられるが、企業会計原則では売上による収益認識について、「…実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る」としている（第二、三、B）。加えて、一般的には収益実現のためには商品等の給付とともに、対価としての貨幣性資産の受領という2つの要件が満たされる必要があると理解されている<sup>(11)</sup>。一般的にこれらの要件が充足されるのは販売時点と考えられるが、単純に販売取引があればよいということであれば、連結会社間で棚卸資産の売買が行われれば、実現の要件を満たすことになるため、未実現な利益もないということになってしまう。連結上の「実現」と「未実現」を峻別するためには追加的な要件が必要となるが、この点について一定の示唆を与えているのが企業会計原則注解における内部利益の除去に関する規定である。企業会計原則（注11）によれば、「内部利益とは、原則として、本店、支店、事業部等の企業内部における独立した会計単位相互間の内部取引から生ずる未実現の利益をいう」とされる。報告単位である個別企業の内部において、本支店のように会計単位を区別している場合には、それぞれの会計単位の帳簿記録を合算する形で、財務諸表を作成する必要がある。このとき、会計単位間で行われた棚卸資産の移転に際して利益が付加されていた場合、報告単位である企業の「内部」で行われた取引から生じた利益は「未実現」として位置づけられている。このことから、日本基準における「実現」には、報告単位の外部への棚卸資産等の給付とそれに伴う貨幣性資産の受領が必要ということになるだろう。結局のところ、川本（2002）が示した「実現主義のもっとも一般的な理解」（p.47）は現行の日本基準においても同じように理解できるといえる。ゆえに、この実現に対する理解を連結財務諸表にあてはめれば、報告単位は親会社および子会社から成る企業集団となり、連結会社間で行われた棚卸資産売買は、あたかも本支店間で行われた取引と同じように、企業集団の内部で行われた取引

と考えられることから、そこから生じた利益も未実現であると結論することになる。

以上から、企業会計基準第22号では、連結会社間で行われた棚卸資産売買から生じた利益は、売手が親会社であろうと（ダウン・ストリーム取引）、子会社であろうと（アップ・ストリーム取引）、報告単位である企業集団の内部における取引から生じた利益は一律に未実現であるとして、全額を消去する方法を採用しているものと理解することができる。

いずれにせよ、現行の日本基準においては、伝統的な収益認識基準である実現主義の考え方を企業集団にあてはめることで、連結会社間での棚卸資産売買から生じた未実現な利益を連結上の損益計算から除外しようとしている。この背後には、根底にある収益認識の考え方が変われば、連結上の利益消去のための手続きも変わりうるという可能性が存在する。

### 3. 企業会計基準公開草案第61号で示された収益認識基準の影響

冒頭でも触れた通り、2017年7月に企業会計基準委員会より企業会計基準公開草案第61号が公表された。企業会計基準公開草案第61号では、収益認識に関する包括的な会計基準の開発によって国際的な比較可能性を高めることを目的の1つとして、IFRS15の定めを基本的にすべて取り入れている（par.92）。すなわち、収益認識の基本原則は「…約束した財又はサービスの顧客への移転を、当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益の認識を行うことである」とされる（par.13）。具体的には、次の5つのステップによって収益認識が行われる（par.14）。

- ① 顧客との契約を識別する。顧客と合意し、かつ、所定の要件を満たす契約が対象となる。
- ② 契約における履行義務を識別する。契約において顧客への移転を約束した財またはサービスが所定の要件を満たす場合には、

それが別個の財またはサービスであるとして、当該移転の約束を履行義務として識別する。

- ③ 取引価格を算定する。変動対価または現金以外の対価の存在を考慮し、金利相当分の影響および顧客に支払われる対価について調整を行い、取引価格を算定する。
- ④ 契約における履行義務に取引価格を配分する。契約において約束した別個の財またはサービスのそれぞれの独立販売価格の比率に基づき、それぞれの履行義務に取引価格を配分する。独立販売価格を直接観察できない場合には、見積る。
- ⑤ 履行義務を充足したときにまたは充足するにつれて収益を認識する。約束した財またはサービスを顧客に移転することによって履行義務を充足したときまたは充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識する。履行義務には一定の期間にわたり充足されるものと一時点で充足されるものがある。

以上のように、企業会計基準公開草案第 61 号で提案されている（すなわち IFRS15 で採用されている）収益認識の方法は、顧客との契約によって生じた義務の履行に着目している。企業会計基準適用指針公開草案第 61 号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」では、5つのステップを理解するための具体例として、商品の販売と保守サービスの提供という事例を用いた設例が示されているため（I、[設例 1]）、本節では【設例 2】を用いてその内容を要約しつつ、実現主義に基づく収益認識との違いについて検討する。

#### 【設例 2】 前提条件

- (1) 当期首に、A 社は B 社（顧客）と、標準的な商品 X の販売と 2 年間の保守サービスを提供する 1 つの契約を締結した。
- (2) A 社は、当期首に商品 X を B 社に引き渡し、当期首から翌期末まで保守サービスを行う。

(3) 契約書に記載された対価の額は12,000千円である。

まずステップ1では、顧客であるB社との契約が識別され、ステップ2では商品Xの引渡と保守サービスの提供という履行義務が識別されることとなる。次にステップ3では、契約書に記載された対価額12,000千円が取引価格として算定されることになる。ステップ4では商品Xと保守サービスの独立販売価格に基づいて、取引価格を配分することとなる。前提条件としては示されていないが、企業会計基準適用指針公開草案第61号（I、[設例1]、2、(1)）においては、「商品Xの取引価格は10,000千円、保守サービスの取引価格は2,000千円とする」とされている。実際には、このように配分する基礎となる独立販売価格の観察または見積りが必要となろう。そしてステップ5では、履行義務の性質に基づく収益認識が行われる。すなわち、商品Xの引渡義務は一時点で充足されるものとして引渡時に10,000千円の収益が認識され、保守サービスは2年間という一定の期間にわたって充足されるものとして、当期1年間では2,000千円のうち半分の1,000千円が認識されることとなる。

他方、実現主義ではどのように収益認識が行われるであろうか。本章2節で検討したとおり、現行の日本基準における実現主義は、伝統的な実現主義に対する一般的理解と同じように、報告単位外部への棚卸資産の給付とそれに伴う貨幣性資産の受領を、収益の認識要件とする。【設例2】の条件であれば、当期首にA社からB社に対して商品Xが提供された時点で、契約書に記載された12,000千円全額が認識されることとなる<sup>(12)</sup>。

収益認識に関する会計基準が確定基準となり、現行の日本基準における収益認識とは異なる収益認識方法が採用される、言い換えれば、収益認識基準としての実現主義が放棄されるのであれば、連結財務諸表作成上の手続きである「未実現」利益の消去についても、影響が生じるはずである。特に、新たな収益認識方法では「契約」や「履行義

務の充足」といった取引の法的側面に着目した記述が多くみられる。法的に見れば、連結会社による棚卸資産販売も、企業集団外部の顧客に対する販売と変わるところはないはずであり、親（または子）会社が子（または親）会社に対する棚卸資産の引渡義務を履行すれば、認識の要件は充足できる。すなわち、連結会社間で行われた棚卸資産販売によって生じた利益は、すべて消去しなくてよいということになる。ただ、そのような議論はいささか乱暴であり、やはり企業集団の観点に置き換えて、履行義務に着目したアプローチを検討すべきであろうとも思える。例えば、製品を製造する親会社から販売子会社に製品が販売され、当該子会社が集団外部の顧客への販売および保守などのアフターサービスを提供するケースを考えてみよう。企業集団の観点からすれば、子会社がどの程度履行義務を充足するのかによって、企業集団として認識すべき収益の範囲が決定されることとなるが、この時、親会社が付加した利益についてはどのように消去すべきであろうか。考えられる方法としては、親会社から子会社へ販売が行われた時点（子会社が手許に製品を保有している状況）では、親会社が付加した利益の全額を消去しておき、子会社が顧客に販売した時点で親会社が付加した利益の全額を認識するというやり方が妥当であろう。親会社が権利を得ると見込む対価の額は、子会社に販売した際の製品の本体価格のみであろうから、集団外部の顧客への引渡が済んだ段階で、親会社が履行すべき義務が履行されたものとみなすべきと考えられるためである。仮に、この取引がアップ・ストリーム取引であった場合にも、同じように考えることができよう。子会社が履行すべき義務は、親会社と非支配株主の持分比率によって分割し、その一部が部分的に履行されたものとみなせるような性質のものではないからである。このように考えれば、新たな収益認識基準の下でも、引き続きダウン・ストリーム取引にはA法を用い、アップ・ストリーム取引にはB法を用いるべきと考えることもできる。

しかし、そもそも法的形式にとらわれずに経済的な実態を開示する

観点から、構成企業同士の経済的結びつきを前提に作成される連結財務諸表にとって、履行義務の充足といった法的側面を重視するアプローチを取り込むことは、妥当な方法といえるのであろうか。前述のとおり、履行義務の充足という点に着目すれば、親子会社間での取引の際に履行された義務については、収益の認識基準を満たしていることになる以上、消去を支持する別の根拠が必要となろう。

## V むすびにかえて

以上、本稿では、連結財務諸表の作成にあたって、親子会社間で行われる棚卸資産売買から生じる利益の消去方法について検討してきた。企業集団の内部において行われた取引より生じた利益は、報告単位の外部への棚卸資産の給付という実現主義の要件を充足しないことから、「未実現利益」であるとして消去が求められた。川本（2002）では、投下された資金の回収という観点から、連結上の利益の実現性に検討を加えていたが、やはり実現主義については同様の理解に立っていた。これに対して、今般企業会計基準公開草案第61号によって採用されようとしている収益認識は、顧客との契約によって生じた履行義務の充足を基礎とする。実現主義とは異なる収益認識基準が採用されれば、連結会社間の取引によって生じた利益が「未実現」であったとしても、もはやそれは消去する理由にならないであろう。報告単位である企業集団の観点から見て、「履行義務を充足してない」と認められれば、消去の必要性も生じる。しかし、履行義務の充足という取引の法的側面を重視するアプローチは、経済的実体としての報告単位、すなわち企業集団の財務報告を目的とした連結財務諸表には、必ずしもなじまないように思われる。企業集団の観点から履行義務の充足を検討し、利益の消去方法を検討することは可能であろうが、前提としてそのような検討をすること自体が妥当であるかを議論する必要がある。

ちなみに、すでにIFRS15によって新しい収益認識基準を採用して

いる IFRS では、IFRS10「連結財務諸表」において、「棚卸資産…のような資産に認識された集団内の取引の結果として生じた利益は、全て消去する」(par.B86, (c)) とされている。IFRS では、A 法または B 法の採用を想定しているものと理解できるが<sup>(13)</sup>、IFRS15 の発効以前から採用されている取扱いから変更がないため、新たな収益認識基準と整合的な取扱いであるかについては明らかでないようにも思える(むしろ本稿での検討内容に照らせば整合的ではないと考えられよう)。しかし、IFRS15 (par.5, (c)) では、IFRS10 の範囲に含まれる契約上の権利または義務には適用されないという姿勢が明示されていることから、連結会社間取引において連結会社が付加した利益の消去とその後の認識については、IFRS15 によらない (IFRS15 発効前の) 基準によることができるとも解釈できる。ただ、この場合には、販売元の連結会社と、集団外部の顧客に販売を行う連結会社とで、異なる収益認識準が採用されることになるという問題が生じる。他方、企業会計基準公開草案第 61 号では、連結会社間取引によって生じた権利や義務が対象範囲から除かれていない (par.3)。また、「対価と交換に企業の通常の営業活動より生じたアウトプットである財又はサービスを得るために当該企業と契約した当事者」(par.5) という顧客の定義をみても、連結会社間取引における販売先の親会社または子会社を除外するような内容ではない。したがって、このまま公開草案が確定基準となれば、日本基準では連結会社間で生じる「未実現」の利益についても、新しい収益認識に関する会計基準の考えに従って、消去の是非を再考する必要性が生じることとなる。

確かに、収益認識に関する包括的な会計基準を、国際的なそれと整合的になるように開発すれば、比較可能性は高まるかもしれない。しかし、伝統的な概念として整備されてきた実現主義を放棄することによる影響は十分に検討されていないように思われる。言うまでもなく、国際的なコンバージェンスを達成すべく IFRS と整合的な処理を採用する際には、それが現行の日本基準の体系に及ぼす影響についても十



分に考慮されなければならない。

以上

- (1) 近年では、投資のリスクからの解放と呼ばれる概念によって収益認識が説明されることもあるが、企業会計基準委員会（2006、chap.4、par.58）にもあるように、実現とリスクからの解放とは重複する部分もある類似の考え方である。本稿の焦点は両者の厳密な意味での相違点にはなく、両者を同じ考えとみても本稿の趣旨には変わりがないため、以下では実現主義による収益認識を前提として議論を進めることとする。
- (2) 棚卸資産売買からは損失が生じる可能性もあるため、厳密には未実現損益と表記すべきだが、本稿の焦点は主として収益認識にあるため、未実現利益に限定して検討を進める。
- (3) この仕訳では、現行の日本基準の表示規定を前提とした財務諸表項目名を用いている。現行の企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」では、連結上の当期純利益が「親会社株主に帰属する当期純利益」と「非支配株主に帰属する当期純利益」に分割されて表示される（par.39）。
- (4) 川本（2002）では、未実現利益の消去について、「…売却前の資産の評価額が取得原価に据え置かれることによって、その資産に関する評価益は年度利益から除かれることになる」（p.47）と述べている。
- (5) 連結財務諸表作成要領以外にも、前掲した川本（2002、pp.48-49）や伊藤（1998、pp.104-105）など、3通りの方法を取り上げている文献は多い。いずれも表現に若干の差異はあるものの、3つの方法の内容については差異はないため、本稿では連結財務諸表作成要領の記述を用いている。
- (6) 非支配株主持分比率に相当する部分については、そもそも連結の対象とすべきでないとする考え方もある（比例連結）が、本設例では、子会社の財務諸表項目の総額を連結の対象とする、全部連結を前提としている。
- (7) 連結基礎概念について詳細に整理している先行研究としては、高須（1996）、山地（2000）、川本（2002）などが挙げられる。
- (8) また、ダウン・ストリーム取引では親会社の帳簿に未実現利益が記録されているため、A法が採用されるべきとの考えがFASB（1991）で示された点について、連結基礎概念によらず未実現利益の記録場所によって消去方法を規定しようとするのも、やはり「予断であろう」と指摘している（川本、2002、p.50）。
- (9) ただし、川本（2002）では、連結基礎概念の議論にみられるような、子会社への販売を子会社の株主（親会社株主および非支配株主）との間で行われた取引であるかのようにみなす姿勢について、「一種の資本取引として処理を考える必要が出てくるように思われる」（p.52）としている。

- (10) この取扱いは、現行基準の前身である連結財務諸表原則が1997年に改訂されたときから引き続き採用されているが、その改訂以前の実務ではアップ・ストリーム取引についてはA法、B法およびC法のそれぞれの処理が採用されており、企業ごとに区々の取扱いとなっていたようである（企業会計基準第22号、par.68）。
- (11) 企業会計基準委員会（2006、chap.4、par.58）によれば、「…最も狭義に解した『実現した成果』は、売却という事実に基づけられた成果、すなわち非貨幣性資産の貨幣性資産への転換という事実に基づけられた成果として意味づけられることが多い」とされる。
- (12) 収益認識に関する包括的な基準の開発に先立って、論点の整理と意見の募集を行った企業会計基準委員会（2016）では、【設例2】のように棚卸資産販売と保守サービスの提供が一体となったような取引について、「日本基準では、取引の会計処理単位への分割に関する一般的な定めはない」としている（par.41）。この点からも、契約書に記載の12,000千円をまとめて実現収益として認識することになるものと考えられよう。
- (13) トーマツ（2014、p.574）では、IFRS10は「いずれの処理がより適切かについて明示しておらず、実務上はいずれのアプローチも一般に採用されている」としている。

#### 【参考文献】

- Baxter, G.C. and Spinney, J.C. (1975) A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory, *CA Magazine*, Vol.106, No.1, pp.31-36.
- FASB (1991) Discussion Memorandum, *An Analysis of Issues Related to Consolidation Policy and Procedures*, FASB.
- IASB (2014a) International Financial Reporting Standard 10, *Consolidated Financial Statements*, IASB.
- IASB (2014b) International Financial Reporting Standard 15, *Revenue from Contracts with Customers*, IASB.
- Moonitz.M (1951) *The Entity Theory of Consolidated Statements*, The Foundation Press, 片野一郎監閲・白鳥庄之助訳注（1964）『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館。
- 伊藤正彦（1998）「第7章親子会社間の会計処理の統一、未実現損益の消去および表示関係等」森田哲彌・白鳥庄之助編著『連結財務諸表原則詳解』中央経済社。
- 川本淳（2002）『連結会計基準論』森山書店。
- 企業会計基準委員会（2006）『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2013）企業会計基準第22号『連結財務諸表に関する会計基準』企業会計基準委員会。

- 企業会計基準委員会（2016）『収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見の募集』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2017a）企業会計基準公開草案第 61 号『収益認識に関する会計基準（案）』企業会計基準委員会。
- 企業会計基準委員会（2017b）企業会計基準適用指針公開草案第 61 号『収益認識に関する会計基準の適用指針（案）』企業会計基準委員会。
- 企業会計審議会（1982）『企業会計原則・同注解』企業会計審議会。
- 企業会計審議会（1997a）『連結財務諸表制度の見直しに関する意見書』企業会計審議会。
- 企業会計審議会（1997b）『連結財務諸表原則・同注解』企業会計審議会。
- 高須教夫（1996）『連結会計論』森山書店。
- 日本公認会計士協会（1976）『連結財務諸表作成要領』日本公認会計士協会。
- 山地範明（2000）『連結会計の生成と発展〔増補改訂版〕』中央経済社。
- 有限責任監査法人トーマツ（2014）『国際財務報告基準（IFRS）詳説 iGAAP2014 第 2 巻』レクシスネクシス・ジャパン。



# 政党システムの制度化と政党競合の構造

荒 井 祐 介

- 1 問題の所在
- 2 新たに民主化した国の政党システムの特徴
- 3 政党システムの制度化とその測定方法
- 4 政党システムの競合構造とその測定方法
- 5 今後の展望

## 1 問題の所在

政党システムの変化をめぐっては、1970年代後半から西欧諸国を対象に広く議論が展開されてきたが、近年は民主化の第3の波を通じて中南米諸国や中東欧諸国で新たに形成された政党システムの変化についても研究業績が蓄積されつつある。

後者の研究においては、一方で、既存の政党システム論の概念や分析枠組み、理論、モデルを、民主化後の中南米諸国や中東欧諸国の政党システムに適用する試みが行われている。例えば、社会的亀裂と政党編成とを関連づけたリプセット (Seymour M. Lipset) とロッキン (Stein Rokkan) の分析枠組みを民主化後の中東欧諸国に適用した研究などがある (Kitschelt 1995, Sitter 2002, McAllister and White 2005, Rohrschneider and Whitefield 2009)。これらの研究は、既存の概念や理論の適用・説明能力の検定作業という一面を持つ。

他方では、民主化の第3の波によって新たに形成された政党システムと西欧諸国の政党システムとの間には本質的な相違が存在し、それ

ゆえ西欧諸国のコンテクストで構築されてきた既存の概念や理論を単純に適用して分析することはできないとの指摘もある。この立場に立つ研究者たちは、中南米諸国や中東欧諸国の政党システムの本質を理解するには、既存の政党システム論で無視されてきた概念や次元に目を向けることを主張する。そのなかでも注目すべき概念として、「政党システムの制度化」(party system institutionalization)を挙げることができる。西欧諸国を対象とした議論が安定していた政党システムからの変化という視点に立つ一方で、民主化によって新たに形成された政党システムに関する研究は、政党システムの制度化の程度に関心を向けるべきだというのである。

本稿では、この政党システムの制度化という概念に焦点を合わせる。政党システムの制度化は、新たに民主化した国の政党システムに関する研究の中で提起され発展してきた概念ではあるが、政党間の相互作用パターンの安定化(ないし不安定化)という視点から捉えるならば、西欧諸国の政党システム研究とも接合する可能性を持っており、政党システム論全体を豊饒化することにつながると思われる。

本稿の議論は以下のように展開する。まず、第2節において、新たに形成された政党システムと西欧諸国の政党システムとの相違を論じる。それぞれの政党システムについて、形成および発展の歴史的背景、政党や政治家の行動や構造、政党間の相互作用の方法などの相違を無視して同一の概念や理論、分析枠組みを単純に適用することは、研究方法としての適切さに疑問符が付かざるをえないであろう。そこで、本稿では、ポスト共産主義諸国と西欧諸国の比較考察を行ったメア(Peter Mair)の議論を概観し、それぞれの政党システムは、民主化過程、選挙民および政党、政党競合のコンテクストという3つの面で、大きな相違を見せている点を明らかにする。

第3節では、政党システムの制度化の概念について整理した上で、政党システムの制度化という事象に含まれる諸次元について、メインウォリング(Scott Mainwaring)らの議論を中心に論じる。メインウォリ

ングらは、政党システムの制度化に関する4つの次元として、「政党間競争」、「政党－有権者関係」、「政党の正統性」、「政党組織」を挙げている。さらに、これらの次元をどのように測定するのかという点についても議論する。

第4節では、メインウォリングらが挙げた政党システムの制度化の4次元のうち、政党間競争の次元に注目することで、西欧民主主義国と新たに民主化した国の双方の政党システムを同じ分析枠組みで考察する可能性が開かれる点を議論する。ここで議論の中心に取り上げるのは、メアが提起した「政党競争の構造」(structures of competition) という枠組みである。メアは、「政権交代のパターン」、「代替政権公式の革新性と不変性」、「いずれの政党が統治するのか」という3つの次元から政党競争の構造を閉鎖的構造と開放的構造とに分類している。この節では、政党競争の構造の各次元について概観した後、それぞれの次元の測定方法に関する議論についても検討を加える。

## 2 新たに民主化した国の政党システムの特徴

ラテンアメリカや中東欧の国々の政党システムの研究では、しばしば、これらの国の政治的状況と西欧の政治的状況の間には大きな相違が存在しており、これらの相違を踏まえた上で政党システムを論じることが必要であるとの主張がなされている。では、新たに民主化した国々と西欧諸国との間にはどのような相違が存在しているのだろうか。

ここでは、ポスト共産主義諸国と西欧諸国の相違を論じたメアの議論を概観する。メアは、民主化過程、有権者と政党、政党競争のコンテキストという3つの面から、ポスト共産主義諸国と西欧諸国の政党システムの相違を論じている (Mair 1997: 175-198)。

### (1) 民主化過程の相違

ポスト共産主義諸国と西欧諸国の政治的状況の第1の相違は、民主

化過程の相違である。19世紀から20世紀初頭にかけての西欧諸国の民主化は、普通選挙権の拡大と選挙政治の定着によって、すでに存在していた政治システムが次第に開放されていく過程であった。それに対して、共産主義体制の崩壊の結果としての民主化では、政治システムの完全な再構築が必要とされた。

別の表現をすれば、西欧諸国の民主化とは、すでに政治的競合の原則やルールが確立しているところに新たに選挙権を獲得した市民の参加が増大する過程であり、ポスト共産主義国の民主化は、すでに市民の政治参加が達成されているところに新たに政治的競合の原則やルールを確立するというものである。すでに大衆政治が実現している中で、政治システムを再構築し、かつ政治的競合のルールを確立しなければならないのであり、このことが政治エリートや政党の競合のあり方に相違をもたらしている。

西欧諸国の民主化は、システムの外側にいた人々が公式に編入され、それらの人々が選挙競争に動員され、さらに全国組織として設立された政党が地方レベルにまで浸透するという長期的な過程であった。その中で、大衆政党が登場し、ほとんどの部門の市民を組織的に動員することで、政党システムは凍結されるに至った。しかし、ポスト共産主義諸国の政党システムは、市民の編入や選挙動員といった段階が（前体制において）すでに達成された上で新たに形成された。

## (2) 有権者および政党の相違

第2の相違は、有権者と政党の相違である。まず、有権者の相違であるが、ポスト共産主義諸国の有権者は、西欧諸国の有権者に比べて明らかに流動的である。ポスト共産主義諸国の有権者が流動的である理由の1つは、彼らが強力な亀裂構造に下支えされていないからである。このことはもちろん、彼らが完全に同質的であるということの意味するものではなく、社会階層や職業、民族などに基づく社会的分断も確認されており、またそれらの分断と政党との結びつきも見出すことが



できる。しかしながら、社会的流動性の高さや、これらの社会的分断に対するアイデンティティの弱さを考えると、ポスト共産主義諸国に安定的な有権者編成がもたらされるとは考えにくい。さらに言えば、亀裂構造が有権者を構造化させるには長い時間が必要であり、政党システムの形成初期というのは最も有権者が不安定な段階でもある。

次に政党の相違である。西欧諸国において亀裂構造が有権者編成の安定化をもたらすというとき、そこには集合的な政治的アイデンティティと組織的ネットワークが伴う (Mair 2006)。社会的亀裂に沿った集合的な政治的アイデンティティを有する有権者集団は、政党などの組織的ネットワークによって安定的で強固な党派的ブロックへと編成される。その意味で、西欧諸国の政党は社会の中に強固に根付いている。

それに対して、ポスト共産主義諸国の政党は、大衆を動員するための強力な党組織の構築にあまり熱心ではない。大衆政党のような政党タイプがあまり発達せず、エリート主導型の政党タイプが維持され続けている。

ポスト共産主義諸国の政党が大衆政党化しない理由として、大規模な党員を抱えなくても政治的資源を獲得できるという点を指摘できる。多くのポスト共産主義諸国は政党への公的助成制度を導入している。それゆえ、党員からの党費や人的資源を集めることなく、政治資金やメディアへのアクセス、公的スタッフなどを獲得することが可能になり、政治エリートは、大規模な党員を抱えることが逆に党の運営や政策決定の障害になると考えるようになる (Scarrow 1994)。

### (3) 政党競合のコンテクストの相違

第3の相違として、政党競合のコンテクストの相違がある。まず、政治的エリートの行動が異なっている。ポスト共産主義諸国の政治エリートは、党組織への忠誠心や関与の度合いが低い傾向がある。また、ポスト共産主義諸国の政党のほとんどは民主化の過程で設立された新しい政党であり、有権者の間で確固とした地位と正統性をまだ確立で

きていない政党も多い。そのような政党は、政治エリートの党内対立に対して組織としての断固とした制裁を加えることができない。また、既存政党のほとんどが民主化過程で設立された新政党であるということは、新しい政党が既存政党とほぼ同じ位置に立てるということであり、新党参入の障壁が低いことを意味する。それゆえ、政治エリートは、党内での対立を解決したり自身の政治的利得を獲得する方法として、離党して新党を立ち上げたり、他の政党に合流するという選択肢を選びやすくなり、政党の離合集散や新党の参入が頻繁に起きることになる。

政党競合のコンテクストのもう1つの相違として、制度的構造の変更の頻度という点がある。西欧諸国では、政党競合の制度的枠組みに関連する憲法・法律や選挙制度などが大幅に変更されることはあまりない。対照的に、ポスト共産主義諸国では、政治システムの全面的な再構築が必要であるがゆえに、制度的枠組みも政党競合の争点となる。制度的枠組みは政党競合というゲームのルールであり、いずれの制度を採用するかによって政党の命運は大きく左右される。そのため、例えば、度重なる憲法や法律の修正が行われたり、選挙制度の変更をめぐる絶え間ない争いが展開されることになる。

### 3 政党システムの制度化とその測定方法

前節で述べたように、新たに民主化した国々の政党政治を取り巻く環境は西欧諸国のそれとは大きく異なる特徴を示しており、西欧のコンテクストで発展してきた政党システムの分析枠組みやモデルでは、これらの国の政党システムの本質を十分に把握できないとの認識が共有されつつある。それゆえ、中南米や中東欧の政党および政党システムの研究者たちは、新たに民主化した国の政党システムの本質や重要な相違を把握するために、これまでの政党システム研究で等閑に付されてきた政党システムの制度化という次元に焦点を合わせている。

### (1) 政党システムの制度化の概念

政党システムの制度化とはどのような概念なのか。ここでは、政党システムの制度化に関する議論を主導してきたメインウォリングらの議論を概観する (Mainwaring and Scully 1995, Mainwaring and Trocal 2006)。メインウォリングらの政党システムの制度化という議論は、もともと中南米諸国の政党システムに関する研究で提起されたものであるが、その後には中東欧諸国の政党システムにも適用を試みている (Mainwaring and Zocco 2007)

一般に制度化とは、ある慣例や組織が定着し、それが広く知られるようになる過程である (たとえ普遍的に受け入れられないとしても)。アクターは、この慣例や組織が予見可能な将来においても広く普及しているという見通しに基づいて、期待と志向性を持つようになり、そして実際の行動を行う。

この制度化の概念規定に従えば、制度化された政党システムとは、政治的アクターが、政党の行動・競合の基本的な形勢やルールが予見可能な将来においても広く浸透しているという見通しに基づいて、期待を抱き、行動を展開する政党システムであるといえる。制度化された政党システムは、いずれの政党が主要政党であり、それら主要政党がどのような行動を取るのかという点で安定性を示す。

### (2) 政党システムの制度化の4つの次元

メインウォリングらは、政党システムの制度化には4つの次元が含まれるとしている。これら4つの次元は、政党システムが制度化するための前提条件というよりも、むしろ制度化の程度を測る指標のような性質のものである。

第1に、制度化された政党システムは、安定的で規則性のある政党間競合のパターンを示す。また、政党間競合のパターンが安定しているということは、主要政党の参入と退出がそれほど頻繁には起こらないということも意味する。

第2に、制度化された政党システムでは、政党は社会に強固に根付いており、有権者は政党への強い結びつきを有する。政党が社会に強く根付くことで、選挙における政党間競争にも規則性がもたらされる。その意味で、第1の次元と第2の次元は、分析的には区別されるが、相関関係にあるといえる。

第3に、制度化された政党システムでは、政治的アクターは、政党および政党間競争の正統性を容認している。政治的アクターたちは、たとえ特定の政党に批判的であったり、政党一般に対して懐疑的であったとしても、政党を民主主義に必要不可欠の要素であると見なししている。

第4に、制度化された政党システムにおいては、組織としての政党が確固とした地位と価値を確立している。換言すれば、野心をもった指導者が組織としての政党を意のままに牛耳るようなことはない。これは政党の制度化とも表現できる次元で、政党の組織構造が確立され、影響力の及ぶ範囲も広範で、十分な政治的資源を確保できている状態である。組織としての政党が確立されることで、不満を持つ政治エリートが離党したり、他の政党と頻繁に離合集散を繰り返したり、あるいは新党を立ち上げたりする機会は減ることになり、政党システムの制度化の程度は高くなる。

これら4つの次元を簡潔に纏めれば、①政党間競争、②政党－有権者関係、③政党の正統性、④組織としての政党という4つの次元であるといえよう。すなわち、厳密な意味で政党間関係に言及する次元というのは第1の次元だけであり、第2の次元と第4の次元は個々の政党に関する次元、第3の次元は政治エリートの政治文化に関する次元である。

### (3) 政党システムの制度化の測定方法

次に、上で挙げた4つの次元における制度化の程度を測定する方法について概観する。第1の政党間競争の次元は、ペデルセンの選挙ヴォラ

ティリティを用いて測定される (Pedersen 1979, 1983)。選挙ヴォラティリティの値が低ければ、政党間の競合は安定しており、制度化の程度も高いとされる。

ヴォラティリティは、2回の連続する選挙の間での正味の有権者変化として定義され、変化現象に直接言及するものであるが、その帰結を示すものではない。その測定方法は、ある選挙 ( $t$ ) と前回選挙 ( $t-1$ ) の各党の得票率の変動を足し合わせ、それを2で割ることによって求められる。あるいはもっと単純に、ある選挙と前回選挙とを比べて得票率を伸ばした全政党の得票率増加分を合計することでも求められる。ヴォラティリティの計算方法は以下のように表わせる。

$t$  回目の選挙の政党  $i$  の得票率を  $P_{i,t}$  とすると、政党  $i$  の前回選挙からの勢力変化は、

$$\Delta P_{i,t} = P_{i,t} - P_{i,t-1}$$

となる。このとき、2回の選挙における正味の変化の合計 (total net change) は次のように表わせる。 $n$  は2回の選挙で競合する政党の数を表わす。

$$TNC_t = \sum_{i=1}^n |\Delta P_{i,t}|$$

$$0 \leq TNC_t \leq 200$$

正味の有権者変化であるヴォラティリティは、 $TNC_t$  に  $1/2$  を乗ずることで求められる。

$$V_t = \frac{1}{2} \sum_{i=1}^n |\Delta P_{i,t}|$$

$$0 \leq V_t \leq 100$$

第2の政党—有権者関係の次元に関しては、いくつかの測定方法が提起されている。まず、大統領選挙での得票率と下院での議席率の相

違に着目する方法がある。各政党の下院での議席率と自党の大統領候補者の得票率とを比較し、その差を測定する。大統領選挙に政党が連合して候補者を擁立する場合には、その政党連合全体の下院での議席率を比較対象とする。この相違が小さければ、有権者は候補者ではなく政党ラベルを基準にして投票していると考えられ、政党と有権者との紐帯が存在していると想定される。

似たような測定方法として、大統領選挙における外部候補者 (outsider presidential candidates) の得票率を調べる方法も提起されている。これらの外部候補者が高い得票率を獲得するならば、有権者は政党ラベルではなく候補者に基づいて投票を行っていることになり、政党と有権者の結びつきが脆弱であることの傍証になる。外部候補者を操作的に規定すると、無所属の候補者、あるいは、前回の下院議院選挙で得票率が5%以下でなおかつこれまでの大統領選挙に候補者を立てていない政党の候補者とされる。

また、長期に渡って存続している政党は特定の社会的集団から長期的な支持調達に成功していると考えられることから、政党が存続してきた期間も、政党－有権者関係を測定する指標として利用できるという。

第3の政党の正統性を測定するデータとして最も良いのは、世論調査のデータである。しかしながら、新たに民主化した国においては、必ずしも信頼できる世論調査のデータが入手できるとは限らない。それゆえ、各国の政治についての専門家の判断や分析を測定の基礎材料にすることも多くなる。

第4の政党組織の次元については、党内生活に関する詳細な分析に依拠することになるが、この種の研究の蓄積はまだ少ない。政党の制度化の1つの指標として、政党の規律 (discipline) と凝集性 (cohesion) を挙げる研究もある (Randall and Svåsand 2002)。組織としての政党が確立され、固い規律と凝集性を備えるようになれば、不満を持つ政治的エリートが離党したり、新党を立ち上げる機会は低減することになる。

#### (4) 選挙ヴォラティリティの問題点

上で見たように、政党システムの制度化の程度は、4つの次元から測ることができる。ただし、実際のところ、中南米諸国や中東欧諸国の政党システムの制度化に関する研究では、第1の次元が取り上げられることが多い。換言すれば、政党システムの制度化を測る指標として、ペデルセンの選挙ヴォラティリティが取り上げられることが多い。

メインウォリングらは、選挙ヴォラティリティによって、政党間競合のパターンの安定性を測ることができるとしている。しかし、選挙ヴォラティリティという指標では、政党間競合のパターンの安定性を測ることはできないように思われる。

選挙ヴォラティリティは、連続する2回の選挙で各党が獲得したアグリゲートな票に基づいて算出される。それゆえ、選挙ヴォラティリティの値が示しているのは、投票者が2回の連続する選挙で同じ政党に票を投じる傾向（ないし異なる政党に票を投じる傾向）である。端的に言えば、選挙ヴォラティリティ自体は政党間の関係性について何も語らない。

選挙ヴォラティリティが低いときには政党間競合のパターンは安定しており、高いときには政党間競合のパターンは不安定であるというとき、そこには次のような推論が見て取れる。前者について、選挙ヴォラティリティが低いということは、有権者は政党と固く結びついていて、投票行動も固定化されているということである。政党—有権者関係が固定化されているときには、選挙結果の予測可能性も高くなり、政党間競合も安定的で規則的なものとなる。この推論は妥当性が高いように思われる。

他方で、選挙ヴォラティリティが高いということは、政党と有権者の間に固定的な結びつきが見られず、有権者の投票行動が流動的だということである。そのような選挙結果の予測可能性が低い状況では、政治エリートたちの行動は不安定になり（離党や新党設立の政治的コストが低下する）、政党間競合のパターンも流動的なものになると推論され

る。

しかし、本当にそうであろうか。選挙ヴォラティリティが高いということは、確かに、有権者の投票行動が流動的であり、政党と有権者の結びつきが脆弱なものであるということを示しているかもしれない。だが、そうであったとしても、政党間の競合関係が安定しているケースも実際には存在する。主要政党の得票には大きな変化がなく競合関係も安定している一方で、それ以外の小政党の得票の増減が大きかったり離合集散が激しいとき、当然ながら選挙ヴォラティリティの値は一定の高さに上昇することになる。

要するに、選挙ヴォラティリティの値から投票行動の流動性が示されたとしても、政党競合が安定したパターンとなっている可能性は十分に考えられるのである。

#### 4 政党システムの競合構造とその測定方法

##### (1) 政党システムの制度化と政党競合の構造

メインウォリングらによる政党システムの制度化の議論を見てきたが、ここで改めて政党システムという概念との関係を考えてみよう。政党システムは、「システム」概念を踏まえるならば、「政党間競合から生まれる相互作用のシステム」(Sartori 1976: 44)と定義することができる(荒井 2017)。政党システムをそのように定義するならば、政党システムの制度化の次元のうち中心をなすのは、第1の次元であると考えることができる。

政党間競合の次元に焦点を合わせて政党システムの制度化を改めて定義すると、次のようになるであろう。すなわち、政党システムの制度化とは、政党間相互作用の特定のパターンが繰り返され、予測可能性を高め、そして安定化する過程である。別の言い方をすれば、政党システムは、諸政党が標準化され構造化された方法によって競合するときに制度化されるのである。

政党システムの制度化と政党競合の関係を考える場合、メアの提起



した「政党システムの競合の構造」を議論の出発点に位置づけることができる (Mair 1997:199-223)。メアは、政党間の競合の構造という観点から政党システムを閉鎖的 (closed) な政党システムと開放的 (open) な政党システムに分類しているが、開放的な政党システムとは構造強化の程度が低く、閉鎖性またはシステム性を欠いている政党システムである。それゆえ、開放的な政党システムとは制度化の程度の低い政党システムであり、閉鎖的な政党システムとは制度化の程度の高い政党システムであると理解することができる。実際に、メアは、中東欧諸国やラテンアメリカ諸国の政党システムはまさにこの開放的な政党システムであり、これらの政党システムは、強固化が進み閉鎖性を獲得することで、閉鎖的な政党システムへ移行するであろうと述べている。

メアは、政党競合の構造こそが政党システムの最も重要な側面であると考え、①政権交代のパターン、②代替政権公式の革新性と不変性、③いずれの政党が統治するのか、という3つの次元から、閉鎖的な政党システムと開放的な政党システムとを分類する。

## (2) 政党競合の構造の3つの次元

第1の次元である政権交代のパターンとして、以下の3つのパターンが挙げられる。第1のパターンは、「完全な政権交代」である。完全な政権交代においては、現在政権の座にある政党のセットが、野党のセットに完全に取って代わられる。第2のパターンは、「部分的な政権交代」である。この政権交代では、現政権の中に、前政権を構成していた政党の少なくとも1つの政党が含まれている。第3のパターンは、「政権交代なし」である。このパターンは、政権交代が完全に欠如しており、同じ政党ないし政党連合が長期にわたり政権を独占的に支配し続ける。

第2の次元は、代替政権の公式である。政権を形成する政党の組み合わせが常に同一の「不変的」なパターンなのか、それとも新しい政権の組み合わせがしばしば起きるような「革新的」なパターンなのか

ということである。

例えば、イギリスでは、第2次世界大戦時の大連合以降は、2010年の保守党・自由党の連立政権を除けば、新しい政権公式が実現していない。アイルランドでも政権公式は常にありきたりの組み合わせである。それゆえ、両国の政党システムの代替政権の公式は不変的である。代替政権の公式が革新的になる（つまり新しい政権の組み合わせがしばしば起きる）可能性が最も高いのは、部分的な政権交代のパターンにおいてである。イタリアでは、キリスト教民主党の長期的な支配にもかかわらず、新しい連合がしばしば結成されている。オランダにおいても、カトリック人民党、後のキリスト教民主アピールが継続的に政権に存在したにもかかわらず、新たな政党の組み合わせが形成されてきた。政権参加の経験のない政党が政権に加わる時は、明らかに革新的な公式と見なすことができる。また、政権参加の経験のある政党が再び政権に就く場合でも、その組み合わせが新しいものである場合には、それは革新的な公式と見なされる。

第3の次元は、政権へのアクセスを獲得する政党の範囲に関連する。政権へのアクセスが広範に分散されているのか、あるいは狭い範囲に限定されているのかということである。つまり、政権への参加の可能性があらゆる政党に存在しているのか、それとも特定の政党が常に政権から排除されているのかという違いである。

統治をめぐる競合から排除される政党は、必ずしも反体制政党であるとは限らない。ここでの基準は、実際にアウトサイダーとして扱われている政党が存在するの否か、システム内の他の政党から許容しえない政党と見なされている政党が存在するの否か、という点である。

### (3) 閉鎖的構造と開放的構造

以上の3つの次元を組み合わせることにより、政党の競合構造における2つの対照的なパターンが導出される。相対的に閉鎖的な競合構造をもつ政党システムと、開放的な競合構造をもつ政党システムであ

表1 政党競合の構造

| 次元        | 政党競合の構造           |          |
|-----------|-------------------|----------|
|           | 閉鎖的               | 開放的      |
| 政権交代のパターン | 完全な政権交代<br>政権交代なし | 部分的な政権交代 |
| 代替政権の公式   | 不変的               | 革新的      |
| 政権へのアクセス  | 狭い範囲に限定           | 広い範囲に開放  |

出所 Mair (1996: 95)

る。前者には高い予測可能性が見られるが、後者の予測可能性は極めて低い。

閉鎖的構造をもつ政党システムは、例えば、イギリスやニュージーランドの政党システムである。両国の政党システムは、完全な政権交代、代替政権の公式の不変性、そして与党と政権担当能力のある野党という2政党の存在により特徴づけられる。

開放的構造をもつ政党システムは、例えば、戦後のオランダやデンマークの政党システムである。オランダの場合、カトリック人民党、後のキリスト教民主アピールが長期的に政権内に存続したことで若干の予測可能性が見られたこともあり、その意味で、少なくとも部分的には閉鎖的構造であった。デンマークの場合も、進歩党と社会主義人民党が政権から永続的に排除された結果として若干の予測可能性が見られたので、部分的に閉鎖的構造であった。

閉鎖的な競合構造の発展は、政党の戦略に大きく依存している。政権参加の経験を持つ諸政党が、革新的な政権公式の実験に反対し、政権に新しい政党が加わることを阻止する戦略を採ることにより、政党システムの閉鎖的な構造は発展することになる。

また、競合の構造が閉鎖性を獲得するには、政党間の競合・協調における規範や協定が必要になる。その意味において、競合の構造の閉鎖性は明らかに時間の関数であり、新たに形成されたばかりの政党システムを特徴づけるものと見なすことはできない。

#### (4) 政党競合の構造の測定方法

いま見てきたように、政党システムの競合の構造という議論は、政党システムの制度化の次元のうち政党間競合の次元に焦点を合わせた議論として位置づけることができる。では、この政党競合の構造はどのように測定することができるのであろうか。

メアの当初の議論では、政党競合の構造のいずれの次元においても、二分法的な測定方法が示唆されていた。すなわち、政権交代のパターンが「完全な政権交代または政権交代なし」と「部分的な政権交代」のどちらなのか、代替政権の公式が「不変的」と「革新的」のどちらなのか、政権へのアクセスが「狭い範囲に限定」されているのか「広い範囲に開放」されているのか、というあたりで把握されている。メアらは、その後、政党競合の構造における変化の程度を連続的変数で測定する方法を提起している (Mair 2007; Casal Bértoa and Mair 2010)。ここで、その連続的変数による測定方法について見ておこう。

まず、政権交代のパターンを測定する方法として、大臣ポストのヴォラティリティを算出する方法が提案される。すなわち、大臣ポストの入れ替わりをペデルセンが提案したヴォラティリティによって数値化するのである。具体的には、政権が変わった際の与党各党の大臣ポスト（首相も含め）の純増減率を足し合わせ、それを2で割ることによって求める。メアらは、これを政権交代指標 (index of governmental alternation: IGA) と呼ぶ。例えば、二党制において、政党Aによる単独政権が政党Bによる単独政権に取って代わられた場合、IGAは100となる。ある連立政権で政党Aが60%、政党Bが40%の大臣ポストを保有していたとして、政権交代により新しい連立政権が生まれ、政党Aが30%、政党Cが70%の大臣ポストを保有することになった場合、IGAは70となる。

第2の次元である代替政権の公式については、一定の期間における全政権のうち、革新的な公式の政権がどのくらいの比率であったのかで測定され、革新的代替指標 (index of innovative alternative: IIA) と呼ば

れる。この測定方法は、個別政権についての値ではなく、対象とする期間全体についての値を算出するものである。なお、この指標における革新的公式の政権とは、これまでに同じ政党の組み合わせで政権を担ったことがないものを指す。たとえば、ある政党が以前に他党と連立により政権を形成した経験を持つとして、その政党が単独で政権を担うことになった場合、その単独政権は革新的公式としてカウントされる。

最後に、第3の次元である政権へのアクセスの測定である。この次元の指標は、政権が変わる際に政権に未参加の政党がどの程度含まれるかを測るもので、開放度指標 (index of openness: IO) と呼ばれる。具体的な測定方法は、新たに政権に参加する政党の数を、政権参加政党の総数で割ることで算出する。

## 5 今後の展望

民主化の第3の波によって新たに形成された政党システムの研究において、西欧諸国の政党システム研究で用いられてきた概念や理論を単純に適用して分析しても本質的な理解に到達できないとの主張から、独自の概念や理論が提示されてきた。本稿では、そのなかでもとくに、メインウォリングらが主導して提起された政党システムの制度化という概念に注目し概観してきた。そして、政党システムの制度化という概念は、そこに含まれる4つの次元のうち政党間競合の制度化という次元に注目するならば、メアの政党競合の構造と接合可能であることを述べてきた。すなわち、政党システムの競合の構造という分析枠組みを用いることで、西欧諸国の政党システムと新たに形成された政党システムとを同一の基準によって比較できる可能性が開かれるのである。

今後の展望として、政党間競合の制度化だけでなく、政党の制度化についても検討する必要があると思われる。メインウォリングらは、政党システムの制度化の次元として、政党－有権者関係 (第2の次元)

と組織としての政党（第4の次元）という次元を指摘しているが、この2つの次元は政党の制度化の次元と表現できる。政党の制度化と政党間競合の構造との関係については、メアが指摘するように、政党間競合の構造が閉鎖的となる、すなわち政党システムの制度化が高くなるか否かは、政党の戦略に大きく依存する。政党が、有権者とどのように結びつくのか、他党との関係（とくに政権形成をめぐる関係）をどのように考えるのか、そして組織としての政党をどのように構築するのかといった点は、政党組織論の分析対象である。

ここで指摘すべきは、メインウォリングらの想定している政党の制度化が大衆政党化を意味していることである。メインウォリングらによれば、制度化された政党システムでは、政党は社会に強固に根付いており、政党と有権者の間にはイデオロギーや綱領を媒介とした強い紐帯が存在する。また、組織としての政党が確固とした地位と価値を確立しており、野心をもった指導者が組織としての政党を意のままに牛耳るようなことはない。政党は確固とした党組織構造を整備し、影響力の及ぶ範囲も広範で、十分な政治的資源も確保可能である。これらは、まさに大衆政党が備えている特徴である。

しかし、政党の制度化を大衆政党化と想定することは、果たして妥当なのであろうか。新たに民主化した国の政治的状況や制度的環境を鑑みると、メアが論じたように、大衆政党化へのインセンティブは極めて低く、実際のところ、これらの国の政党は、党派性は弱いが選挙でのリンケージは強い、党員の重要性が低い、党運営の専門家と党指導者が優越的な立場にある、そして公的助成への依存が高いといった特徴が見出せる。これらの特徴は、大衆政党のものではなく、むしろ近年の西欧諸国の政党に見られつつある特徴である (Katz and Mair 1995, 2002; Panebianco 1988; Poguntke and Webb 2005)。新たに民主化した国の政党は、西欧諸国の政党が辿った発展経路を順次経ることなく、今日の西欧で見られる政党タイプに近い性格を有しているのである (Biezen 2005)。

このことは、政党システムの制度化を考える際に大きな意味をもつ。上で述べたように、西欧における政党システムの制度化（凍結化あるいは構造化）では、大衆政党が決定的な役割を果たした。大衆政党がほとんどの部門の有権者を動員・構造化して安定した党派的ブロックを築き上げることで、政党選択肢がほぼ固定化され、政党間競合にも一定のパターンが確立された。このように政党間競合に一定のパターンが確立した上で、政党は次第に大衆政党タイプから包括政党、選挙プロフェッショナル政党 (Panebianco 1988)、あるいはカルテル政党 (Katz and Mair 1995) へと変化していった。

それに対して、新たに民主化した国の政党は、その設立の当初から、国家内の一機関としての性格を持ち、現在でもその特徴を維持している (Biezen 2005: 169)。これらの政党は、有権者との間にイデオロギーや綱領を媒介にした強固な紐帯を構築せずに、むしろ選挙での有権者の動員を重視する。このような政党が政党間競合に安定したパターンをもたらすことができるのか。可能であるとすれば、どのようなメカニズムで制度化が実現するのか。

したがって、今後の政党システム論が取り組むべき課題として、政党の制度化についての理論的精緻化を進め、政党の制度化と政党システムの制度化を体系的に把握する分析枠組みを構築する作業が挙げられるであろう。

#### 参考文献

- Ascher, William and Tarrow, Sidney (1975) 'The Stability of Communist Electorates: Evidence from a Longitudinal Analysis of French and Italian Aggregate Data,' *American Journal of Political Science*, 19: 475-494.
- Bartolini, Stefano and Mair, Peter (2007) *Identity, Competition and Electoral Availability: The Stabilisation of European Electorates 1885-1985*, ECPR Press.
- Bartolini, Stefano and Mair, Peter (1990) *Identity, Competition, and Electoral Availability: The Stabilisation of European Electorates 1885-*

1985, Cambridge University Press.

- Biezen, Ingrid van and Mair, Peter (2006) 'Political Parties,' in Paul M. Heywood, Erik Jones, Martin Rhodes and Ulrich Sedelmeier (eds.), *Developments in European Politics*, Palgrave Macmillan: 97-116.
- Biezen, Ingrid van (2005) 'On the Theory and Practice of Party Formation and Adaptation in New Democracies,' *European Journal of Political Research*, 44(1): 147-174.
- Blondel, Jean (1968) 'Party Systems and Patterns of Government in Western Democracies,' *Canadian Journal of Political Science*, 1(2): 180-203.
- Borre, Ole (1980) 'Electoral Instability in Four Nordic Countries,' *Comparative Political Studies*, 13(2): 141-171.
- Casal Bértoa, Fernand (2014) 'Party Systems and Cleavage Structures Revisited: A Sociological Explanation of Party System Institutionalization in East Central Europe,' *Party Politics*, 20(1): 16-36.
- Casal Bértoa, Fernand and Mair, Peter (2010) 'Two Decades on: How Institutionalized are Post-Communist Party Systems?' *EUI Working Paper Series*, 3.
- Casal Bértoa, Fernand and Enyedi, Zsolt (2010) 'Party System Closure: Conceptualization, Operationalization and Validation,' *DISC Working Paper* 2010/11.
- Castles, Francis and Mair, Peter (1984) 'Left-Right Political Scales: Some "Expert" Judgments,' *European Journal Political Research*, 12(1): 73-88.
- Dahl, Robert (1966) 'Pattern of Opposition' in Robert Dahl (ed.), *Political Oppositions in Western Europe*, Yale University Press.
- Dalton, Russell (1996) 'Political Cleavages, Issues, and Electoral Change,' in Lawrence LeDuc, Richard Niemi, and Pippa Norris (eds.), *Comparing Democracies: Elections and Voting in Global Perspective*, Sage: 319-342.
- Dalton, Russell, Beck, Paul Allen, and Flanagan, Scott (1984) 'Electoral Change in Advanced Industrial Democracies,' in Russell Dalton, Scott Flanagan, and Paul Allen Beck (eds.), *Electoral Change in Advanced Industrial Democracies: Realignment or Dealignment?* Princeton University Press: 3-22.
- Dalton, Russell, Flanagan, Scott, and Beck, Paul Allen (1984) 'Political Forces and Partisan Change,' in Russell Dalton, Scott Flanagan, and Paul Allen Beck (eds.), *Electoral Change in Advanced Industrial Democracies: Realignment or Dealignment?* Princeton University Press: 451-476.



- Drummond, Andrew (2006) 'The Impact of Party Affect on Voter Sincerity in Open and Closed Electoral Systems,' Center for the Study of Democracy, Paper 06-09.  
(<http://repositories.cdlib.org/csd/06-09/>)
- Drummond, Andrew (2002) 'Electoral Volatility and Party Decline in Western Democracies: 1970-1995,' Center for the Study of Democracy, Paper 02-02.  
(<http://repositories.cdlib.org/csd/02-02/>)
- Dunleavy, Patrick and Boucek, Françoise (2003) 'Constructing the Number of Parties,' *Party Politics*, 9(3): 291-315.
- Duverger, Maurice (1954) *Les Partis Politiques*, Librairie Armond Colin. (岡野加穂留訳 (1970) 『政党社会学』潮出版)
- Ersson, Svante and Lane, Jan-Erik (1998) 'Electoral Instability and Party System Change in Western Europe,' in Paul Pennings and Jan-Erik Lane (eds.), *Comparing Party System Change*, Routledge, 23-39.
- Evans, Jocelyn (2002) 'In Defence of Sartori: Party System Change, Voter Preference Distributions and Other Competitive Incentives,' *Party Politics*, 8(2): 155-174.
- Flanagan, Scott (1971) 'The Japanese Party System in Transition,' *Comparative Politics*, 3(2): 231-234.
- Fuchs, Dieter and Klingeman, Hnas-Dietrich (1989) 'The Left-Right Schema,' in Kent Jennings, Jan van Deth, and Samuel Barnes (et al.), *Continuities in Political Action: A Longitudinal Study of Political Orientations in Three Western Democracies*, Walter de Gruyter: 203-234.
- Gross, Donald and Sigelman, Lee (1984) 'Comparing Party Systems: A Multi-dimensional Approach,' *Comparative Politics*, 16(4): 463-479.
- Hawks, A.G. (1969) 'An Approach to the Analysis of Electoral Swing,' *Journal of the Royal Statistical Society*, 132(1): 68-69.
- Hermens, Ferdinand (1941) *Democracy or Anarchy?: A Study of Proportional Representation*, University of Notre Dame Press.
- Katz, Richard and Mair, Peter (2002) 'The Ascendancy of the Party in Public Office: Party Organizational Change in Twentieth-Century Democracies,' in Richard Gunther, José Ramón Montero, and Juan J. Linz (eds.), *Political Parties: Old Concepts and New Challenges*, Oxford University Press: 113-135.
- Katz, Richard and Mair, Peter (1995) 'Changing Models of Party Organization and Party Democracy: The Emergence of the Cartel Party,' *Party Politics*, 1(1): 5-28.

- Kirchheimer, Otto (1965) 'Der Wandel des westeuropäischen Parteiensystems,' *Politische Vierteljahresschrift*, 6: 20-41.
- Kitschelt, Herbert (2003) 'Party Competition in Latin America and Postcommunist Eastern Europe: Divergence of Patterns, Similarity of Explanatory Variables?' Paper presented at the annual meeting of the American Political Science Association, Philadelphia Marriott Hotel, Philadelphia.
- Kitschelt, Herbert (1997) 'European Party Systems: Continuity and Change,' in Martin Rhodes, Paul Heywood, and Vincent Wright (eds.), *Developments in West European Politics*, Macmillan: 131-150.
- Kitschelt, Herbert (1995) 'Formation of Party Cleavages in Post-Communist Democracies: Theoretical Propositions,' *Party Politics*, 1(4): 447-472.
- Laakso, Markku and Taagepera, Rein (1979) "Effective" Number of Parties: A Measure with Application to West Europe,' *Comparative Political Studies*, 12(1): 3-27.
- Lane, Jan-Erik and Ersson, Svante (1994) *Politics and Society in Western Europe, 3rd Edition*, Sage.
- Lijphart, Arend (1999) *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in Thirty-Six Countries*, Yale University Press. (粕谷祐子 訳 (2005) 『民主主義対民主主義：多数決型とコンセンサス型の36ヶ国比較研究』勁草書房)
- Lipset, Seymour, and Rokkan, Stein (1967) 'Cleavage Structures, Party Systems and Voter Alignments: An Introduction,' in Seymour Lipset and Stein Rokkan (eds.), *Party Systems and Voter Alignments: Cross-National Perspectives*, Free Press: 1-64.
- Mainwaring, Scott, and Zocco, E (2007) 'Political Sequences and the Stabilization of Inter-party Competition,' *Party Politics*, 13(2): 155-178.
- Mainwaring, Scott, and Trocal, Mariano (2006) 'Party System Institutionalization and Party System Theory after the Third Wave of Democratization,' in Richard Katz and William Crotty (eds.), *Handbook of Party Politics*, Sage: 204-227.
- Mainwaring, Scott, and Scully, Timothy R. (1995) 'Party Systems in Latin America,' in Scott Mainwaring and Timothy R. Scully (eds.), *Building Democratic Institutions: Party Systems in Latin America*, Stanford University Press: 1-34.
- Mair, Peter (2007) 'Party Systems and Alternation in Governments, 1950-2000: Innovation and Institutionalization,' in Siri Gloppen and Lisa Rakner (eds.), *Globalisation and Democratisation: Challenges for Political Parties*, Fagbokforlaget: 135-153.

- Mair, Peter (2006) 'Cleavages,' in Richard Katz and William Crotty (eds.), *Handbook of Party Politics*, Sage: 371-375.
- Mair, Peter (2001) 'The Freezing Hypothesis: An Evaluation,' in Lauri Karvonen and Stein Kuhnle (eds.), *Party Systems and Voter Alignments Revised*, Routledge: 27-44.
- Mair, Peter (1997) *Party System Change: Approaches and Interpretations*, Oxford University Press.
- Mair, Peter (1996) 'Comparing Party Systems,' in Lawrence LeDuc, Richard G. Niemi, and Pippa Noris (eds.) *Comparing Democracies: Election and Voting in Global Perspectives*, Sage.
- Mair, Peter (1990) 'Introduction,' in Peter Mair (ed.), *The West European Party System*, Oxford University Press: 1-22.
- Mair, Peter (1989) 'Continuity, Change and the Vulnerability of Party,' in Peter Mair and Gordon Smith (eds.), *Understanding Party System Change in Western Europe*, Frank Cass: 169-187.
- Mair, Peter (1983) 'Adaptation and Control: Towards an Understanding of Party and Party System Change,' in Hans Daalder and Peter Mair (eds.), *Western European Party Systems: Continuity and Change*, Sage: 405-429.
- Mayer, Lawrence (1972) 'An Analysis of Measures of Crosscutting and Fragmentation,' *Comparative Politics*, 4(4): 405-415.
- Mayer, Lawrence (1980) 'A Note on the Aggregation of Party Systems,' in Peter Merkl (ed.), *Western European Party Systems: Trends and Prospects*, Free Press: 515-520.
- McAllister, Ian, and White, Stephen (2005) 'Political Parties and Democratic Consolidation in Postcommunist Europe,' Paper prepared for a special issue of Party Politics on Political Parties and Political Development: A New Perspective, National Democratic Institute, Washington DC.
- Milder, N. David (1974) 'Definitions and Measures of the Degree of Macro-Level Party Competition in Multiparty Systems,' *Comparative Political Studies*, 6(4): 431-456.
- Miller, William (1972) 'Measures of Electoral Change Using Aggregate Data,' *Journal of the Royal Statistical Society*, 135(1): 122-142.
- Molinar, Juan (1991) 'Counting the Number of Parties: An Alternative Index,' *American Political Science Review*, 85(4): 1383-1389.
- Niedrmayer, Oskar (1998) 'German Unification and Party System Change,' in Paul Pennings and Jan-Erik Lane (eds.), *Comparing Party System Change*, Routledge, 137-150.

- Niedermayer, Oskar (1996) 'Zur Systematischen Analyse der Entwicklung von Parteiensystemen,' in Oscar W. Gabriel und Jrgen W. Falter (Hrsg.), *Wahlen und Politische Einstellungen in Westlichen Demokraten*, Peter Lang: 19-49.
- Niedermayer, Oskar (1990) 'Sozialstruktur, Politische Orientierungen und die Unterstützung extrem rechter Parteien in Westeuropa,' *Zeitschrift für Parlamentsfragen*, 21 (4): 564-582.
- Panbianco, Angelo (1988) *Political Parties: Organizations and Power*, Cambridge University Press. (村上信一郎訳 (2005) 『政党：組織と権力』 ミネルヴァ書房)
- Pedersen, Mogens (1983) 'Changing Patterns of Electoral Volatility in European Party Systems; 1948-1977: Exploration in Explanation,' in Hans Daalder and Peter Mair (eds.), *Western European Party Systems: Continuity and Change*, Sage: 29-66.
- Pedersen, Mogens (1979) 'The Dynamics of European Party Systems: Changing Patterns of Electoral Volatility,' *European Journal of Political Research*, 7 (1): 1-26.
- Pennings, Paul and Lane, Jan-Erik (1998) 'Introduction,' in Paul Pennings and Jan-Erik Lane (eds.), *Comparing Party System Change*, Routledge, 1-19.
- Poguntke, Thomas, and Webb, Paul (2005) The Presidentialization of Politics in Democratic Societies: A Framework for Analysis, in Thomas Poguntke and Paul Webb (eds.), *The Presidentialization of Politics: A Comparative Study of Modern Democracies*, Oxford University Press: 1-25. (岩崎正洋監訳 (2014) 『民主政治はなぜ「大統領制化」するのか：現代民主主義国家の比較研究』 ミネルヴァ書房：1-36)
- Przeworski, Adam (1975) 'Institutionalization of Voting Patterns, or is Mobilization a Source of Decay?' *American Political Science Review*, 69 (1): 49-67.
- Rae, Douglas (1968) 'A Note on the Fractionalization of some European Party Systems' *Comparative Political Studies*, 1 (3): 413-418.
- Rae, Douglas (1967) *The Political Consequences of Electoral Laws*, Yale University Press.
- Randall, Vicky, and Svåsand, Lars (2002) 'Party Institutionalization in New Democracies,' *Party Politics*, 8 (1): 5-29.
- Rohrschneider, Robert, and Whitefield, Stephen (2009) 'Understanding Cleavages in Party Systems: Issue Position and Issue Salience in 13 Post-Communist Democracies,' *Comparative Political Studies*, 42 (2): 280-313.

- Rokkan, Stein (1968) 'The Structuring of Mass Politics in the Smaller European Democracies: A Developmental Typology,' *Comparative Studies in Society and History*, 10 (2): 173-210
- Rose, Richard, and Munro, Neil (2009) *Parties and Elections in New European Democracies*, ECPR Press.
- Rose, Richard (2009) *Understanding Post-Communist Transformation: A Bottom up Approach*, Routledge.
- Rose, Richard and Urwin, Dereck (1970) 'Persistence and Change in Western Party Systems since 1945,' *Political Studies*, 18 (3): 287-319.
- Sani, Giacomo, and Sartori, Giovanni (1983) 'Polarization, Fragmentation and Competition in Western Democracies,' in Hans Daalder and Peter Mair (eds.), *Western European Party Systems: Continuity and Change*, Sage: 307-340.
- Sartori, Giovanni (2005) *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*, ECPR Press.
- Sartori, Giovanni (1976) *Parties and Party Systems: A Framework for Analysis*, Cambridge University Press. (岡沢憲芙・川野秀之訳 (1992) 『現代政党学：政党システム論の分析枠組み〔新装版〕』早稲田大学出版部)
- Scarrow, Susan (2006) 'Party Subsidies and the Freezing Party Competition: Do Cartel Mechanisms Work?' *West European Politics*, 29 (4): 619-639.
- Scarrow, Susan (1994) 'The "Paradox of Enrollment": Assessing the Costs and Benefits of Party Membership' *European Journal of Political Research*, 25 (1): 41-60.
- Schamir, Michael (1984) 'Are Western Party Systems "Frozen"? A Comparative Dynamic Analysis,' *Comparative Political Studies*, 17 (1): 35-79.
- Sitter, Nick (2002) 'Cleavages, Party Strategy and Party System Change in Europe, East and West,' *Perspectives on European Politics and Society*, 3 (3): 425-451
- Smith, Gordon (1989) 'A System Perspective on Party System Change,' *Journal of Theoretical Politics*, 1 (3): 349-363.
- Stokes, Donald (1963) 'Spatial Models of Party Competition,' *American Political Science Review*, 57 (2): 368-377.
- Tavits, Margit (2008) 'On the Linkage between Electoral Volatility and Party System Instability in Central and Eastern Europe,' *European Journal of Political Research*, 47 (5): 537-555.
- Thomas, John (1979) 'The Changing Nature of Partisan Divisions in the

- West: Trends in Domestic Policy Orientations in Ten Party Systems,' *European Journal of Political Research*, 7(4): 397-413
- Tóka, Gábor (2006) 'Elections and Representation,' in Paul M. Heywood, Erik Jones, Martin Rhodes and Ulrich Sedelmeier (eds.), *Developments in European Politics*, Palgrave Macmillan: 117-135.
- Ware, Alan (1996) *Political Parties and Party Systems*, Oxford University Press.
- Webb, Paul (2002) 'Party Systems, Electoral Cleavages and Government Stability,' in Paul Heywood, Erik Jones, and Martin Rhodes (eds.), *Developments in West European Politics 2*, Palgrave: 115-134.
- Wildgen, John (1971) 'The Measurement of Hyperfractionalization,' *Comparative Political Studies*, 4(2): 233-243.
- Wolinetz, Steven (2006) 'Party System Institutionalization: Bringing the System Back In,' paper prepared for the Annual Meeting of the Canadian Political Science Association, Saaskatoon.
- Wolinetz, Steven (1979) 'The Transformation of Western European Party Systems Revisited,' *West European Politics*, 2(1): 4-28.
- 荒井祐介 (2017) 「政党システム変化の分析枠組み」『政経研究』53巻4号: 116-158。
- 岩崎正洋 (1999) 『政党システムの理論』東海大学出版会。
- 河田潤一 (1986) 「社会的クリーヴィッジと政党システムの変化」西川知一編『比較政治の分析枠組』ミネルヴァ書房: 89-148。









- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)

- 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) [kenjimu.law@nihon-u.ac.jp](mailto:kenjimu.law@nihon-u.ac.jp)

執筆者紹介

掲載順

谷田部 光一 日本大学特任教授  
 米倉 律 日本大学准教授  
 小阪 敬志 日本大学専任講師  
 荒井 祐介 日本大学専任講師

機関誌編集委員会

|      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 渡邊 容一郎 |
| 副委員長 | 柳瀬 容一郎 |
| 委員   | 江島 泰子  |
|      | 大久保 拓也 |
|      | 賀来 健也  |
|      | 河合 利修  |
|      | 楠谷 清   |
|      | 栗原 千   |
|      | 清水 恵   |
|      | 西原 史   |
|      | 友岡 雄   |
|      | 岩井 克   |
|      | 岡山 徳   |
|      | 小野山 義  |
|      | 喜多野 敬  |
|      | 中野 美   |
|      | 野村 未   |
|      | 白方 和   |
|      | 田村 千   |
|      | 武晴 彦   |

政経研究 第五十四卷第三号

平成二十九年十二月二十日印刷  
平成二十九年十二月二十五日発行 非売品

編集責任者 池村正道  
日本大学法学会

発行者 日本大学政経研究所  
電話〇三(五二七五) 八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二二一四 A&Xビル  
印刷所 株式会社メデイオ  
電話〇三(三二九六) 八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū  
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 54 No. 3 December 2017

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

*ARTICLES*

Koichi Yatabe, *The Actual Situation and Problems of the Retirement Management for Middle-aged and Elderly Employees in Japanese Companies*

Ritsu Yonekura, *Historical Development of “August Journalism” in Japanese Television: Focusing on the History of Documentary Programs*

.....  
*ARTICLES*

Takashi Kosaka, *A Study of Profits Resulting from Intragroup Transactions*

Yusuke Arai, *Party System Institutionalization and Structures of Competition*